

学生の確保の見通し等を記載した書類

1 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

①入学定員設定の考え方

現在、健康福祉学群（以下「本学群」という。）では、入学定員 200 人、収容定員 800 人で運営している。平成 30 年度からはこれを入学定員 300 人（100 人増）、収容定員 1,200 人（400 人増）に増員する。

本学群では専修制を採用しており、「社会福祉専修」、「精神保健福祉専修」、「健康科学専修」、「保育専修」を柱として、「健康福祉学」を受け皿とした相互に隣接し合う学問領域を配置している。これらの専門分野それぞれで活躍し得る人材を養成するとともに、総合的、専門的に学べる学群として一定の機能を果たしてきた。

近年では、こころとからだの健康、ヒューマンケア、老年学、保育における保護者とのコミュニケーション等、広くかつ細分化された領域への関心がより高まってきており、学生の希望や社会の需要に応えるべく科目の改廃等を行ってきた。また、スポーツに力を入れる学生の中には健康科学専修を希望する者も多く、本学群で学びたいという学生が多くなってきた。

また、本学における学群制は、隣接領域を幅広く学べる環境に身を置きながら専門の学修を進められることを一つの特色としている。さらに本学群は、まさしく少子高齢化等に向かっていく国際社会を前提として、社会の求めに応じ、「こころとからだ」、「福祉と介護」、「保育とコミュニケーション」を総合的かつ専門的に学べる教育組織でなければならない。上述の社会の変化と需要及び学生の希望に応えるため、今回の学則変更認可申請において教育課程を一部整備するとともに、収容定員の増加を行うこととした。

その具体として、入学定員増加の計画を示す。本学では、「専修」は「専ら中心に学ぶ学問領域」と位置づけていることから、各専修には定員は設けず、学生の希望に応じて配置できるようにしている。とはいえ、各専修において十分な質を担保した教育を行う必要があるため、大まかな内訳としての定員の目安を設けている。現行及び収容定員増加後の各専修の 1 学年あたりの学生数は下表（表 1）のとおりである。

【表1：各専修の1学年あたりの学生数（目安）】

〔現行〕

専修名	社会福祉 専修	精神保健 福祉専修	健康科学 専修	保育専修
学生数	50人程度	20人程度	80人程度	50人程度

〔収容定員増加後〕

専修名	社会福祉 専修	精神保健 福祉専修	健康科学 専修	保育専修
学生数	70人程度	60人程度	120人程度	50人程度

「社会福祉専修」は、「介護」を取り巻く社会的要請に応える形で、新たに介護福祉の要素を充実させるべく科目を増設するとともに、今後の社会福祉分野の需要の高まりに応じていくため、20人程度の増加を行い、70人程度とする。「精神保健福祉専修」は、精神保健福祉士の資格取得のためのカリキュラムに加え、国家資格である「公認心理師」の資格取得を目指す教育課程を設置し、本学大学院での整備も前提に専門的な「実践心理」の学修も可能とする。質量両面からの教育課程を拡充し、精神障がいのある人だけでなく、幅広く心理に関する支援を要する人に寄り添うことのできる人材を輩出するため、40人程度の増加を行い、60人程度とする。「健康科学専修」は、本学群開設当初から安定的に志願者が多くいたが、近年はスポーツの視点から健康科学を学修したいという学生が非常に多くなってきており、従前より量的な拡充が求められていた。これを受け、教育の質の保証も考慮して、40人程度の増加を行い、120人程度とする。なお、「保育専修」は現状の50人程度を維持し、変更は行わない。

今回の収容定員の増加に伴い、精神保健福祉専修に1人、健康科学専修に1人、合計2人の専任教員を新たに採用する。これにより、平成33年の完成年度を迎える時点における本学群の専任教員は33人となる。これは、大学設置基準第13条に規定されている必要専任教員数16人（教授8人以上）を大きく上回る配置であり、これまで以上にきめ細やかな教育を展開することができる体制となる。職位の内訳は、教授12人、准教授13人、講師5人、助教3人である。現在、本学全体では必要専任教員数の1.5倍程度の専任教員を配置しており、今回の収容定員の増加に関しても支障は無く、教育の質を担保することは十分に可能である。なお、本学群の専任教員のうち、完成年度末までに定年を迎えるものについては、大学全体の人事計画に基づき適切に採用を行うこととしており、この点からも問題は無い。

施設・設備面からは、本学群は町田キャンパスを中心に、大学全体で現在103,529.67㎡の校舎面積を有している。既設学群と共用することとなるが、本学群の収容定員増加を踏まえても大学設置基準上の要件を十分に満たしている。また、本学園中期目標において施設の更新等をマスタープランに沿って進め、教育研究環境の整備を行っていく。講義室、実習室、実験室、練習室等については、現場実習に備えて実践力を磨

くことができる施設や設備を、今回の収容定員増加を踏まえた整備及び拡充をする。同時に講義科目については、授業科目の登録者数や講義形態を確認しながら教室の割り当てを適切に行うことで収容定員増加にも対応した教室数を確保し、教育研究に支障の無いよう整える。

さらに、上記の状況を踏まえて設定した入学定員 300 人について、安定的に確保することができるという見通しの根拠として第三者機関によるアンケート調査を実施した。詳細は後項で述べるが、収容定員増初年度となる平成 30 年度の主な受験対象者である高校 3 年生に対して実施したアンケート調査において、「合格した場合、入学したい」という本学群に対する強い進学意欲を示した回答は 422 人という結果を得ることができた。これに加え、後項において詳述する外部資料からみた同系統学部募集状況及び入学定員充足率の分析の結果から、本学群が含まれると想定される「健康科学部」「健康福祉学部」「スポーツ健康科学部」は、安定的な志願者数で推移している分野であることが分かった。また、本学群の過去 5 年間に於ける志願者数の推移及び入学定員充足率からも、安定的に入学定員を満たしている状況であることが分かった。

以上のことから、入学定員 100 人、収容定員 400 人を増加した場合においても、入学者選抜に支障の無い志願者数を確保し、学生の質を落とすことなく長期的かつ安定的に定員を充足することは可能であると判断した。

②定員を充足する見込み

1) 高校生アンケート調査結果における学生の確保の見通し

第三者機関である株式会社紀伊國屋書店及び株式会社高等教育総合研究所に調査を依頼した（資料 1，別添）。

本学の学生募集基盤となる関東近県の他、本学群における過去の進学実績のある全国の高等学校に通学する高校 3 年生を対象に実施したアンケート結果では、本学群を「受験したい」と回答した生徒は 844 人（全体の 5.0%）であった。この 844 人に対し、「合格した場合、入学したいですか」と問うたところ、422 人（50.0%）から「合格した場合、入学したい」と強い入学意欲を示す結果を得ることができた。この結果は入学定員 300 人を十分に上回るものである。この他、調査を実施していない東京、神奈川県内の高等学校を中心に、進学実績のある高等学校からも多数受験することが予見されることから、十分な定員充足が見込まれる。

さらに、「受験しない」を選択した生徒のうち、1,953 人（12.4%）は「興味・関心のある分野だが、他大学への進学を希望しているから」、675 人（4.3%）は「興味・関心のある分野だが、更に詳細を知った上で検討したいから」と回答している。これは、アンケート用紙（資料 1，別添）に記載された情報だけで回答しているためであると考えられるため、後項において詳述する広報活動において、高校訪問や出張講義等の積極的展開とオープンキャンパスの更なる充実を図っていくことで、よ

り安定した定員の充足を見込むことができる。

2) 外部資料からみた同系統学部の募集状況及び入学定員充足率

資料2（別添）は、日本私立学校振興・共済事業団が公表している「私立大学・短期大学等入学試験動向（平成26年度から平成28年度まで）」で、本学群と同じ系統の学部の動向である。これは、私立大学の各学部を系統別に区分したもののうち、その他に区分された「健康科学部」「健康福祉学部」「スポーツ健康科学部」の平成26年度から平成28年度までの入試動向が分かるデータとなっている。平成26年度から平成28年度までの3年度間における入学定員充足率をみると、まず、健康科学部はそれぞれ111.00%、106.49%、107.96%となっている。次に、健康福祉学部は91.09%、88.88%、80.11%となっている。スポーツ健康科学部は108.70%、112.09%、110.20%という状況となっている。3つの学部のうち、健康科学部及びスポーツ健康科学部の入学定員充足率は105%前後で推移していることから、好調な分野であり、かつ安定的に入学者を確保できる分野であることが分かる。一方、健康福祉学部においては、いずれの年度も定員割れを起こしており、また入学定員充足率も減少傾向となっていることから、入学者の確保が安定している状況でないことが分かる。

資料3（別添）は、「日本私立学校振興・共済事業団 私立大学等入学志願の過去5年間の動向」のうち、上記と同様に本学群と同じ系統の学部（健康科学部、健康福祉学部、スポーツ健康科学部）の志願者数を過去5年度間分抽出・作成したデータである。3学部の合計をみると、平成24年度の31,740人から平成25年度の39,052人と大幅な増加が見られ、平成26年度以降は3万7千人前後と安定した志願者数で推移している。

下表（表2）は、本学群の平成25年度から平成29年度までの過去5年間における志願者数の推移である。過去5年間の入学定員200人に対し、平成25年度の志願者数は1,078人であったが、平成26年度の924人、平成27年度の898人と2ヵ年連続で1,000人を割り込んだ状況となった。しかし、広報活動の改善等により、平成28年度以降は1,052人、1,111人と再び回復し、志願者数が増加傾向となっていることが分かる。前述した日本私立学校振興・共済事業団が公表する「私立大学・短期大学等入学試験動向（平成26年度から平成28年度まで）」の健康福祉学部における入学定員充足率や志願者の推移と比較すると、同じ名称である本学群における学生募集が好調であることがこの資料からも分かる。また、入学定員充足率をみると、いずれの年度も100%を超えている状況となっており、安定的に入学定員を満たしている状況にあることが分かる。

【表 2：本学群の志願者数等の推移】

年度	入学定員	志願者数	志願倍率	入学者数	入学定員 充足率
平成 25 年度	200	1,078	5.39	211	105.5%
平成 26 年度	200	924	4.62	215	107.5%
平成 27 年度	200	898	4.49	256	128.0%
平成 28 年度	200	1,052	5.26	218	109.0%
平成 29 年度	200	1,111	5.56	212	106.0%

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

(1) 高校生への進学意向調査（アンケート）の分析結果

定員を充足する根拠となる客観的なデータについては、前述の第三者機関に対し、次のような調査を依頼した（資料 1，別添）。

調査に際しては、平成 30 年度の大学入試において主な志願者層となり得る平成 29 年度の高校 3 年生をアンケートの調査対象に、本学群に過去 3 年間に於いて志願実績がある高等学校で、関東近県（東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県）を中心に、全国に所在する 1,391 校に F A X にて実施を依頼した。その後、370 校からの回答のうち 127 校から実施の承認を得ることができ、アンケート用紙を送付した。各高等学校において調査対象である高校 3 年生にアンケート用紙を配付の上、回答後その場で回収し、有効回答 16,940 件を得ることができた。志願実績のある高等学校からの回答ということもあり、客観性は十分に担保されている。

調査内容は資料 1（別添）の通りである。また、本学群の概要において、「学群の名称」、「収容定員増加の時期」、「入学定員」、「所在地」、「養成する人材像」、「教育の特色」、「卒業後の進路」、「学費」、「競合する大学・学部・学科の名称」について明示した。

問 5 において、本学群の概要を読んだ上で受験の意思について質問した。その結果、「受験したい」との回答が 5.0%、844 人、「受験しない」が 92.9%、15,736 人であった。これは、対象となる高等学校の層や地域が多様であることを踏まえると遜色の無い結果であると判断することができる。

問 6 及び問 7 の 2 問については、問 5 で受験したいと回答した層に対し、次のように質問した。

問 6 では、本学群で取得を目指せる資格・免許の中で、興味があるものを複数選択可の形式で質問した。最も多かった回答は、「保育士」が 32.0%、270 人であった。次に、「社会福祉士」が 31.6%、267 人、「中学・高校教諭 1 種免許（保健体育）」が 29.3%、247 人という結果を得た。

問 7 では、本学群に合格した際の入学意思について質問した。その結果、「入学したい」

が 50.0%，422 人，「併願大学の結果によっては入学したい」が 48.2%，407 人であった。受験したい層は，前述のとおり問 6 において様々な資格・免許の取得への興味を抱いており，第一志望若しくは併願大学の結果によって本学への入学意志があることを改めて確認することができた。なお，「入学したい」は本学群を第一志望としていることが考えられ，予定している入学定員 300 人を大きく上回る 422 人から本学群に対する強い入学意志を有していることが確認できた。加えて，「入学したい」及び「併願大学の結果によっては入学したい」の各回答と問 1 の居住地における回答をクロス集計したところ，「入学したい」と回答した 422 人のうち，139 人が「東京都」，215 人が「神奈川県」に居住している高校生であることが分かった。これは，本学に自宅からの通学が可能といえる地域に居住している高校生の入学意欲のみで考えても，予定している入学定員 300 人を上回る回答結果を得られることができたことから，本学群が「地元」の高校生に対して一定の認知がされていることの証左であるといえる。

なお，問 8 では，問 5 で本学群への受験の意思に関する設問において「受験しない」と回答した層に対して，「受験しない理由」を複数回答可の形式で質問した。最も多かった回答は，「興味・関心のある分野ではないから」が 69.6%，10,945 人であった。次に，「興味・関心のある分野だが，他大学への進学を希望しているから」が 12.4%，1,953 人，「卒業後の進路として，大学への進学を考えていないから」が 11.6%，1,826 人と続く結果であった。分野については，対象となる高等学校の層が多様であることや文系・理系が混在する中では止むを得ないものと認識している。

その一方で，2 番目に多い回答となった「他大学への進学を希望している」や「更に詳細を知った上で検討したいから」との回答については，アンケート用紙に記載されたごく限られた情報のみを基にしてアンケートを回答しているためと考えられる。これについては，後述するように広報活動の体制や内容の充実を図っていくことによってより多くの情報を提供し，本学群の魅力を最大限にアピールすることで，さらに多くの志願者，入学希望者を獲得することが可能であると判断することができる。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学群では，「入学者受入れの方針」を次のように定め，求める学生像を明確に示している。

[入学者受入れの方針] (アドミッション・ポリシー)

本学群は，加速する少子高齢化社会や多様化かつ高度化する福祉ニーズに対応できるプロフェッショナルを育成することを目的としています。

これらの分野で活躍するためには，乳幼児から高齢者までの人間の成長，発達や生活に関心を持ち，一つの専門領域にとどまることなく，広い範囲の知識や技術を身につけ，多角的な観点から総合的にものごとを考える力が必要となります。また，人々の願い，悩み，喜びに共感できる人間性も求められます。

そこで、学群制という教育システムに、「社会福祉」「精神保健福祉」「健康科学」「保育」の4つの隣接する学問領域を配置し、自らが興味関心を抱いたテーマやコミュニティ、社会の課題に取り組む中で、必要とされる実践力を身につけていきます。

[求める学生像]

本学群では、この教育の考えに共感し、学群での学修や経験を通して、成長を望む人たちを求めます。

また、ここでの学びをはじめようとする人たちには、以下の素養を身につけておくことを求め、各選抜において、その資質をはかります。

- ・高等学校までに身につけておくべき基礎学力を有する者
- ・自ら進んで学ぶ強い意欲と自立心を有する者
- ・人々の健康，こころ，からだ，福祉に強い関心を有する者
- ・社会と積極的に関わりを持ち，様々な課題に対して挑戦する意欲を有する者
- ・建学の理念を理解し，他者に奉仕し，ともに向上する意欲を有する者

①広報活動の体制

学長を中心として、本学群専任教員及び募集広報活動の主管部署である入試事務室職員その他、全学的な教職協働体制により、本学群への進学意欲の向上のための広報活動を展開する。

教員は、主として高等学校への出張講義や高等学校への訪問を行う。実際の教育・研究を行う教員としての視点で、本学群の入学者受入れの方針に共感して入学した学生を育成するためにどのような教育を行っていくのかを、高等学校の教員及び生徒等に示していく。これに加え、高等学校での進学説明会や会場等で行われる進学相談会等にも職員とともに積極的に参加し、より魅力的な情報の発信を行う。

職員は、オープンキャンパスをはじめとする各種イベントの企画、広報媒体掲載の準備等を行いつつ、全国の高等学校訪問、進学ガイダンスや進学相談会等に積極的に参加することとしており、全学学生募集広報プロジェクトと呼称する全学的なチーム体制をもって臨むこととしている。

②広報活動の内容

1) 高校訪問

本学の通学圏内である東京都及び神奈川県を中心として、埼玉県、千葉県、山梨県東部、静岡県東部に所在する高等学校を定期的に訪問する。訪問に際しては進路指導担当教諭に広報活動を行いつつ、当該年度の受験生の進路志望状況等の情報収集も併せて行い、かつ積極的に訪問する。訪問に際しては、当該地域で開催される進学説明会の前後に各高等学校を訪問し、進学説明会への参加の要請や、進路担当教諭だけで

なく本学への進学希望者がいる場合は、当該生徒との面談も行い、教育内容や入試の実施方法等についての相談を行う。

全国各地における高校訪問は、教職員だけでなく、本学卒業生や本学在学中の学生の保護者の協力も得て実施する。本学では在学中の学生の保護者の組織を地域ごとに設けており、毎年1回、各地で「保護者懇談会」を行い、遠方地域から親元を離れて通う学生の保護者に対し、教育研究活動の説明や相談をはじめとした懇談を行っている。その説明等の中で、学生の出身高等学校や学習塾、当該地域の高等学校へ出向いてもらい、ポスターの掲示依頼や進路担当教諭等に説明等を行っていただいている。教職員の視点にはない保護者ならではの視点で本学の魅力を伝えてもらうことが可能であり、高等学校からの評判も良いことから、継続して実施する。

2) 出張講義及び模擬授業

本学の通学圏内である東京都及び神奈川県をはじめ、埼玉県、千葉県、山梨県東部、静岡県東部に所在する高等学校を中心に、専任教員による出張講義や模擬授業を積極的に実施する。教育関係の広告代理店からの依頼による出張講義や高等学校から直接の依頼によるもの等、様々な形で数多くの依頼がある。出張講義の内容は具体的に示されることが多く、その内容に応じて積極的に対応する。その際は、本学群専任教員全員で対応する。

また、本学は「高大連携」制度を設けており、東京都及び神奈川県の高齢学校を中心に、現在67校と協定を締結している(資料4、別添)。この高大連携協定校を含め、通学距離圏内にある高等学校に対し、出張講義や模擬授業を行う。この他、近年は授業の一環で本学へキャンパス見学に訪れる高等学校も数多くあるため、生徒や引率の教諭に対しても模擬授業やワークショップ等を行うことで、本学群の魅力を十分に伝えていく。

3) オープンキャンパス

本学では、例年3月から11月にかけて、複数回にわたりオープンキャンパスを実施している。平成28年度は14,549人の参加者があり、近年は13,000人を超える来場者(表3)となっている。開催する時期によって対象学年が異なってくることから、随時実施内容を変えて行う。主な実施内容としては、大学全体のガイダンスにはじまり、本学群等の教育内容等に関するガイダンスや体験授業、ワークショップ、海外留学等の国際交流や在学生との懇談、キャンパスツアー、入試ガイダンス等を実施する。開催に際しては各学群の専任教員、入試事務室を中心とした各部署の専任職員による教職員のほか、桜インターンと呼称する本学在学生在が多数連携して行う。

オープンキャンパスは高校生に対して本学の魅力を伝える最大の広報手段の一つとなっており、本学群においてもこのオープンキャンパスを十分に活用する。

また、例年 10 月下旬から 11 月上旬にかけて大学祭を開催しており、期間中は、受験生向けに「受験・進学相談会」も開催している。本学学生が躍動しているところを高校生に直接見てもらう良い機会であるとともに、本学への関心を高めるものとして継続的に実施している。

【表 3：オープンキャンパス参加者数（平成 24 年度～平成 28 年度）】

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人数	9,686 人	10,579 人	13,138 人	13,704 人	14,549 人

4) AO・推薦準備セミナー

オープンキャンパスで行う入試ガイダンスとは異なり、本学を第一志望として検討している高校生を主な対象として、これまでの学びや経験を振り返るとともに、学びへの興味・関心を考えさせる機会として「AO・推薦準備セミナー」を実施している。セミナーの内容は、対象とする学年に応じて異なっている。

全体の共通内容としては、「これまでの学びと経験を振り返る」、「学びへの興味・関心を考える」、「AO入試や推薦入試での評価ポイントのチェック」等を行い、高校 3 年生向けのセミナーでは自己申告書や志望理由書を作成するためのヒントとなるワークショップを行う。高校 1・2 年生向けのセミナーでは、「未来を拓く充実した高校生活の過ごし方」に関するワークショップを行う。

このように、学年により内容を変化させることにより、本学への志望動機を一層高めていき、早期から本学を目指す生徒の獲得を図る。

5) ウェブサイト

ウェブサイトは高校生に対し、本学の魅力を伝える手段として最も有効な第一接触媒体である。現在、大学をはじめとして学園全体におけるウェブサイトのリニューアル行っており、大学においては平成 29 年 9 月にリニューアル公開する予定である。リニューアル後は、本学群の学群制をより分かりやすく示し、かつ本学群を含む各学群のウェブサイトについても、独自に魅力を発信することができるものとする。学群全体の概要、三つの方針（入学者受入の方針、教育課程編成の方針、学位授与の方針）、学群の特色や魅力、教員紹介、キャリア、学生生活等を掲載する。掲載内容については、文字だけでなく動画での紹介も取り入れ、より具体的な魅力を発信していく。

また、高校生のスマートフォン保有率は 90%を超え、スマートフォンを利用したアクセスが極めて高くなってきていることから、スマートフォン用のウェブサイトも同等に構築する予定である。

随時更新を行い、常に最新の情報を提供することを心掛けるとともに、学生の声も多く発信していくことで、本学を志望する受験生が最も知りたいことを学生の視点から伝えていくことにも注力する。

6) 進学相談会及び進学説明会への参画

進学情報誌や進学情報サイト等の各種媒体の広告代理店等が主催する全国各地の会場で開催する進学相談会，高等学校での進学説明会に積極的に参画する。この相談会や説明会は年間を通じて実施されており，時期により高校3年生だけでなく，1年生や2年生を対象として実施される。昨今は1年生から進学相談会へ参加する生徒も多く，早い時期から進路の意識が高まっている。本学群においても，1，2年生のうちから魅力を伝え，進学を希望してもらえよう意識づけを行う。

また，これらで出会った生徒たちには，以降も継続して本学の魅力を発信し続けていく。郵送物やソーシャルネットワークワーキングサービスを活用し，発信する時期によりその内容も変えていく。年度初めのうちはオープンキャンパスの情報，その後は留学等の国際交流，入試日程や入試内容等といったように，手元に届いた高校生が常に新しい情報に触れることができるようにする。

7) 進学情報誌等の媒体への掲出

進学情報誌や進学情報サイトへの掲出も積極的に実施する。掲出に際しては，本学におけるこれまでの掲出実績を勘案しつつ実施するほか，本学群単体での各種媒体（進学情報誌や進学情報サイト，新聞，雑誌，メディア等）への掲出も積極的に行う。

8) 海外教育機関への訪問

本学は国際的な質保証にも積極的に取り組んでいる。その活動の一環として，世界大学総長協会（IAUP）や国連アカデミックインパクト（UNA I）をはじめ，アジア・キリスト教大学協会（ACUCA），国際大学協会（IAU），アジア太平洋大学交流機構（UMAP）等に加え，国際的な連携協力体制を整えており，本学群の広報活動についてもトップマネジメントによって推し進める。

9) 志願予定者の動向分析

上述した高校訪問や進学相談会，オープンキャンパス等で得た志願予定者の動向等は，入試事務室において情報を集約し，分析を行う。

また，文部科学省等の公的機関や進学媒体等より提供されるデータ等からも受験生や他大学等の動向も分析し，その分析結果を基に広報活動の内容を不断に改善しつつ，学生の確保に注力する。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学群は、建学の精神に基づき、「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを基本理念とし、健康福祉分野における専門的知識と技能を身につけ、グローバルな視野をもって人々の健康と福祉に貢献すること」を教育研究上の目的としている。この目的を実現するため、体系的に編成したカリキュラムの下で卒業要件を満たし、本学群が求める知識、技能、能力を修得した者に対して卒業を認定し学士の学位を授与することとしている。

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

①外部資料からみる本学群の人材需要

人々の健康や福祉に関するサービスが多様化、高度化する中、一つの専門領域にとどまることなく、乳幼児から高齢者まで広い範囲から総合的に物事を考えられる力を身につけ、人々の願い、悩み、喜びに共感できる人間性を養い、加速する少子高齢化社会と多様な福祉ニーズに対応できる人材の育成を実現するため、平成18年度の開設以来、本学群では様々な人材を世に輩出してきた。

内閣府が公表する「高齢社会白書（平成28年版）」によると、平成27年10月1日時点における我が国の総人口1億2,711万人のうち、65歳以上の高齢者人口は3,392万人であり、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.7%となっている。この高齢化率は今後も上昇することが予測されており、65歳以上人口が3,878万人でピークを迎える平成54年以降も上昇し、平成72年には39.9%に達することから、このような状況に対する様々な問題は、今度も継続されると考えられる（資料5、別添）。例えば、高齢社会白書において取り上げている事例の一つには、65歳以上の認知症患者数が増加すると予測されており、平成24年の462万人から平成37年には約700万人に達すると見込まれている。また、65歳以上の要介護者等認定数は平成25年度末で569.1万人であり、平成15年の370.4万人から198.7万人も増加している状況となっている（資料6、別添）。

公正取引委員会が公表する「介護分野を取り巻く状況・制度の概要（平成28年4月19日）」（資料7、別添）によると、特別養護老人ホームの定員数は平成12年の29万8,912人から平成26年には53万8,900人となり、約1.8倍の増加となっており、有料老人ホームの定員数は平成12年の3万6,855人から平成26年には38万7,666人となり、約10倍もの増加となっている。高齢社会白書が予測するように、高齢化が進む状況を考慮すると、高齢者向けの住まいは今度も増加すると考えられ、それらを支える人材の需要も高く、人材の養成は重要な課題であるといえる。

厚生労働省が平成 27 年にプレスリリースした「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」（資料 8，別添）によると，介護職員の平成 37 年度の需要見込みは 253.0 万人とされており，現状推移シナリオによる介護人材の供給見込みとなる 215.2 万人と比べて 37.7 万人ものギャップが生じると報告されている。また，平成 17 年の介護保険法改正で制定された地域包括支援センターには，保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー等の配置が義務づけられていることから，これらの資格所有者の需要は今後も続くと考えられる。

高齢社会白書では健康寿命（日常生活に制限のない期間）についても分析がなされているが，平成 13 年から平成 25 年までの健康寿命と平均寿命の伸びを比べた結果，平均寿命の伸び（男性 2.14 年，女性 1.68 年）よりも健康寿命の伸び（男性 1.79 年，女性 1.56 年）が小さいとしている（資料 6，別添）。また，国の政策において，健康寿命を延伸するためには，要介護状態を予防する方策を講じ得る人材の養成が教育現場において求められるとされている。さらに，健康寿命が延伸されたとしても，世界一ともいわれる急速的な高齢化が今後も進行することを考慮すると，国内の要介護者数が減少するという楽観的な見通しは立て難いことに加え，生活の継続性を維持するための新たな介護サービス体系も要請されてきている。平成 26 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－」（資料 9，別添）では，重要な施策の一つとして，世界最先端の健康立国を掲げ，新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備を実行すると示されており，人々の健康に対する理解促進を実現する人材輩出として，本学群で健康について幅広く学び，社会的課題に取り組む知恵や力を持つ人材の養成は，我が国の施策においても必要であるといえる。

さらには，からだの健康に加え，近年，こころの健康の重要さも認識が広がってきている。厚生労働省は健康寿命の延伸等を実現するため，平成 12 年より 21 世紀における国民健康づくり運動（通称健康日本 21）を策定しており，現在は「健康日本 21（第二次）」として平成 34 年までのプランが実行されている。その中で，「休養・こころの健康づくり」が盛り込まれており，からだの状況とこころは相互に強く関係しているとしている。厚生労働省の「患者調査」より精神疾患を有する総患者数の推移（資料 10，別添）をみると，平成 11 年の 204.1 万人から平成 26 年には 392.4 万人と，2 倍近くに増えていることがわかる。特に目立つのは，前述の高齢社会白書でも指摘されている認知症（アルツハイマー病）と，気分（感情）障がい（躁うつ病を含む）となっているのが見て取れる。このような精神疾患を有する患者の増加に加え，平成 26 年の精神保健福祉法の改正では，精神科病院の管理者に精神保健福祉士等の医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の配置を義務づける等，こころの健康に向けて対策がなされており，本学群において養成している精神保健福祉士の需要は今後も増加すると見込まれる。

我が国では上記で示したとおり超高齢化社会の到来が予測されている一方で，「少子化

社会対策白書（平成 28 年版）」（資料 11，別添）によると，平成 26 年時点での合計特殊出生率が 1.42 となっており，これを踏まえた場合，平成 72 年の日本の総人口は 8,674 万人にまで減少するとの推計が出されている。このような少子高齢化を前提として国も様々な取組を展開し，実行プランに移されている。近年では，平成 28 年 6 月 2 日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され，子育ての環境整備や障がい者等の活躍支援等，少子高齢化の諸問題への具体的な取組について示されている。厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」（資料 12，別添）によると，保育所は平成 27 年の 28,783 か所から，平成 28 年には 30,859 か所と 1 年間で約 2 千か所も増加している。その一方で，待機児童数は 23,553 人となっており，今後も保育所の拡充及びそれらを支える人材の需要拡大が予測される。また，同資料における待機児童マップによると，本学群がある東京都では 8,466 人もの待機児童がおり，全国の中で圧倒的に多いことが示されている。本学群では保育士の養成も行っているが，東京都での待機児童の状況を考慮すると，同地域における保育士への需要は今度も増加すると考えられる。

さらに，文部科学省の「学校基本調査」における私立大学の卒業後の進路（資料 13，別添）をみると，私立大学全体の就職率（卒業者の合計から進学者等を除いた値を正規職員への就業者で除する数値）は過去 5 年間の平均で 75.3%となっている。同様に，同調査の学科系統分類表を参考に，“健康福祉”が含まれる各分野の過去 5 年間の就職率の平均をみてみると，社会科学（社会学関係）の 78.2%，社会科学（その他）の 76.9%，保健（その他）の 84.0%となっており，非常に僅差であるもの，いずれの分野も私立大学全体の就職率を上回っていることから，当該分野における就職の状況が良好であることを意味する。

以上のとおり，本学群で養成する人材については，社会的な状況や推移，動向を踏まえると，社会的な需要を反映したものであり，将来的にも一層需要が高まっていくものといえる。

②本学群の卒業後の進路

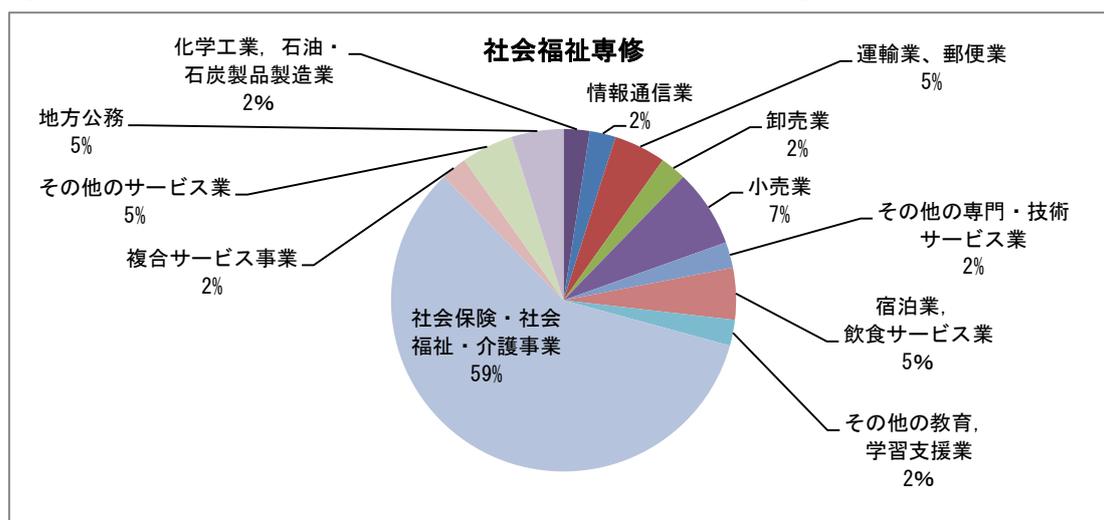
下表（表 4）は，平成 27 年度に本学群を卒業した者たちの学校基本調査における卒業後の進路の一覧である。学校基本調査上の「就職率」とは，正規の職員等として就職した就職者を，進学者数を除いた卒業者数で除した割合で算出している。この基準で本学群全体の就職率を算出すると 82.1%となる。前出の文部科学省の「学校基本調査」私立大学の卒業後の進路」（資料 13，別添）において私立大学全体の 5 年間の平均は 75.3%となっており，これと比較すると本学群全体の就職率は 6.8 ポイント上回っていることから，本学群における社会的な需要は高いことがわかる。

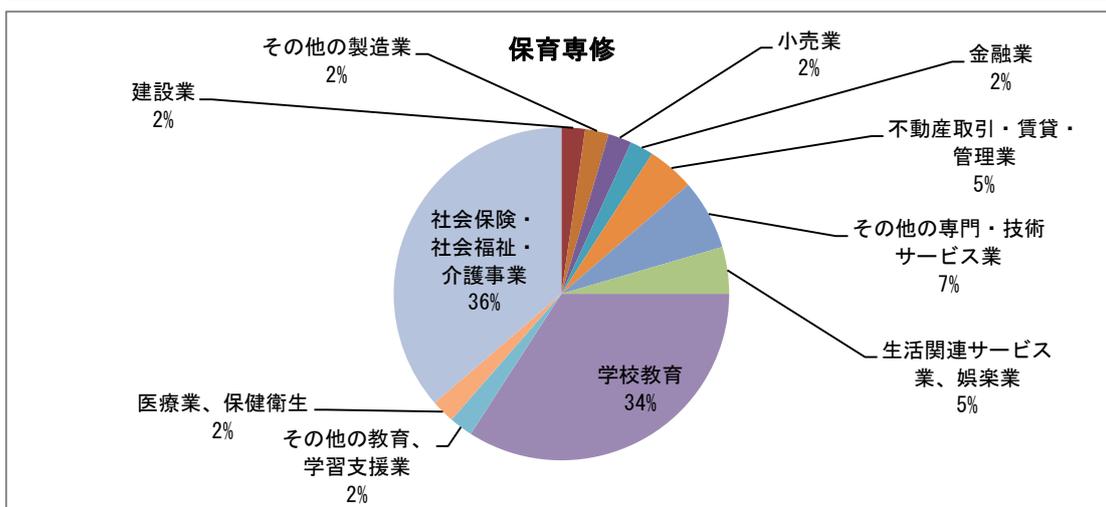
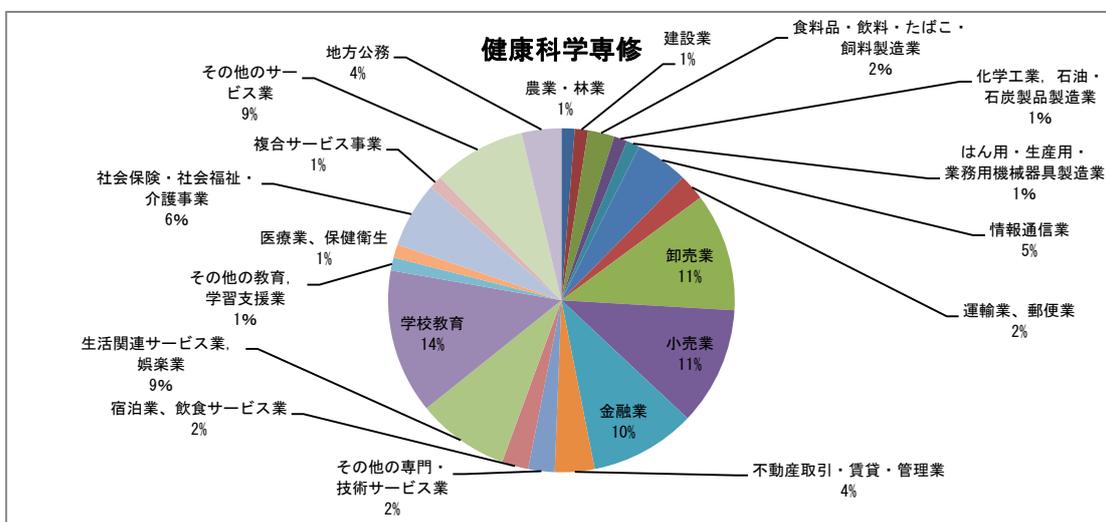
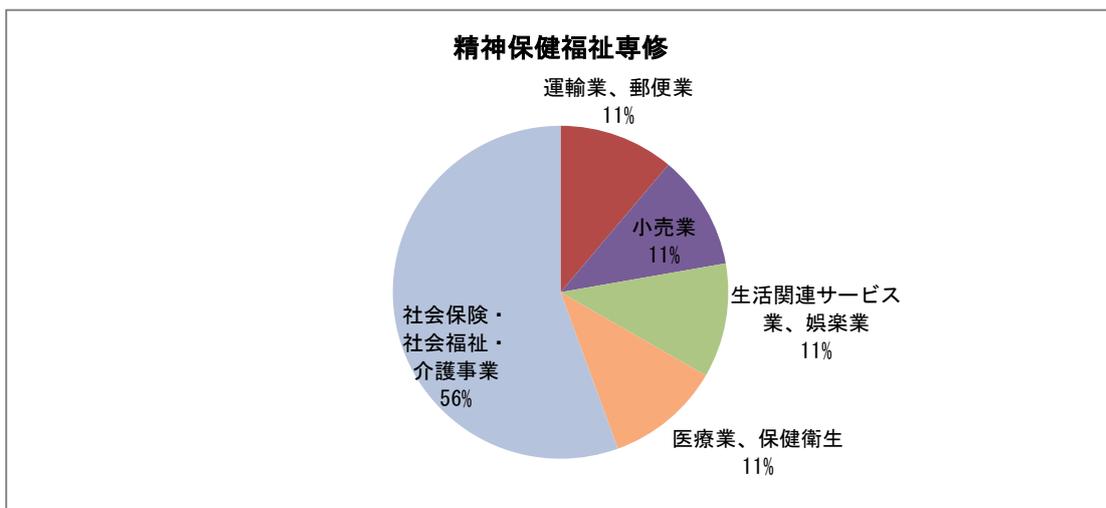
【表4：「学校基本調査」における本学群及び専修別卒業後の進路（平成27年度）】

専修	就職率	進学者数 を除いた 人数	合計 (卒業者 数)	進学者数	就職者 (正規の 職員等)	就職者 (正規の 職員等で ない者)	専修学 校・外国 の学校等 入学者	一時的な 仕事に就 いた者	左記以外
社福	87.0%	46	47	1	40	1	1	0	4
精保	100.0%	9	9	0	9	0	0	0	0
健科	73.1%	93	95	2	68	13	3	4	5
保育	91.7%	48	48	0	44	0	1	1	2
総計	82.1%	196	199	3	161	14	5	5	11

下図（図1）は、本学群の平成27年度の就職状況を専修別かつ業界別に示したものである。本学群は専攻によって取得できる免許や資格が異なることから、就職状況に特徴がみられるものの、幅広い業界に就職していることが分かる。健康科学専修は「卸売業」や「小売業」、「金融業」、「生活関連サービス業」、「学校教育」の5業界で半数を占めつつ、他の業界にも数%前後の割合で幅広く就職していることが見て取れる。保育専修は「学校教育」と「社会保険・社会福祉・介護事業」への就職が70%程度占めている。これは取得した幼稚園教諭や保育士の免許・資格を活かした就職であることを明示している。また、精神保健福祉専修及び社会福祉専修も60%近くが「社会保険・社会福祉・介護事業」へ就職しており、各専修で学んだ福祉への知識と現場での実践力を活かして就職していることを意味する。一方で、いずれの専修もその他多様な業界への就職を果たしており、本専修で学んだ技術や知識を就職に活かしていることが見て取れる。

【図1：本学群専修別卒業生の業界別就職割合（平成27年度）】





また、下表（表5）は平成27年度に本学群を卒業した者のうち、企業等への就職を希望した者がどれだけ就職を決定したかを示したものである。これで見ると、学群全体及び専修別にみても全ての専修で100%の就職率であることが分かる。図1で示したように、

本学群は取得した資格を活かした業界への就職を中心に、修得した知識や技術を活かした様々な業界へ全員が就職を果たすことができている。

このように、本学群における教育の内容は企業活動においても高い評価を得ていることの証左であるといえる。

【表5：本学群及び専修別卒業生中の就職希望者における就職率（平成27年度）】

専修	就職希望者数	就職決定者数 (正規の職員等に正規の職員等でない者を加えた就職者数)	就職決定率
社会福祉	41	41	100.0%
精神保健福祉	9	9	100.0%
健康科学	81	81	100.0%
保育	44	44	100.0%
総計	175	175	100.0%

以上のことから、本学群が要請した人材の社会的需要は高いものと推定することができる。

資料目次

資料番号	資料名
資料 1	高校生アンケート調査報告書
資料 2	日本私立学校振興・共済事業団 私立大学等入学試験動向（その他：健康、福祉）
資料 3	日本私立学校振興・共済事業団 私立大学等入学志願の過去 5 年間の動向（その他：健康、福祉）
資料 4	桜美林大学高大連携協定校一覧
資料 5	高齢社会白書（高齢化率）
資料 6	高齢社会白書（認知症、健康寿命）
資料 7	介護分野を取り巻く状況・制度の概要
資料 8	2025年に向けた介護人材にかかる需給推計
資料 9	日本再興戦略2016
資料10	精神疾患患者数推移
資料11	少子化社会対策白書
資料12	保育所等関連状況取りまとめ
資料13	私立大学卒業後の進路

桜美林大学「健康福祉学群」
定員増加についての高校生アンケート調査
報告書

平成 29 年 6 月

株式会社紀伊國屋書店

株式会社高等教育総合研究所

目次

1	調査の概要	1
2	全質問項目の集計結果	3
3	集計結果のポイント	7

添付資料

	「桜美林大学健康福祉学群 定員増加についての高校生アンケート調査」用紙	13
--	-------------------------------------	----

1 調査の概要

- ◆調査の目的：本調査は、桜美林大学が平成30年4月に定員増加を構想中の「健康福祉学群」の学生確保の見通しを、大学外の公正な第三者機関によりアンケートを用いて測ることを目的とする。
- ◆調査期間：平成29年4～5月
- ◆調査対象：平成30年度の大学入試を受験する可能性が最も高い、平成29年度の高校3年生をアンケートの対象とした。
- ◆調査方法：桜美林大学の「健康福祉学群」における過去3年間の志願実績がある全国の高等学校1,391校にFAXにて実施を依頼。実施の承認が得られた127校にアンケートを送付。各校の教員が調査対象である高校3年生にアンケート用紙を配布の上、回答後その場で回収した。
依頼対象校の内訳は以下の通り。

高等学校の所在地	学校数	高等学校の所在地	学校数	高等学校の所在地	学校数
北海道	13校	石川県	5校	岡山県	6校
青森県	5校	福井県	3校	広島県	8校
岩手県	6校	山梨県	41校	山口県	6校
宮城県	10校	長野県	33校	徳島県	5校
秋田県	4校	岐阜県	15校	香川県	4校
山形県	10校	静岡県	118校	愛媛県	6校
福島県	7校	愛知県	8校	高知県	2校
茨城県	35校	三重県	9校	福岡県	18校
栃木県	9校	滋賀県	6校	佐賀県	3校
群馬県	9校	京都府	7校	長崎県	9校
埼玉県	169校	大阪府	15校	熊本県	10校
千葉県	152校	兵庫県	8校	大分県	5校
東京都	345校	奈良県	1校	宮崎県	7校
神奈川県	210校	和歌山県	2校	鹿児島県	11校
新潟県	10校	鳥取県	4校	沖縄県	13校
富山県	5校	島根県	4校		
合計				1,391校	

◆調査内容：アンケート項目は全8問で、全て選択肢式とした。

主な質問内容は、以下の通りである。

『回答者の基本情報（居住地・性別）について』

『回答者の高校卒業後の希望進路について』

『桜美林大学「健康福祉学群」への受験・入学意欲について』

◆実施校：127校（実施率 9.1% / 依頼数 1,391校）

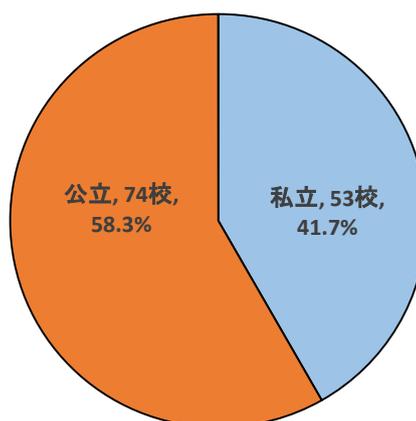
◆有効件数：16,940件（回収件数 16,990件 / 有効件数率 99.7%）

◆実施高校：本アンケートに協力いただいた127校の詳細は以下の通り。

1. 所在地別の実施高校数

所在地	公立	私立	合計	割合
北海道	2校	0校	2校	1.6%
岩手県	1校	0校	1校	0.8%
秋田県	1校	0校	1校	0.8%
福島県	1校	0校	1校	0.8%
茨城県	1校	2校	3校	2.4%
栃木県	1校	1校	2校	1.6%
群馬県	0校	1校	1校	0.8%
埼玉県	2校	3校	5校	3.9%
千葉県	4校	2校	6校	4.7%
東京都	17校	21校	38校	29.9%
神奈川県	29校	16校	45校	35.4%
新潟県	0校	1校	1校	0.8%
山梨県	6校	0校	6校	4.7%
長野県	1校	0校	1校	0.8%
岐阜県	1校	0校	1校	0.8%
静岡県	5校	3校	8校	6.3%
山口県	0校	1校	1校	0.8%
愛媛県	1校	2校	3校	2.4%
鹿児島県	1校	0校	1校	0.8%
合計	74校	53校	127校	100.0%
割合	58.3%	41.7%	100.0%	

2. 設置者別の実施高校数



2 全質問項目の集計結果

※「構成比」(%) はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計は必ずしも 100.0% と一致しない。

3～6 ページは、アンケートで回答を得た 16,940 人の回答結果に基づく全質問項目の集計結果である。

問1 あなたが現在お住まいの都道府県をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	東京都	4,838	28.6%
2	神奈川県	8,499	50.2%
3	千葉県	548	3.2%
4	埼玉県	713	4.2%
5	茨城県	158	0.9%
6	栃木県	67	0.4%
7	群馬県	69	0.4%
8	山梨県	616	3.6%
9	静岡県	508	3.0%
10	その他	924	5.5%
	計	16,940	100.0%

問2 あなたの性別をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	男性	7,733	45.6%
2	女性	9,207	54.4%
	計	16,940	100.0%

問3 高校卒業後の希望進路についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

※ 複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 構成比は、回答者 16,940 人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	大学	11,776	69.5%
2	短期大学	1,226	7.2%
3	専門学校	3,807	22.5%
4	就職	1,469	8.7%
5	その他	201	1.2%
	無回答	28	0.2%

問4 あなたの興味のある学問分野を3つお答えください。(あてはまる番号を枠内に記入)

※ 複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 構成比は、回答者 16,940 人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	スポーツ・健康科学	4,608	27.2%
2	社会・社会福祉	2,535	15.0%
3	心理	4,784	28.2%
4	教育・保育	4,917	29.0%
5	文学・歴史	3,201	18.9%
6	経済・経営・ビジネス・観光	5,885	34.7%
7	法学・政治	2,398	14.2%
8	外国語・国際関係	3,711	21.9%
9	理学・工学・情報	2,920	17.2%
10	農・畜産・水産	1,297	7.7%
11	医学・歯学・薬学	1,643	9.7%
12	医療・看護	2,638	15.6%
13	栄養・家政	2,221	13.1%
14	芸術	2,972	17.5%
15	その他	1,281	7.6%
	無回答	140	0.8%

問5 あなたは桜美林大学の「健康福祉学群」を受験したいと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	受験したい	844	5.0%
2	受験しない	15,736	92.9%
	無回答	360	2.1%
	計	16,940	100.0%

以下の問6・問7は、問5で「1. 受験したい」を選択した 844 人が回答対象である。

問6 桜美林大学の「健康福祉学群」で取得を目指せる資格・免許の中で、興味があるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

※ 複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 構成比は、回答者 844 人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	社会福祉士	267	31.6%
2	精神保健福祉士	147	17.4%
3	公認心理師	202	23.9%
4	保育士	270	32.0%
5	幼稚園教諭1種免許	185	21.9%
6	中学・高校教諭1種免許(保健体育)	247	29.3%
	無回答	29	3.4%

問7 あなたは桜美林大学の「健康福祉学群」に合格した場合、入学したいですか。(あてはまるもの1つに○)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	合格した場合、入学したい	422	50.0%
2	合格した場合、併願大学の結果によっては入学したい	407	48.2%
	無回答	15	1.8%
	計	844	100.0%

以下の問8は、問5で「2. 受験しない」を選択した 15,736 人が回答対象である。

問8 あなたが桜美林大学の「健康福祉学群」を「受験しない」とされた理由をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

※ 複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 構成比は、回答者 15,736 人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	興味・関心のある分野ではないから	10,945	69.6%
2	興味・関心のある分野だが、他大学への進学を希望しているから	1,953	12.4%
3	興味・関心のある分野だが、更に詳細を知った上で検討したいから	675	4.3%
4	卒業後の進路として、大学への進学を考えていないから	1,826	11.6%
5	通学が不便そうだから	1,135	7.2%
6	学費が高いから	1,128	7.2%
7	その他	462	2.9%
	無回答	1,113	7.1%

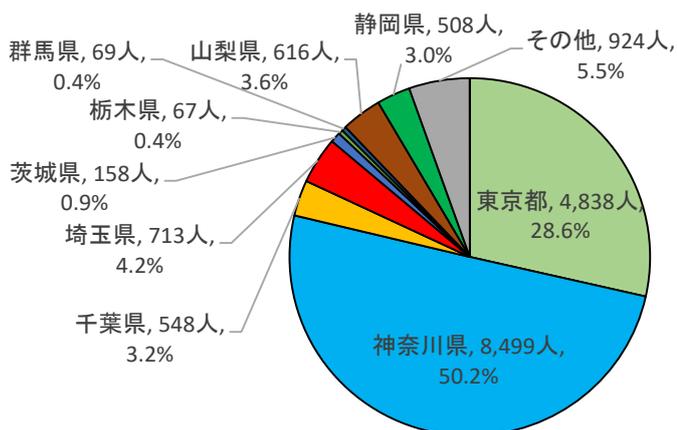
3 集計結果のポイント

※「構成比」(%) はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計は必ずしも 100.0% と一致しない。

● 回答者の約 8 割が東京都、神奈川県に居住。

回答者 16,940 人のうち、東京都に 4,838 人 (28.6%)、神奈川県に 8,499 人 (50.2%)、関東エリア(千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県)に 2,679 人 (15.8%)、その他に 924 人 (5.5%) が居住していると回答した。桜美林大学へのアクセスが良く、自宅からの通学が現実的に可能と考えられる東京都と神奈川県に居住している回答者の合計は 13,337 人 (78.7%) となっており、実際の募集を想定した地域にて実施していることから、調査結果の適性は十分に担保しているといえる。

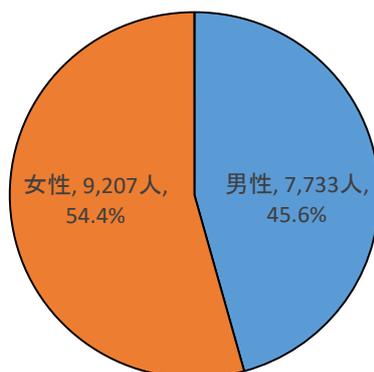
グラフ 回答者の居住地 (「問1」結果より)



● 回答者の男女比はほぼ同数。

回答者 16,940 人のうち、男性は 7,733 人 (45.6%)、女性は 9,207 人 (54.4%) であった。

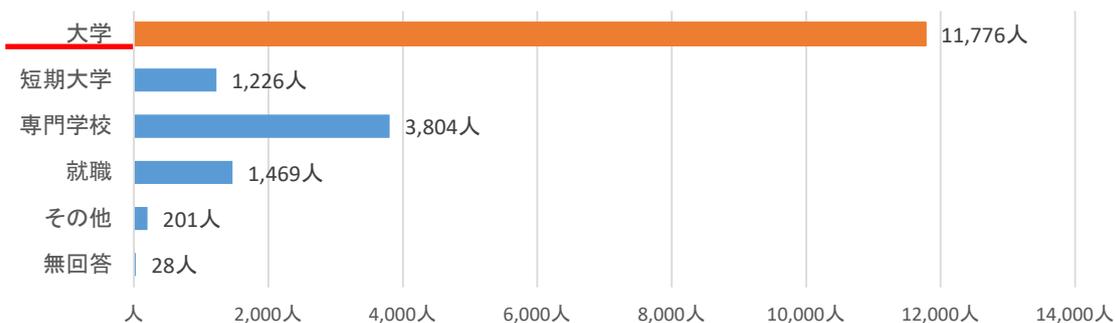
グラフ 回答者の性別 (「問2」結果より)



● 回答者の7割が、高校卒業の進路として大学進学を希望。

回答者 16,940 人のうち、69.5%にあたる 11,776 人が高校卒業後の進路として「大学」を選択しており、他の選択肢と比較して圧倒的に多い回答数となった（複数回答の結果）。

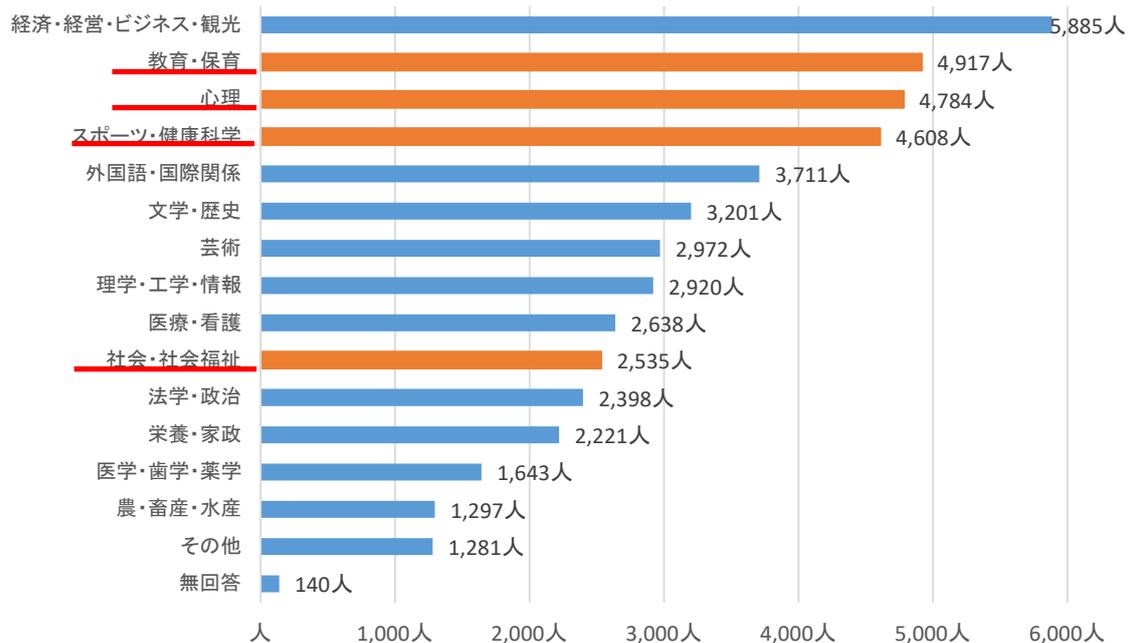
グラフ 高校卒業後の希望進路（「問3」結果より）※複数回答の結果



● 興味のある学問分野として、3割が「教育・保育」「心理」「スポーツ・健康科学」を選択。

回答者 16,940 人のうち、興味のある学問分野として、「教育・保育」（4,917 人、29.0%）が 2 番目、「心理」（4,784 人、28.2%）が 3 番目、「スポーツ・健康科学」（4,608 人、27.2%）が 4 番目に多い回答となった。また、「社会・社会福祉」（2,535 人、15.0%）への回答は 10 番目であった。（複数回答の結果）。

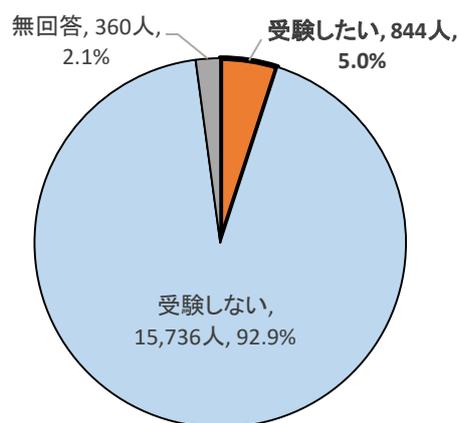
グラフ 興味のある学問分野（「問4」結果より）※複数回答の結果、回答の多い順



● 844人が桜美林大学の「健康福祉学群」を「受験したい」と回答。

回答者 16,940 人のうち 5.0%にあたる 844 人が、桜美林大学の「健康福祉学群」を「受験したい」と回答した。同学群は入学定員を 300 人に増加させることを構想中であり、増加構想中である入学定員の 2.8 倍の高校生より受験意欲を示す回答が得られた。

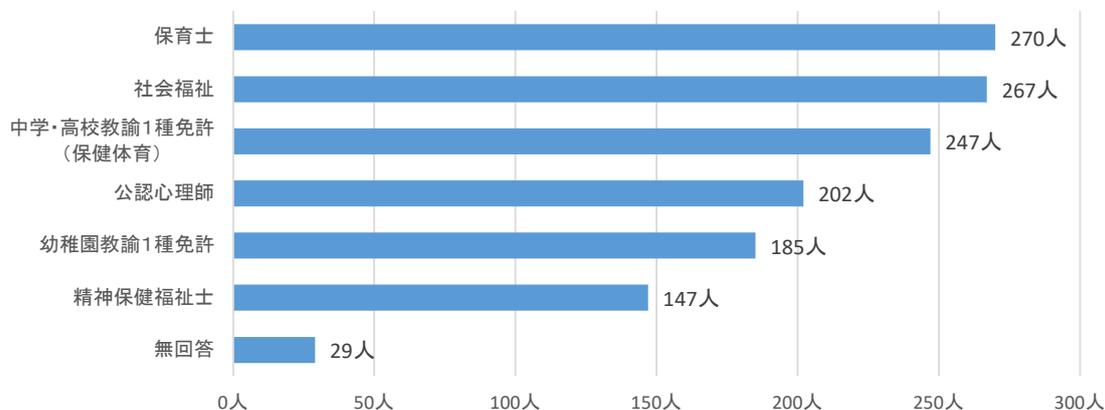
グラフ 桜美林大学の「健康福祉学群」を「受験したい」高校生（「問5」結果より）



● 興味がある資格・免許として、3割が「保育士」「社会福祉士」「中学・高校教諭」を選択。

桜美林大学の「健康福祉学群」を受験したいと回答した 844 人に、「健康福祉学群」で取得を目指せる資格・免許への興味について質問したところ、32.0%にあたる 270 人が「保育士」、31.6%にあたる 267 人が「社会福祉士」、29.3%にあたる 247 人が「中学・高校教諭 1 種免許（保健体育）」と回答し、他の選択肢と比べ僅差であるが回答が目立った。（複数回答の結果）

グラフ 興味がある資格・免許（「問6」結果より）※複数回答の結果、回答の多い順

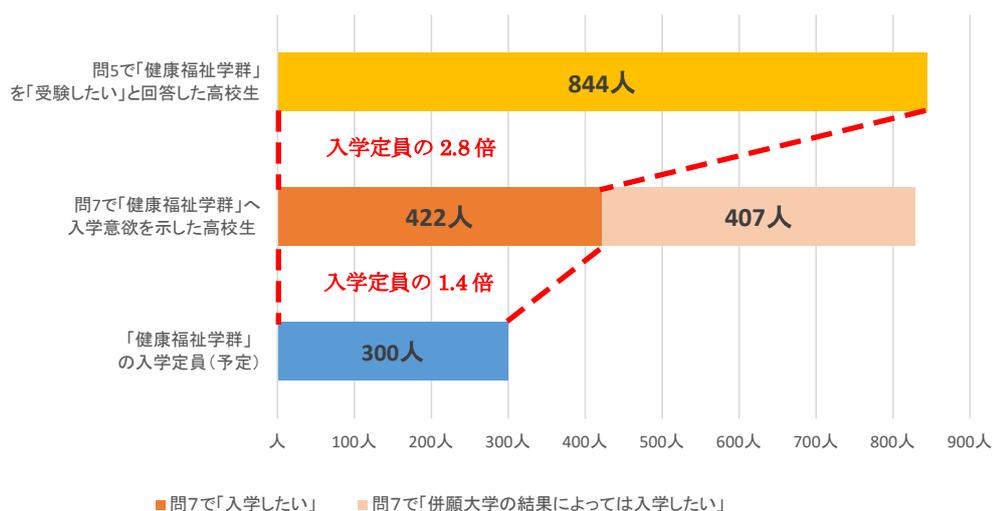


● 422人が桜美林大学の「健康福祉学群」に「入学したい」と回答。

桜美林大学の「健康福祉学群」を「受験したい」と回答した844人に対し、合格した場合の入学意欲について質問した結果、予定する入学定員300人の1.4倍となる422人が「入学したい」と回答、407人が「併願大学の結果によっては入学したい」と回答した。

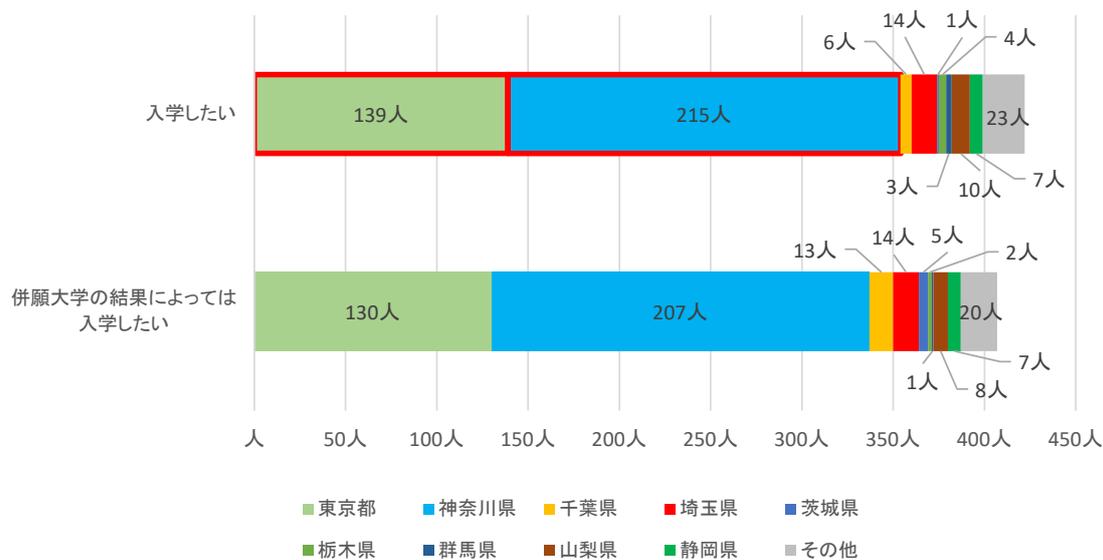
また、「入学したい」および「併願大学の結果によっては入学したい」の各回答と、問1の居住地における回答をクロス集計したところ、「入学したい」と回答した422人のうち、139人が「東京都」、215人が「神奈川県」に居住している高校生であり、桜美林大学にもっとも通学しやすい地域に居住している高校生の入学意欲のみでも、予定する定員300人を上回る結果となった。

グラフ 桜美林大学の「健康福祉学群」への受験・入学意欲（「問5」「問7」結果より）



表・グラフ 居住地別・「健康福祉学群」への入学意欲（「問1」「問7」結果より）

居住地	入学したい		併願大学の結果によっては入学したい	
	回答数	構成比	回答数	構成比
東京都	139人	32.9%	130人	31.9%
神奈川県	215人	50.9%	207人	50.9%
千葉県	6人	1.4%	13人	3.2%
埼玉県	14人	3.3%	14人	3.4%
茨城県	1人	0.2%	5人	1.2%
栃木県	4人	0.9%	2人	0.5%
群馬県	3人	0.7%	1人	0.2%
山梨県	10人	2.4%	8人	2.0%
静岡県	7人	1.7%	7人	1.7%
その他	23人	5.5%	20人	4.9%
合計	422人	100.0%	407人	100.0%



● 675 人が「更に詳細を知った上で検討したいから」と回答。

桜美林大学の「健康福祉学群」を受験しないと回答した 15,736 人にその理由を質問したところ、69.6%にあたる 10,945 人が「興味・関心のある分野ではないから」と回答し、もっとも多い回答であった。各選択項目の中で、「興味・関心のある分野だが、更に詳細を知った上で検討したいから」には 4.3%にあたる 675 人が回答している（複数回答の結果）。

表 「健康福祉学群」に受験しない理由（「問 8」結果より）※複数回答の結果、回答の多い順

選択項目	回答数	構成比
興味・関心のある分野ではないから	10,945 人	69.6%
興味・関心のある分野だが、他大学への進学を希望しているから	1,953 人	12.4%
卒業後の進路として、大学への進学を考えていないから	1,826 人	11.6%
通学が不便そうだから	1,135 人	7.2%
学費が高いから	1,128 人	7.2%
興味・関心のある分野だが、更に詳細を知った上で検討したいから	675 人	4.3%
その他	462 人	2.9%
無回答	1,113 人	7.1%

以上の結果より、桜美林大学が平成 30 年 4 月に定員増加構想中である「健康福祉学群」の学生確保の見通しについては、予定する入学定員を上回る入学意欲を示す回答を得たため、入学定員の確保が十分に可能であると判断できる。

添付資料

「桜美林大学健康福祉学群 定員増加についての高校生アンケート調査」用紙

2018(平成30)年4月に

定員増加構想中

※ 構想中のため、変更となる場合があります。

定員増加についての高校生アンケート調査

(対象: 2017(平成29)年度現在、高校3年生の皆さん)

桜美林大学は2018(平成30)年4月、健康福祉学群の入学定員を100人増員し、300人にすることを構想しています。また、2018(平成30)年度から心理職の国家資格である公認心理師に対応した科目を受けることも可能となります。本学ではこのアンケート調査を通して、2018(平成30)年に大学進学時期を迎える現・高校3年生の皆さんからさまざまなご意見をお聞きし、構想内容に少しでも反映したいと考えています。

なお、回答いただいた皆さんから得られた情報は桜美林大学健康福祉学群の定員増加に係る統計資料としてのみ活用いたします。高校生の皆さんのアンケート調査へのご協力を、よろしくお願いいたします。

※このアンケート調査は桜美林大学から委託された第三者機関(株式会社紀伊國屋書店および株式会社高等教育総合研究所)が実施しています。

問1 あなたが現在お住まいの都道府県をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|------------|---------|--------|
| 1. 東京都 | 2. 神奈川県 | 3. 千葉県 |
| 4. 埼玉県 | 5. 茨城県 | 6. 栃木県 |
| 7. 群馬県 | 8. 山梨県 | 9. 静岡県 |
| 10. その他() | | |

問2 あなたの性別をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3 高校卒業後の希望進路についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------|-----------|---------|
| 1. 大学 | 2. 短期大学 | 3. 専門学校 |
| 4. 就職 | 5. その他() | |

問4 あなたの興味のある学問分野を3つお答えください。(あてはまる番号を枠内に記入)

- | | | |
|--------------|--------------|------------------|
| 1. スポーツ・健康科学 | 2. 社会・社会福祉 | 3. 心理 |
| 4. 教育・保育 | 5. 文学・歴史 | 6. 経済・経営・ビジネス・観光 |
| 7. 法学・政治 | 8. 外国語・国際関係 | 9. 理学・工学・情報 |
| 10. 農・畜産・水産 | 11. 医学・歯学・薬学 | 12. 医療・看護 |
| 13. 栄養・家政 | 14. 芸術 | 15. その他() |

※ あてはまるもの3つを選び、番号を枠内に記入してください。

【 】 【 】 【 】

健康と福祉のスペシャリストを目指す。

健康福祉学群

定員増加構想中

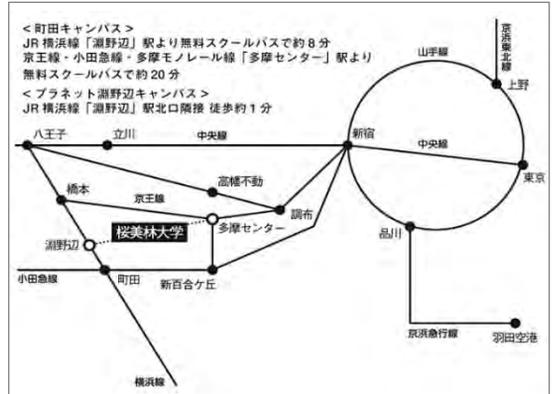
学群の概要

対象時期：2018(平成30)年4月
 開設場所：東京都町田市常盤町3758
 修業年限：4年
 入学定員：300人

養成する人材

桜美林大学の健康福祉学群では、**健康と福祉の多様化するニーズや課題に柔軟に対応し、問題を抱える人々に共感できる感性と創造力、豊かな人間性を備えた人材を養成**します。

アクセス



学群の特色

福祉や心理、健康、スポーツ、保育などの資格取得を目指します。

健康福祉学群では、社会福祉士(受験資格)、精神保健福祉士(受験資格)、公認心理師(受験資格取得のための学群教育)、認定心理士、保育士の他、幼稚園教諭1種免許、中学校教諭1種免許(保健体育)、高等学校教諭1種免許(保健体育)などの資格・免許の取得が可能です。※詳細は右記の専修紹介をご覧ください。

現場実習を学群全体でサポートします。

様々な現場実習をスムーズに行うことができるよう、「実習支援センター」を設置し、それぞれの資格を持つスタッフが常駐し、実習先との連絡や調整、ボランティアやインターンシップの情報提供など、様々な角度から学生を支援しています。

学内にいる実習・演習施設で、実践力を養います。

「社会福祉実習室」「精神保健福祉実習室」「心理実験室」「健康科学実験室」「ピアノ練習室」をはじめ、「柔道場」「剣道場」「トレーニングルーム」「グラウンド」といった体育施設など、資格取得に関連した施設を完備しており、大学内においても現場実習に備えて、実践力を磨きます。

卒業後の進路

健康福祉学群で身につけた能力を、多様な分野で活かすことが期待されます。

【卒業生の進路実績】

福祉施設や医療機関、スポーツ関連企業、幼稚園・認定こども園、保育園、教員や公務員、民間企業など、様々な分野への就職実績があります。

また、桜美林大学には、学生の就職等の支援を行うキャリア開発センターがあり、そこには、キャリアアドバイザーという企業経験の豊富なスタッフがいます。学生1人ひとりにキャリアアドバイザーが担任し、卒業後の就職支援をきめ細かく行っています。

初年度学費(他大学をみて)

大学名・学部名・学科名 所在地	入学金	授業料	実験実習費	教育充実費等 (諸会費は除く)	その他	初年度学費 (円)
桜美林大学 健康福祉学群 東京都町田市	100,000	1,034,000	—	300,000	—	1,434,000
玉川大学 教育学部乳幼児発達学科 東京都町田市	250,000	1,011,000	—	415,200	56,000	1,732,700
日本体育大学 体育学部体育学科 東京都世田谷区	300,000	800,000	—	450,000	48,000	1,598,000
明星大学 人文学部福祉実践学科 東京都日野市	200,000	800,000	50,000	300,000	18,600	1,418,600
駒澤大学 文学部社会学科 東京都世田谷区	200,000	690,000	—	222,000	45,000	1,157,000

※桜美林大学健康福祉学群の学費は2018年度予定です。
 ※他大学の各学部・学科の学費は各大学ホームページ掲載情報に基づきます(2017年4月時点)。
 ※その他、諸会費が必要な場合があります。

※ 上記の概要は構想中の概要であり、変更となる場合があります。

社会福祉専修

新しい福祉をつくる知恵と力ある人材を育成

【学習のポイント】

1. 「社会福祉士」国家試験受験資格取得を目標にソーシャルワークの理論と実践を学ぶ
2. 高齢者・障がい者・子どもなどを対象とした、相談援助に必要な知識・技術、社会の動向を学ぶ
3. 住環境やケアビジネスの視点から福祉を考えるオリジナル性に富んだカリキュラムを用意

【取得できる主な資格・免許】

- ・社会福祉士(受験資格)
- ・高等学校教諭1種免許(福祉)

【進路の傾向】

民間企業(約4割)、社会福祉法人(約4割)、NPO・自治体その他 など

精神保健福祉専修

*2018年度より「公認心理師」の受験資格取得も目指せます。

心の健康を心理と福祉の両面から支援する人材を育成

【学習のポイント】

1. 「精神保健福祉士」の国家試験受験資格を取得
2. 「公認心理師」の国家試験受験資格取得(*)に必要な科目のうち、大学で修得する科目を学ぶ
3. 社会福祉学、心理学に加え、医療分野の科目を併せて修得し、実習や演習で支援の実際を学ぶ

*「公認心理師」とは、新しくできた、心理的支援を行う専門職の国家資格

【取得できる主な資格・免許】

- ・精神保健福祉士(受験資格)
- ・公認心理師(大学院修士課程修了後、または大学卒業後一定の施設における実務経験を経て、受験資格を取得)
- ・認定心理士

【進路の傾向】

福祉施設(約3割)、医療機関(約3割)、一般企業(約3割)、その他(約1割)、進学(若干名)

健康科学専修

カウンセリング・マインドを持った教師や指導者を育成

【学習のポイント】

1. 運動やスポーツを「からだ」と「こころ」の両面から理論的に理解する
2. 軟式野球やサッカーなど24種類のスポーツの実技科目を用意
3. 中学・高校の保健体育科教諭や健康運動実践指導者などの資格取得に対応

【取得できる主な資格・免許】

- ・中学校教諭1種免許(保健体育)
- ・高等学校教諭1種免許(保健体育)
- ・健康運動実践指導者

【進路の傾向】

一般企業(約6割)、スポーツ関連企業(約1割)、教員・公務員(約2割)、その他(約1割)、進学(若干名)

保育専修

子どもと保護者をサポートする質の高い保育者を育成

【学習のポイント】

1. 保育理論の学びを深めながら保育所・施設・幼稚園での実習で実践力を高める
2. 保育士国家資格を取得できる
3. 幼稚園教諭1種免許を取得できる

【取得できる主な資格・免許】

- ・保育士(国家資格)
- ・幼稚園教諭1種免許

【進路の傾向】

幼稚園・認定こども園(約3割)、私立保育所(約2割)、公立保育所(約1割)、子ども関連企業(約1割)、一般企業(約2割)、その他(約1割)

問5 あなたは桜美林大学の「健康福祉学群」を受験したいと思いますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 受験したい → 1の方は **問6** **問7** にお答えください。

2. 受験しない → 2の方は **問8** にお答えください。

以下の問6・問7は、問5で「1. 受験したい」と回答した方がお答えください。

問6 桜美林大学の「健康福祉学群」で取得を目指す資格・免許の中で、興味があるものをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|----------|--------------|----------------------|
| 1. 社会福祉士 | 2. 精神保健福祉士 | 3. 公認心理師 |
| 4. 保育士 | 5. 幼稚園教諭1種免許 | 6. 中学・高校教諭1種免許（保健体育） |

問7 あなたは桜美林大学の「健康福祉学群」に合格した場合、入学したいですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 合格した場合、入学したい
2. 合格した場合、併願大学の結果によっては入学したい

以下の問8は、問5で「2. 受験しない」と回答した方がお答えください。

問8 あなたが桜美林大学の「健康福祉学群」を「受験しない」とされた理由をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 興味・関心のある分野ではないから
2. 興味・関心のある分野だが、他大学への進学を希望しているから
3. 興味・関心のある分野だが、更に詳細を知った上で検討したいから
4. 卒業後の進路として、大学への進学を考えていないから
5. 通学が不便そうだから
6. 学費が高いから
7. その他、理由があればお書きください。

[]

質問は以上となります。ご協力いただきありがとうございました。

私立大学における健康、福祉系等の入学試験動向

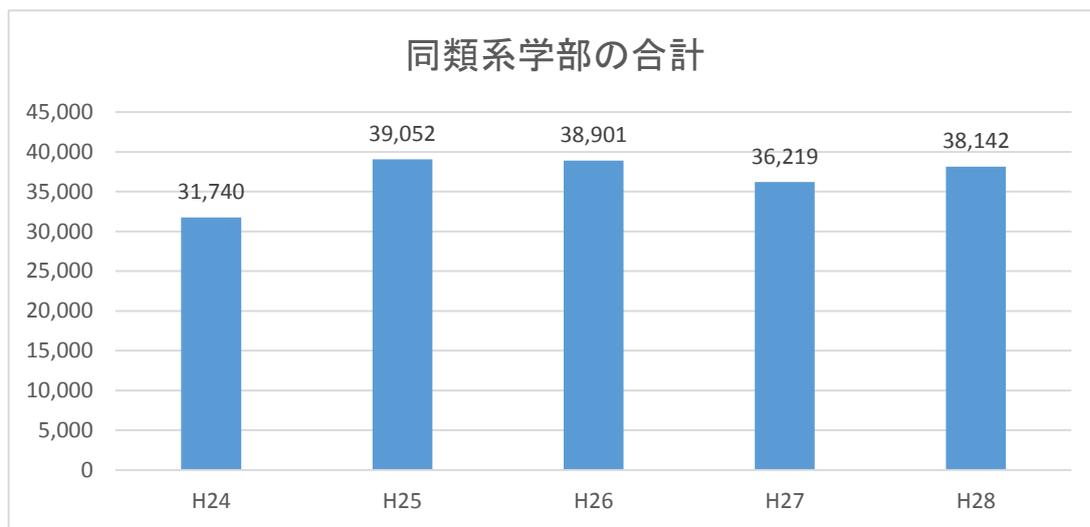
区分	H26				H27				H28			
	入学定員	志願者	入学者	入学定員充足率	入学定員	志願者	入学者	入学定員充足率	入学定員	志願者	入学者	入学定員充足率
その他												
健康科学部	3,100	25,375	3,441	111.00%	3,220	23,517	3,429	106.49%	3,290	25,223	3,552	107.96%
健康福祉学部	920	3,256	838	91.09%	800	2,478	711	88.88%	880	2,309	705	80.11%
スポーツ健康科学部	1,195	10,270	1,299	108.70%	1,265	10,224	1,418	112.09%	1,265	10,610	1,394	110.20%
上記3学部の合計	5,215	38,901	5,578	106.96%	5,285	36,219	5,558	105.17%	5,435	38,142	5,651	103.97%
私立大学全体	460,251	3,464,429	477,631	103.78%	463,697	3,513,499	487,064	105.04%	467,525	3,629,277	488,209	104.42%

出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学入学試験動向」平成26年度・平成27年度・平成28年度

健康福祉学群と同系統学部¹の志願動向

（私立大学の「健康科学部」「健康福祉学部」「スポーツ健康科学部」を抽出）

学部名	志願者数					伸び率
	H24	H25	H26	H27	H28	H24→H28
同類系学部の合計	31,740	39,052	38,901	36,219	38,142	120.2%
健康科学部	19,128	24,354	25,375	23,517	25,223	131.9%
健康福祉学部	3,746	4,003	3,256	2,478	2,309	61.6%
スポーツ健康科学部	8,866	10,695	10,270	10,224	10,610	119.7%



出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学入学試験動向」平成24年度～平成28年度

桜美林大学 高大連携協定校一覧

平成29年3月現在
(オブザーバー校含む、順不同)

	学 校 名	
1	神奈川県立	相原高等学校
2	神奈川県立	生田東高等学校
3	神奈川県立	伊志田高等学校
4	神奈川県立	相模原総合高等学校
5	神奈川県立	上溝高等学校
6	神奈川県立	上溝南高等学校
7	神奈川県立	霧が丘高等学校
8	神奈川県立	麻生総合高等学校
9	神奈川県立	相模原中等教育学校
10	神奈川県立	相模田名高等学校
11	神奈川県立	瀬谷西高等学校
12	神奈川県立	橋本高等学校
13	神奈川県立	弥栄高等学校
14	東京都私立	桜美林高等学校
15	神奈川県立	大和南高等学校
16	神奈川県立	横浜清陵総合高等学校
17	神奈川県立	横浜桜陽高等学校
18	神奈川県立	座間総合高等学校
19	神奈川県立	有馬高等学校
20	神奈川県立	瀬谷高等学校
21	神奈川県立	大和東高等学校
22	東京都立	小川高等学校
23	東京都立	若葉総合高等学校
24	東京都立	永山高等学校
25	神奈川県私立	湘南学院高等学校
26	神奈川県立	湘南台高等学校
27	東京都立	町田工業高等学校
28	東京都立	上水高等学校
29	東京都立	翔陽高等学校
30	東京都立	片倉高等学校
31	東京都立	桜町高等学校
32	神奈川県立	金沢総合高等学校
33	神奈川県立	城山高等学校
34	神奈川県立	藤沢西高等学校
35	東京都立	山崎高等学校

	学 校 名	
36	神奈川県立	深沢高等学校
37	神奈川県立	上鶴間高等学校
38	神奈川県立	綾瀬高等学校
39	東京都立	府中東高等学校
40	東京都立	青梅総合高等学校
41	神奈川県立	城郷高等学校
42	神奈川県立	白山高等学校
43	神奈川県私立	麻布大学附属渕野辺高等学校
44	神奈川県立	菅高等学校
45	神奈川県立	横浜緑園総合高等学校
46	神奈川県私立	横浜創学館高等学校
47	神奈川県立	藤沢清流高等学校
48	神奈川県立	相模原青陵高等学校
49	神奈川県立	藤沢総合高等学校
50	神奈川県立	麻生高等学校
51	東京都立	町田総合高等学校
52	神奈川県私立	星槎学園中高等部 北斗校
53	神奈川県私立	橘学苑高等学校
54	埼玉県私立	東野高等学校
55	神奈川県私立	平塚学園高等学校
56	神奈川県私立	横浜隼人高等学校
57	神奈川県立	大和西高等学校
58	神奈川県立	横浜立野高等学校
59	神奈川県私立	横浜創英高等学校
60	神奈川県立	厚木東高等学校
61	神奈川県私立	光明学園相模原高等学校
62	神奈川県私立	柏木学園高等学校
63	東京都立	美原高等学校
64	神奈川県私立	クラーク記念国際高等学校
65	東京都立	調布南高等学校
66	神奈川県立	旭高等学校
67	東京都私立	八王子実践高等学校

平成27年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況

第1章

高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

高齢化の現状と将来像

○高齢化率は26.7%

- ・我が国の総人口は平成27（2015）年10月1日現在、1億2,711万人（表1-1-1）。
- ・65歳以上の高齢者人口は3,392万人。
- ・65歳以上を男女別にみると、男性は1,466万人、女性は1,926万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.1。
- ・総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.7%。
- ・「65～74歳人口」（前期高齢者）は1,752万人、総人口に占める割合は13.8%。
- ・「75歳以上人口」（後期高齢者）は1,641万人、総人口に占める割合は12.9%。

表1-1-1 高齢化の現状

単位：万人（人口）、%（構成比）

		平成27年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,711	6,183	6,528
	高齢者人口（65歳以上）	3,392	1,466	1,926
	65～74歳人口	1,752	832	920
	75歳以上人口	1,641	635	1,006
	生産年齢人口（15～64歳）	7,708	3,891	3,817
	年少人口（0～14歳）	1,611	825	786
			(性比) 105.0	
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口（高齢化率）	26.7	23.7	29.5
	65～74歳人口	13.8	13.5	14.1
	75歳以上人口	12.9	10.3	15.4
	生産年齢人口	60.6	62.9	58.5
	年少人口	12.7	13.3	12.0

資料：総務省「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」

（注）「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

○平成72(2060)年には、2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上

- ・総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇(図1-1-2)。
- ・高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)~24(1949)年に生まれた人)が65歳以上となる平成27(2015)年には3,392万人となり、その後も増加。54(2042)年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇すると推計される。
- ・平成72(2060)年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上。
- ・平成72(2060)年には75歳以上人口が総人口の26.9%となり4人に1人が75歳以上。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



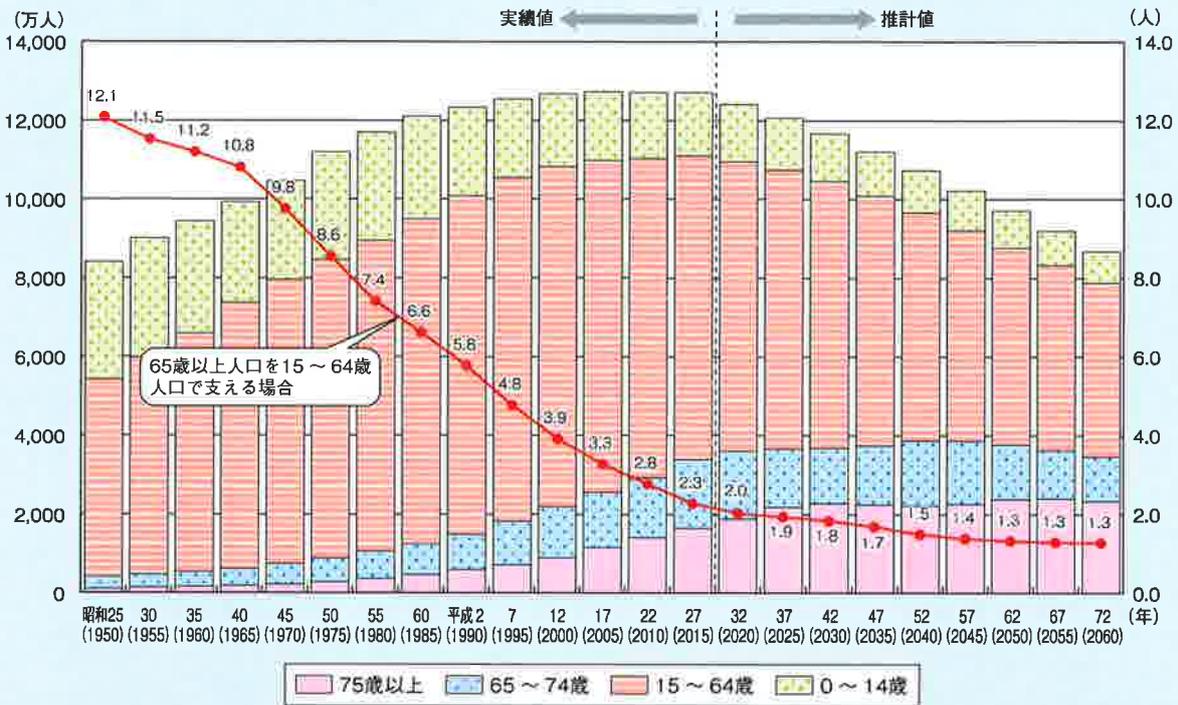
資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計(平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値)」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 1950年~2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

○現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会の到来

- ・平成27（2015）年には、高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）2.3人（図1-1-3）。
- ・平成72（2060）年には、高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）1.3人。

図1-1-3 高齢世代人口の比率



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

○将来の平均寿命は男性84.19年、女性90.93年

- ・平均寿命は、平成26（2014）年現在、男性80.50年、女性86.83年（図1-1-4）。
- ・平成72（2060）年には、男性84.19年、女性90.93年となり、女性の平均寿命は90年を超える。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年及び2014年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2010年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

○地域別にみた高齢化

- ・平成26（2014）年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で32.6%、最も低い沖縄県で19.0%となっている（表1-1-5）。

表1-1-5 都道府県別高齢化率の推移

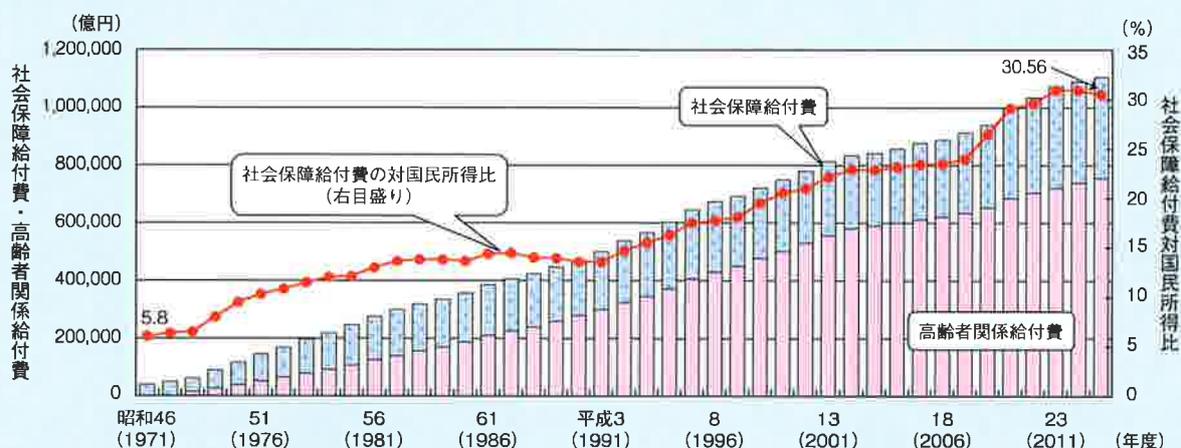
	平成26年 (2014)			平成52年 (2040)	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口(千人)	65歳以上 人口(千人)	高齢化率(%)	高齢化率(%)	
北海道	5,400	1,519	28.1	40.7	12.6
青森県	1,321	383	29.0	41.5	12.5
岩手県	1,284	380	29.6	39.7	10.1
宮城県	2,328	573	24.6	36.2	11.6
秋田県	1,037	339	32.6	43.8	11.2
山形県	1,131	338	29.9	39.3	9.4
福島県	1,935	537	27.8	39.3	11.5
茨城県	2,919	754	25.8	36.4	10.6
栃木県	1,980	498	25.1	36.3	11.2
群馬県	1,976	529	26.8	36.6	9.8
埼玉県	7,239	1,737	24.0	34.9	10.9
千葉県	6,197	1,571	25.3	36.5	11.2
東京都	13,390	3,011	22.5	33.5	11.0
神奈川県	9,096	2,115	23.2	35.0	11.8
新潟県	2,313	672	29.1	38.7	9.6
富山県	1,070	318	29.7	38.4	8.7
石川県	1,156	313	27.1	36.0	8.9
福井県	790	220	27.9	37.5	9.6
山梨県	841	231	27.5	38.8	11.3
長野県	2,109	615	29.2	38.4	9.2
岐阜県	2,041	557	27.3	36.2	8.9
静岡県	3,705	998	26.9	37.0	10.1
愛知県	7,455	1,728	23.2	32.4	9.2
三重県	1,825	495	27.1	36.0	8.9
滋賀県	1,416	332	23.4	32.8	9.4
京都府	2,610	701	26.9	36.4	9.5
大阪府	8,836	2,267	25.7	36.0	10.3
兵庫県	5,541	1,460	26.3	36.4	10.1
奈良県	1,376	383	27.8	38.1	10.3
和歌山県	971	296	30.5	39.9	9.4
鳥取県	574	167	29.1	38.2	9.1
島根県	697	221	31.8	39.1	7.3
岡山県	1,924	540	28.1	34.8	6.7
広島県	2,833	769	27.1	36.1	9.0
山口県	1,408	441	31.3	38.3	7.0
徳島県	764	230	30.1	40.2	10.1
香川県	981	286	29.2	37.9	8.7
愛媛県	1,395	415	29.8	38.7	8.9
高知県	738	237	32.2	40.9	8.7
福岡県	5,091	1,279	25.1	35.3	10.2
佐賀県	835	225	27.0	35.5	8.5
長崎県	1,386	401	28.9	39.3	10.4
熊本県	1,794	504	28.1	36.4	8.3
大分県	1,171	347	29.6	36.7	7.1
宮崎県	1,114	319	28.6	37.0	8.4
鹿児島県	1,668	478	28.6	37.5	8.9
沖縄県	1,421	270	19.0	30.3	11.3

資料：平成26年は総務省「人口推計」、平成52年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

○過去最高となった社会保障給付費

- ・ 社会保障給付費全体について、平成 25（2013）年度は 110 兆 6,566 億円となり過去最高の水準（図 1-1-6）。
- ・ 国民所得に占める割合は、30.56%（前年比 0.41 ポイント減）。
- ・ 社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費について、平成 25（2013）年度は 75 兆 6,422 億円、社会保障給付費に占める割合は 68.4%。

図 1-1-6 社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成 25 年度社会保障費用統計」

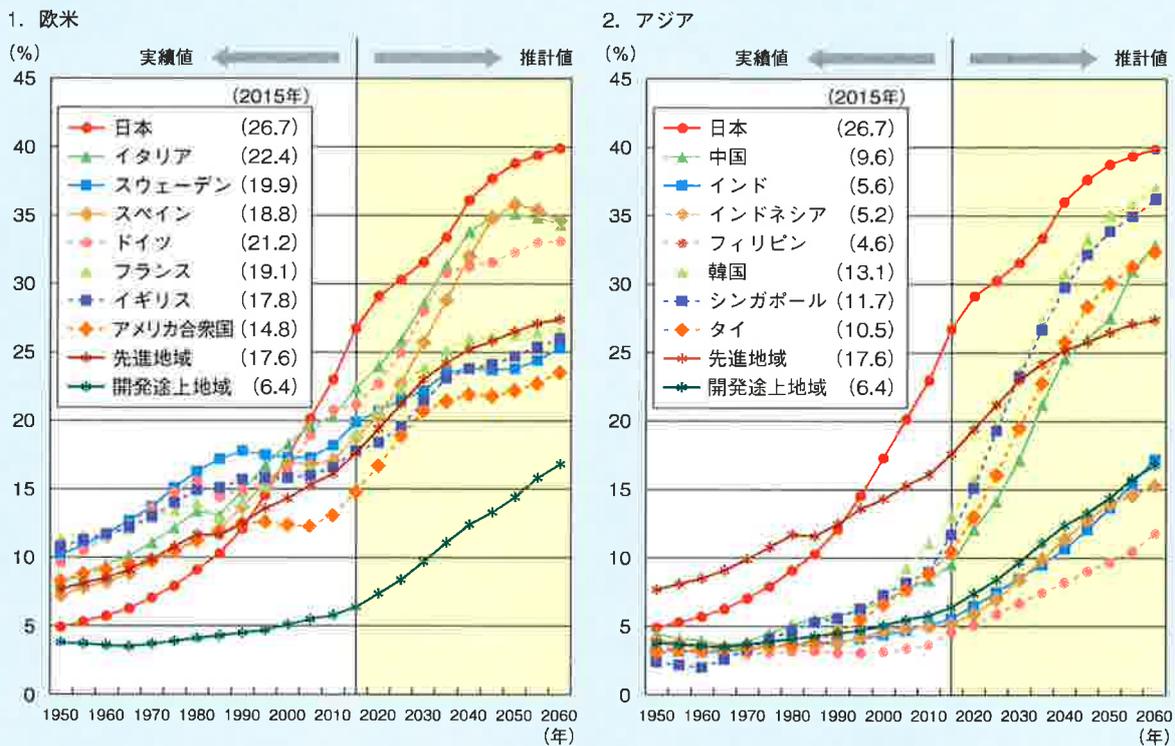
(注 1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和 48 年度から集計

(注 2) 高齢者医療給付費は、平成 19 年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成 20 年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの平成 20 年 3 月分の医療給付額等が含まれている。

○我が国は世界で最も高い高齢化率である

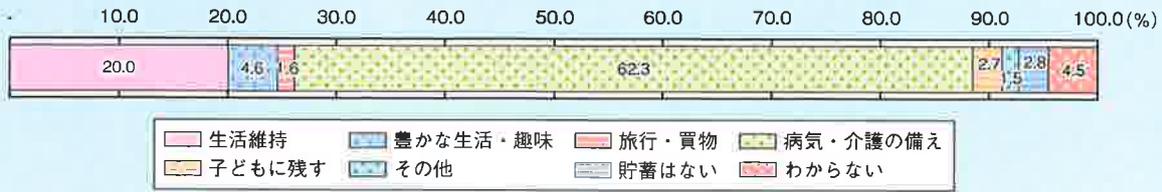
- ・先進諸国の高齢化率と比較すると、我が国は、1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となった（図1-1-7）。
- ・アジア諸国についてみると、今後、急速に高齢化が進み、特に韓国においては、我が国を上回るスピードで高齢化が進行し、平成17（2005）年の9.3%から72（2060）年には37.1%まで達すると見込まれている。

図1-1-7 世界の高齢化率の推移



資料：UN, World Population Prospects : The 2015 Revision
 ただし日本は、2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」及び、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。
 (注) 先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。
 開発途上地域とは、アフリカ、アジア（日本を除く）、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

図1-2-8 貯蓄の目的



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」（平成23年）
 (注) 対象は、全国60歳以上の男女

○生活保護受給者（被保護人員）は増加傾向

- ・平成26（2014）年における65歳以上の生活保護受給者は92万人で、前年より増加している（図1-2-9）。
- ・65歳以上人口に占める65歳以上の生活保護受給者の割合は2.80%であり、全人口に占める生活保護受給者の割合（1.67%）より高くなっている。

図1-2-9 被保護人員の変移



資料：総務省「人口推計」「国勢調査」、厚生労働省「被保護者調査 年次調査」より内閣府作成

3 高齢者の健康・福祉

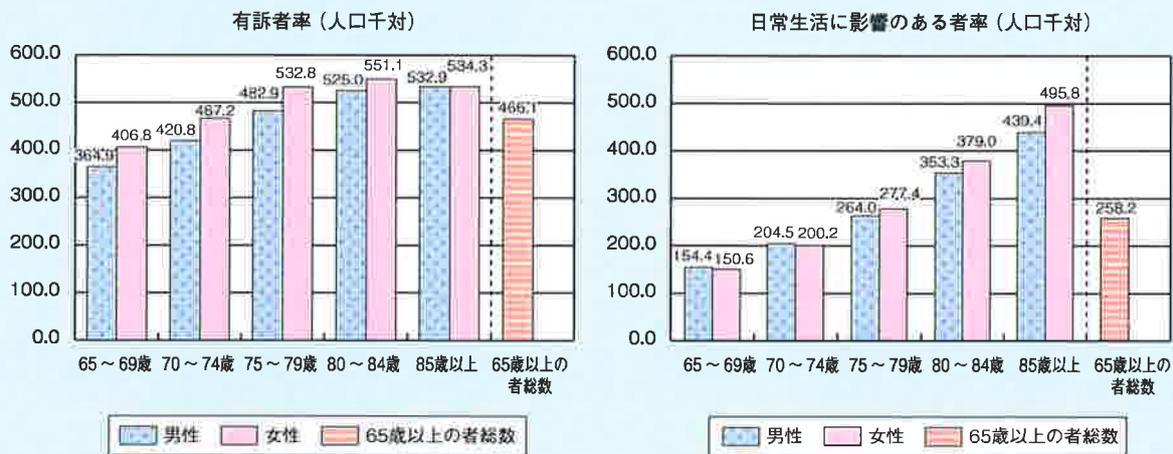
○高齢者の半数近くが何らかの自覚症状を訴えているが、日常生活に影響がある人は約4分の1

- ・平成25（2013）年における65歳以上の高齢者の有訴者率（人口1,000人当たりの「ここ数日、病気やけが等で自覚症状のある者（入院者を除く）」の数）は466.1と半数近くの人が何らかの自覚症状を訴えている（図1-2-10）。
- ・日常生活に影響のある者率（人口1,000人当たりの「現在、健康上の問題で、日常生活動作、外出、仕事、家事、学業、運動等に影響のある者（入院者を除く）」の数）は、25（2013）年にお

いて258.2と、有訴者率と比べるとおよそ半分になっている。

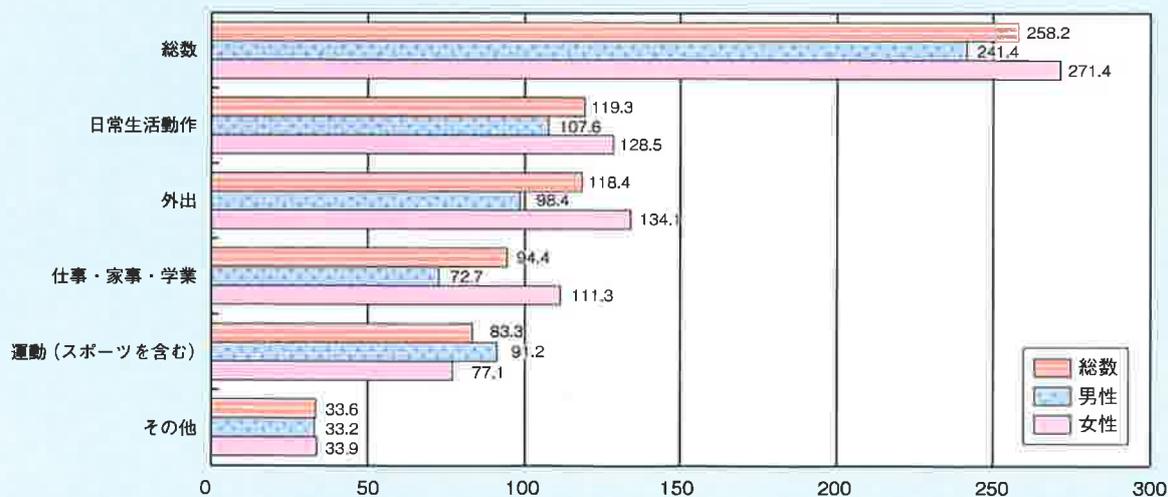
- ・日常生活への影響を内容別にみると、「日常生活動作」（起床、衣服着脱、食事、入浴など）が人口1,000人当たり119.3、「外出」が同118.4と高くなっており、次いで「仕事・家事・学業」が同94.4、「運動（スポーツを含む）」が同83.3となっている（図1-2-11）。

図1-2-10 65歳以上の高齢者の有訴者率及び日常生活に影響のある者率（人口千対）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成25年）

図1-2-11 65歳以上の高齢者の日常生活に影響のある者率（複数回答）（人口千対）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成25年）

○平成37（2025）年には65歳以上の認知症患者数が約700万人に増加

- ・65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計についてみると、平成24（2012）年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人（有病率15.0％）であったが、37（2025）年には約700万人、5人に1人になると見込まれている（図1-2-12）。

図1-2-12 65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計

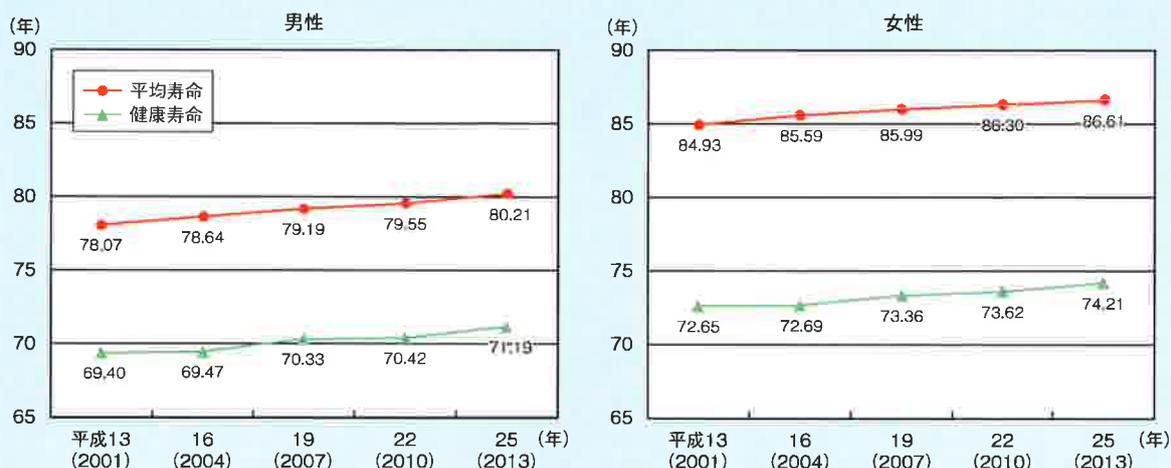


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より内閣府作成

○健康寿命が延びているが、平均寿命に比べて延びが小さい

- ・日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、平成25（2013）年時点で男性が71.19年、女性が74.21年となっており、それぞれ13（2001）年と比べて延びている。しかし、13（2001）年から25（2013）年までの健康寿命の延び（男性1.79年、女性1.56年）は、同期間における平均寿命の延び（男性2.14年、女性1.68年）と比べて小さい（図1-2-13）。

図1-2-13 健康寿命と平均寿命の推移

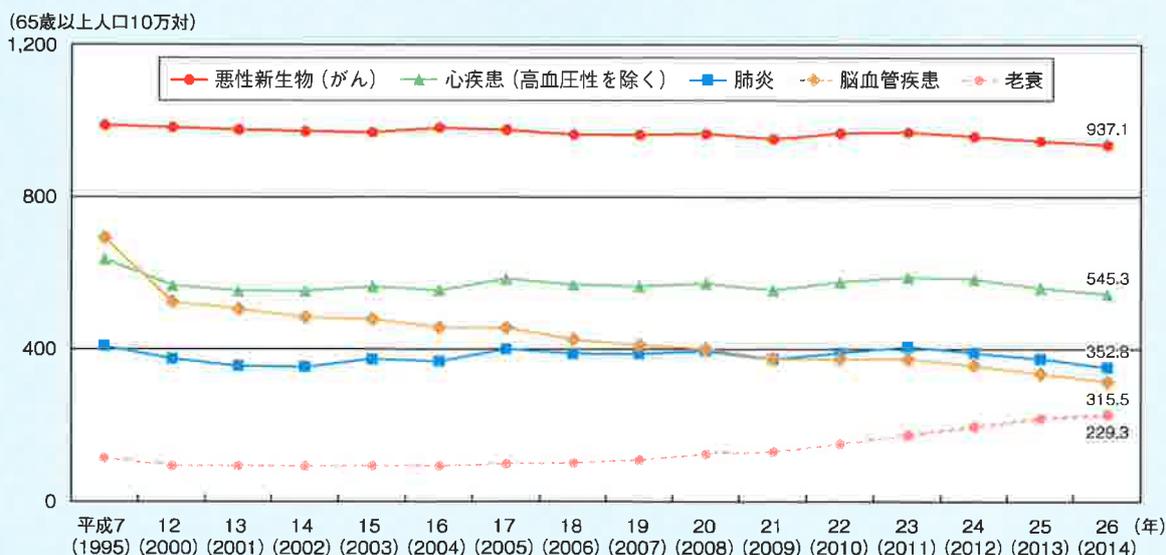


資料：平均寿命：平成13・16・19・25年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：平成13・16・19・22年は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」平成25年は厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に算出

○高齢者の死亡率（高齢者人口10万人当たりの死亡数）は「悪性新生物（がん）」が937.1と最も高い。

- ・高齢者の死因となった疾病をみると、死亡率は、平成26（2014）年において、「悪性新生物（がん）」が937.1と最も高く、次いで「心疾患」545.3、「肺炎」352.8の順になっている（図1-2-14）。

図1-2-14 65歳以上の高齢者の主な死因別死亡率の推移

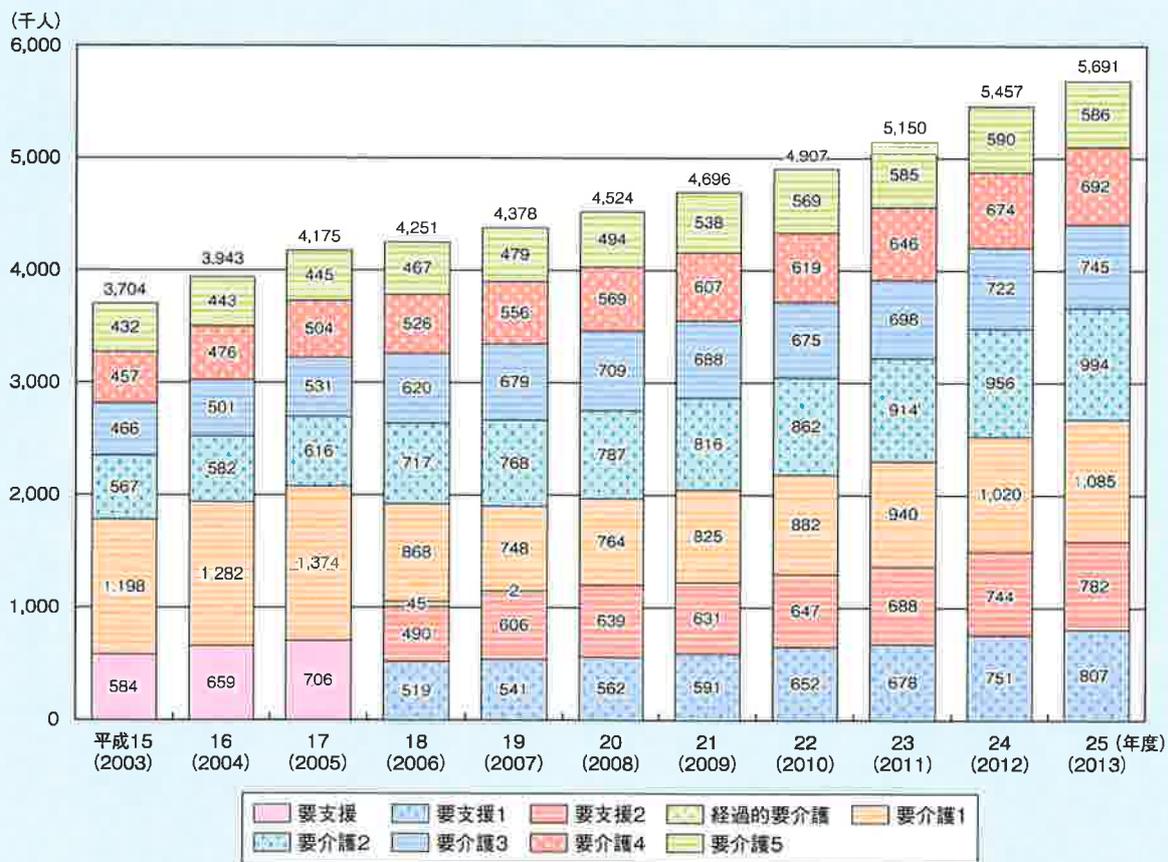


資料：厚生労働省「人口動態統計」

○高齢者の要介護者等数は急速に増加しており、特に75歳以上で割合が高い

- ・65歳以上の要介護者等認定者数は平成25（2013）年度末で569.1万人であり、15（2003）年度末から198.7万人増加している（図1-2-15）。
- ・75歳以上で要介護の認定を受けた人は75歳以上の被保険者のうち23.3%を占める（表1-2-16）。
- ・介護が必要になった場合の費用負担に関する意識について、「特に用意しなくても年金等の収入でまかなうことができると思う」が42.3%と最も多くなっており、「その場合に必要なだけの貯蓄は用意していると思う」が20.3%と続く（図1-2-17）。

図1-2-15 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

(注1) 平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護度の区分が変更されている。

(注2) 東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町）を除いて集計した値

表1-2-16 要介護等認定の状況

単位：千人、()内は%

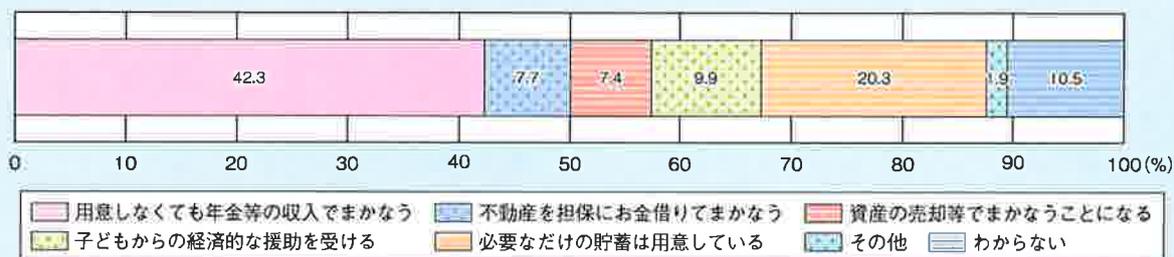
65～74歳		75歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
231	491	1,357	3,611
(1.4)	(3.0)	(8.8)	(23.3)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成25年度）より算出

(注1) 経過的要介護の者を除く。

(注2) ()内は、65～74歳、75歳以上それぞれの被保険者に占める割合

図1-2-17 介護が必要になった場合の費用負担に関する意識



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）

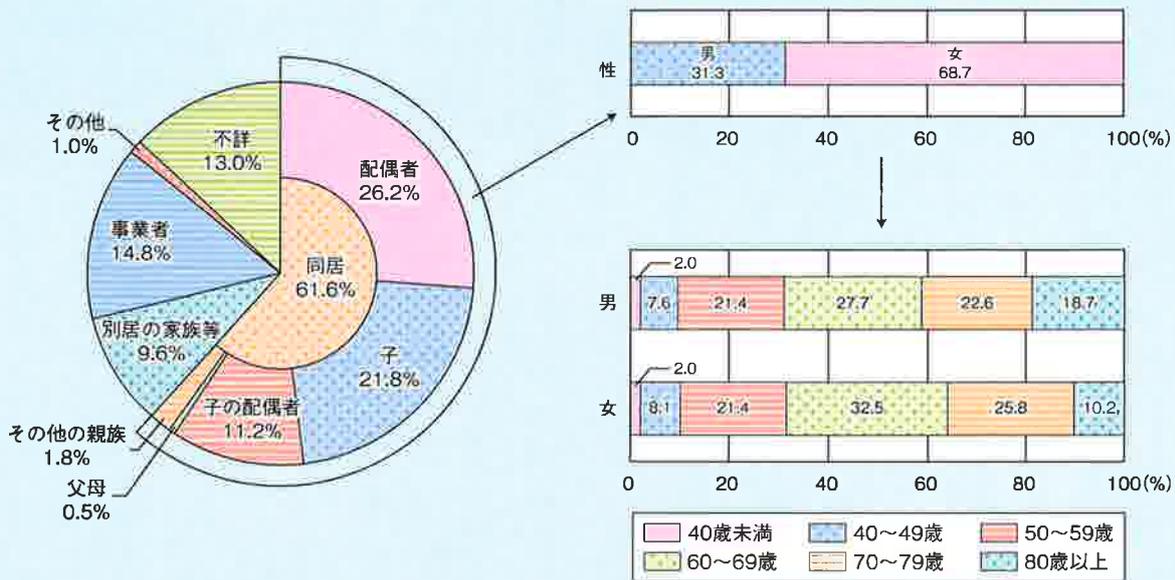
(注1) 調査対象は、全国55歳以上の男女。数値は60歳以上の男女

(注2) 質問内容は「子どもに介護などの世話を受たり、老人ホームに入居したり、在宅でホームヘルプサービスを受けたりする場合の費用をどのようにまかなうか」

○主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

- ・ 要介護者等からみた主な介護者の続柄をみると、介護者の6割以上が同居している人となっている。
- ・ その主な内訳は、配偶者が26.2%、子が21.8%、子の配偶者が11.2%。性別では男性が31.3%、女性が68.7%と女性が多い（図1-2-18）。
- ・ 同居している主な介護者の年齢について、男性では69.0%、女性では68.5%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在している。

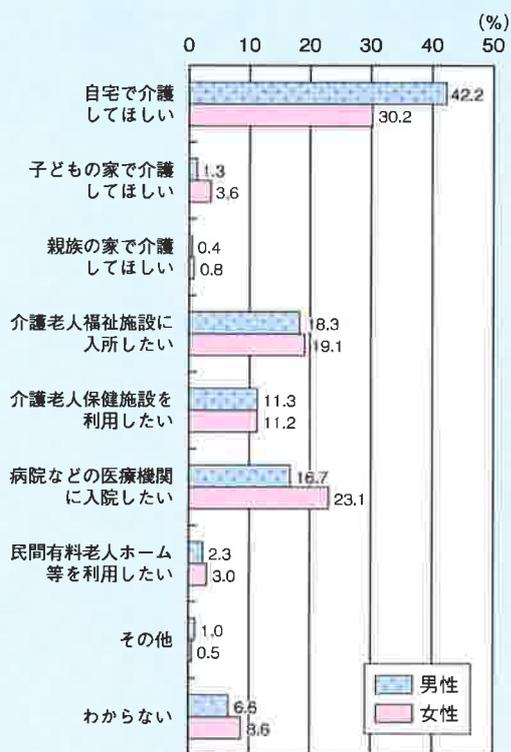
図1-2-18 要介護者等からみた主な介護者の続柄



○介護を受けたい場所は「自宅」が男性約4割、女性3割、最期を迎えたい場所は「自宅」が半数を超える

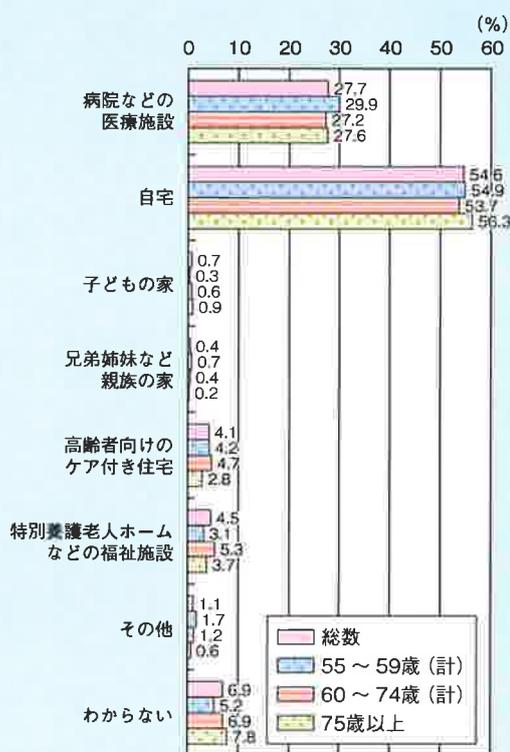
- ・「日常生活を送る上で介護が必要になった場合に、どこで介護を受けたいか」についてみると、男女とも「自宅で介護してほしい」人が最も多いが、男性は42.2%、女性は30.2%と、男性のほうが自宅での介護を希望する割合が高くなっている (図1-2-19)。
- ・「治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか」についてみると、「自宅」が54.6%で最も多く、次いで「病院などの医療施設」が27.7%となっている (図1-2-20)。

図1-2-19 介護を受けたい場所



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年)
 (注) 調査対象は全国55歳以上の男女。数値は60歳以上の男女

図1-2-20 最期を迎えたい場所



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年)
 (注) 対象は、全国55歳以上の男女

4 高齢者の就業

○就労を希望する高齢者の割合は約7割

- ・60歳以上の高齢者に何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか聞いたところ、「働けるうちはいつまでも」が28.9%と最も多く、次いで「65歳くらいまで」「70歳くらいまで」がともに16.6%となっており、就労を希望する高齢者の割合は71.9%となっている(図1-2-21)。



介護分野を取り巻く状況・制度の概要 (参考資料)

平成28年4月19日

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課



介護分野を取り巻く状況 (1)

高齢者数・高齢化率の推移

- 総人口が減少するなかで、年々、高齢化率は上昇。
- 高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となる平成27(2015)年には3395万人となり、その後も増加。平成54(2042)年にピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇。



※高齢化率: 総人口に占める65歳人口の割合

【出所】内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

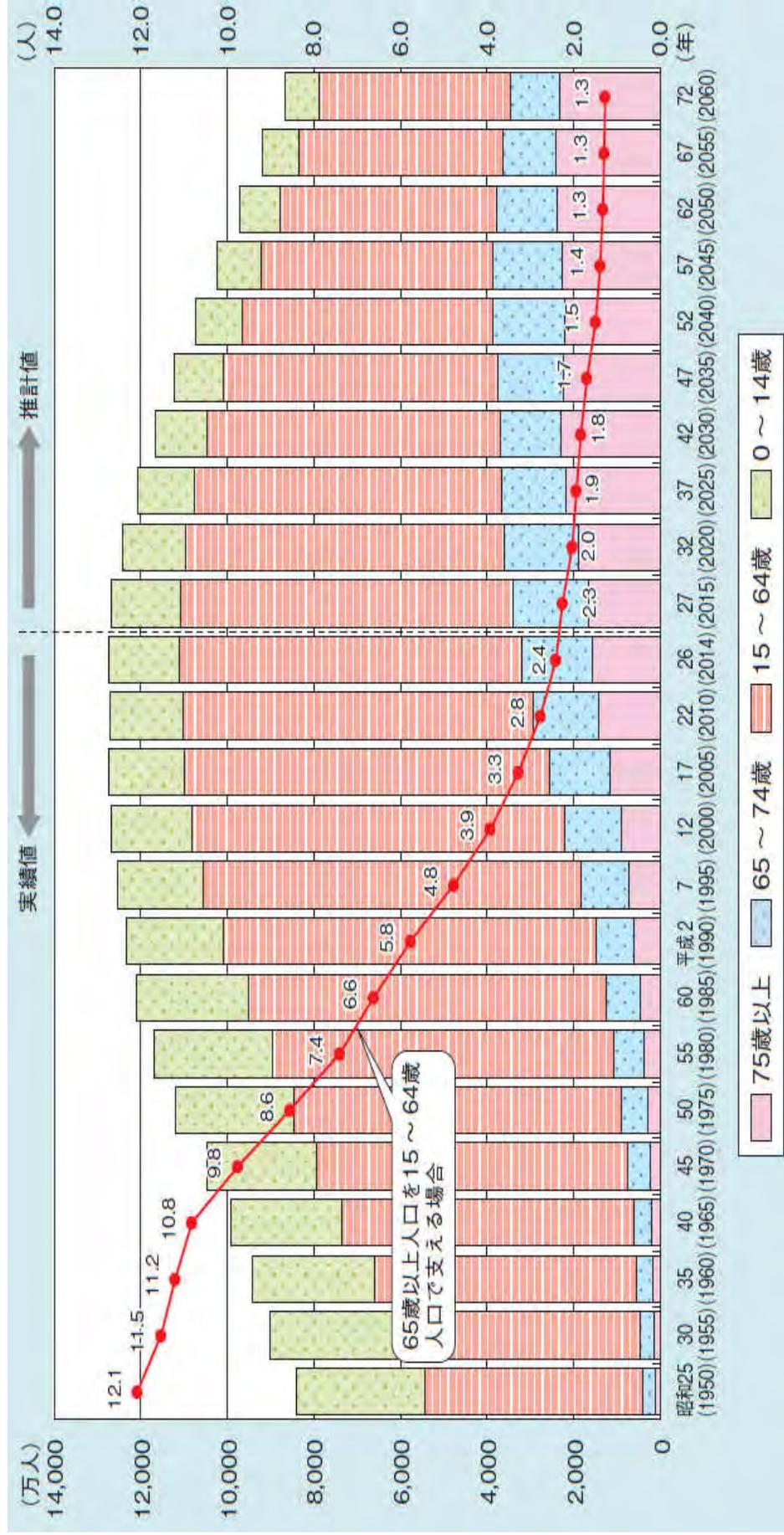
<参考> 諸外国の高齢化率(2010年)

アメリカ 13.1% イギリス 16.6% フランス 16.8% ドイツ 20.8% 韓国 11.1% 中国 8.4% インド 5.1%

介護分野を取り巻く状況 (2)

高齢世代人口の比率の推移

- 平成27(2015)年には、現役世代2.3人で高齢者1人を支える社会に。
- 平成62(2050)年には、現役世代1.3人で高齢者1人を支える社会の到来。

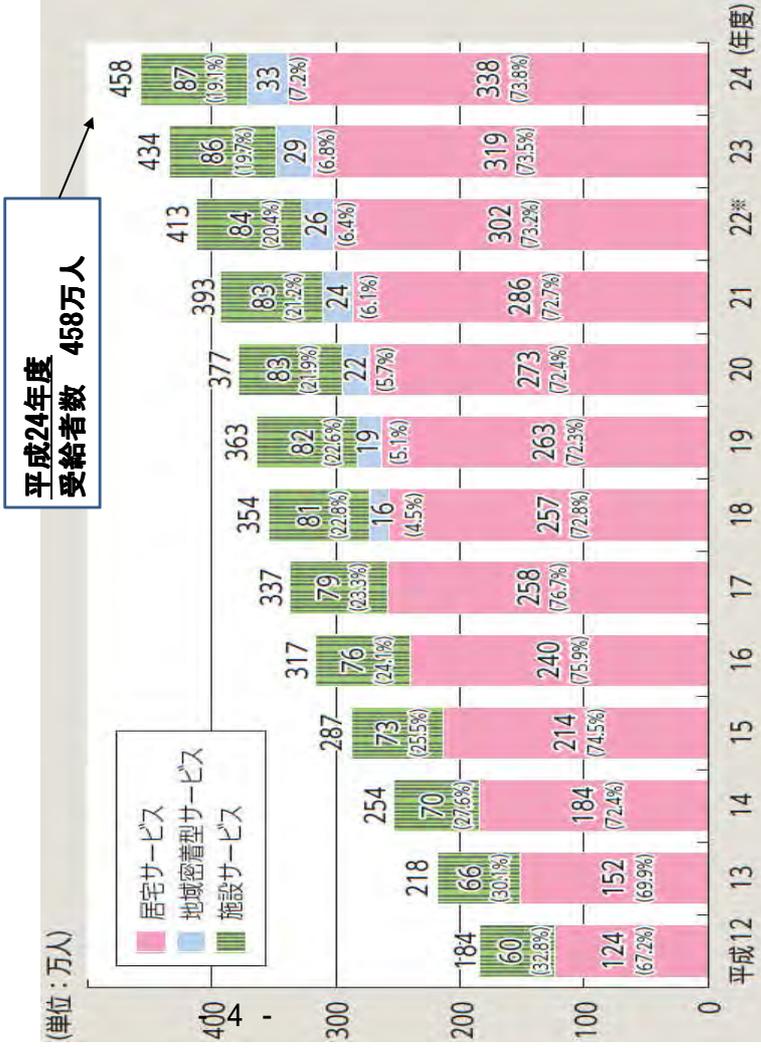




介護分野を取り巻く状況 (3)

介護サービス受給者数の推移

➤ 介護サービスの受給者数は、介護保険制度開始当時の平成12年度以降、年々増加し、平成24年度には458万人。

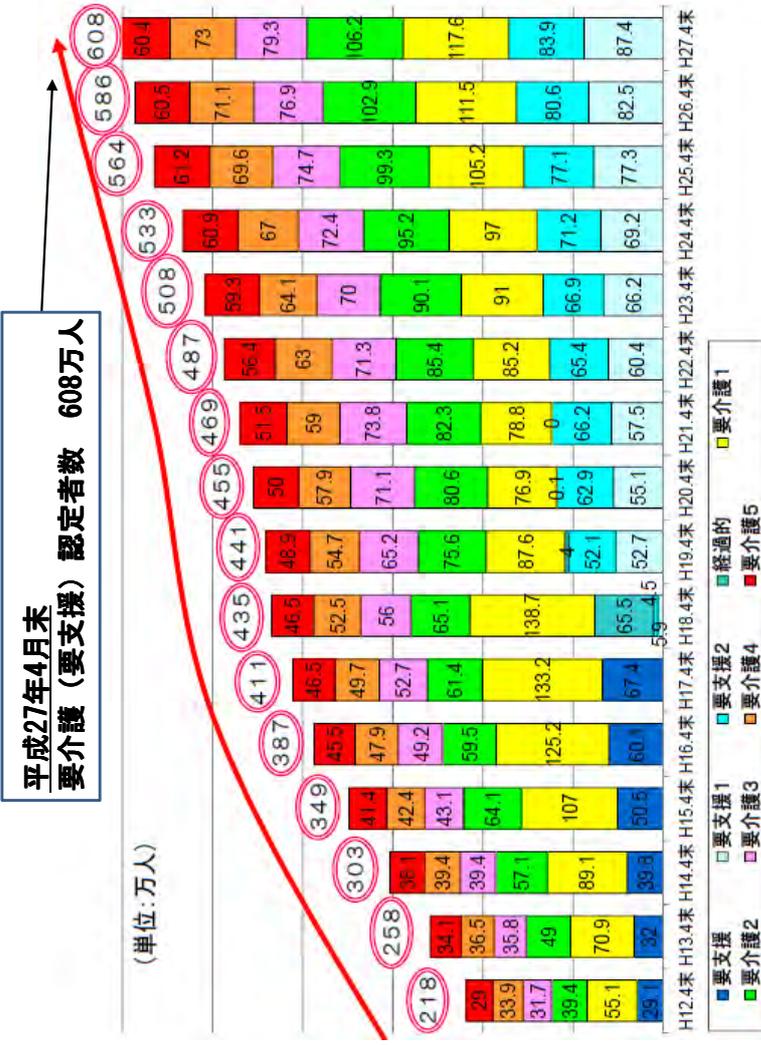


(注1) 受給者数は、各サービス間の重複利用がある。
(注2) 東日本大震災の影響により、平成22年度の数値には福島県内5町1村の数値は含まれていない。

【出所】厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

要介護(要支援)認定者数の推移

➤ 要介護(要支援)認定者数は、介護保険制度開始当時の平成12年度以降、年々増加し、平成27年4月末には608万人。



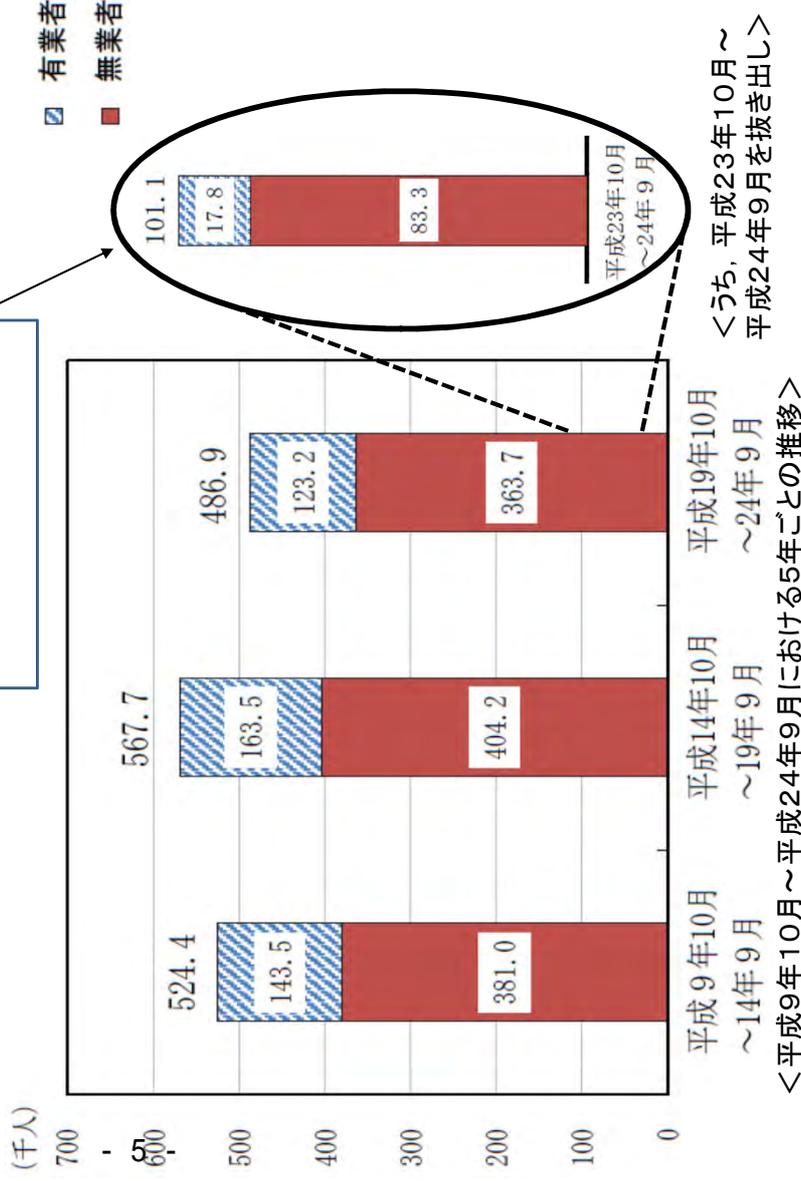
(注) 東日本大震災の影響により、H23、4末及びH24、4末には、一部の自治体の数値は含まれていない。

【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」

介護分野を取り巻く状況 (4)

- 過去5年間で平成19年10月～平成24年9月に介護・看護のために離職した者は約48.7万人であり、このうち、現在の就業状態が無業である者は約36.4万人。
- 介護をしている者のうち、就業休止希望者が約17.9万人(平成23年10月～平成24年9月)おり、離職予備軍も多い。

介護離職者数の推移



「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」
(平成27年11月26日 一億総活躍国民会議)

新・第三の矢
安心につながる社会保障

■ 介護離職ゼロに直結する緊急対策

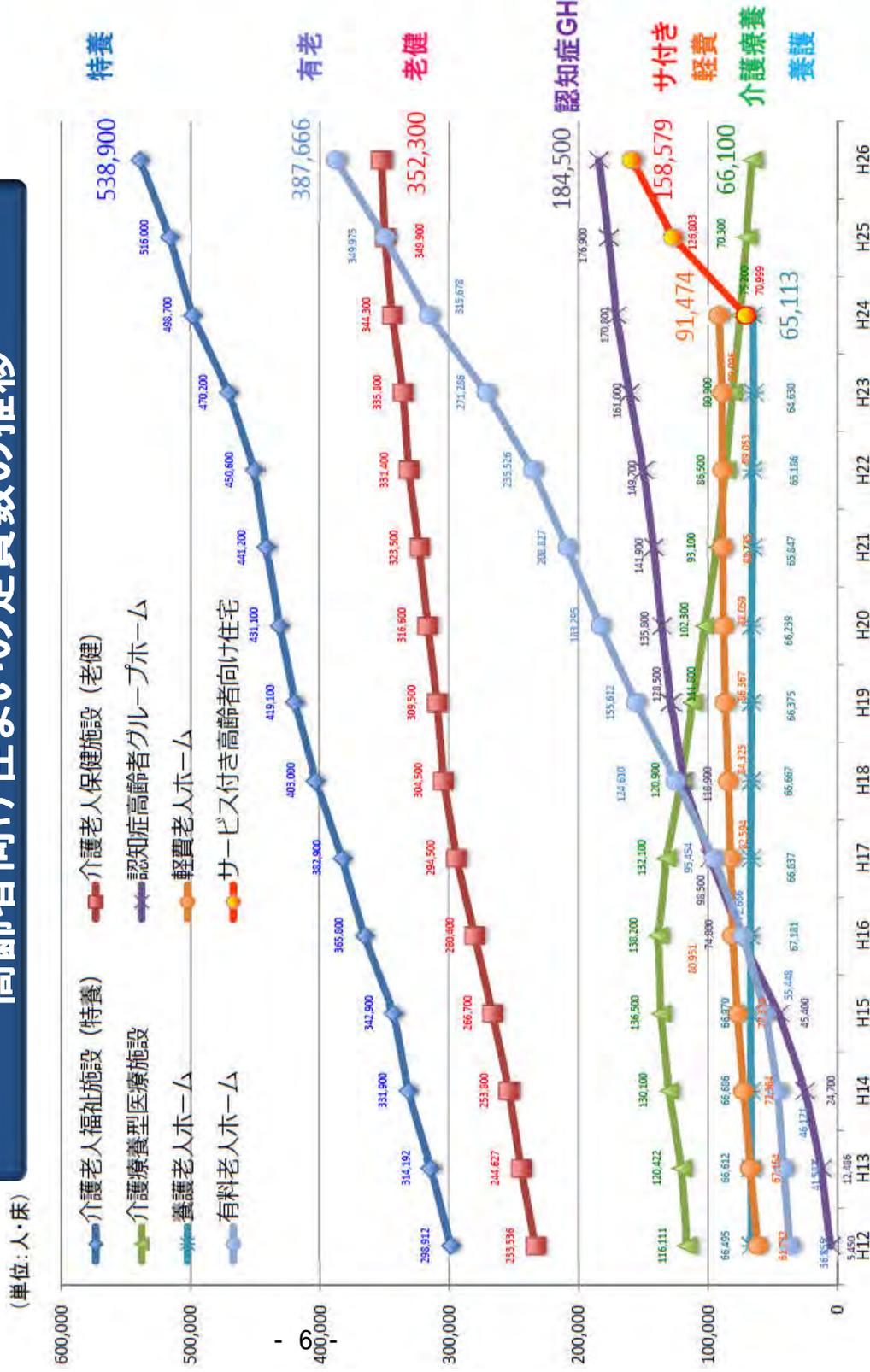
- ✓ 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保
- ✓ 求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上
- ✓ 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実
- ✓ 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備
- ✓ 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化
- ✓ 生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就業機会の確保、経済的自立に向けた支援



介護分野を取り巻く状況 (5)

- 特別養護老人ホームの定員数は、年々増加し、平成26年には53万8900人。
- 設置主体に制限のない有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の定員数が大幅に増加。

高齢者向け住まいの定員数の推移



※1. 介護保険施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/時点)【H12-H19】及び介護給付費実態調査(10月審査分)【H14~】(定員数ではなく利用者数)」による。
 ※2. 介護老人福祉施設サード地域密着型介護福祉施設サードの利用者を含まないもの。
 ※3. 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。
 ※4. 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、H24は福祉施設等調査(10/時点)、H25は調査業の回収率から算出した推計値であり、H26は基本票の値。
 ※5. 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/時点)による。
 ※6. サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。



介護分野を取り巻く状況 (6)

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

《平成21年12月集計》

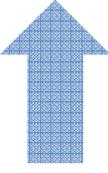
- ▶ 特別養護老人ホームの入所申込者数は、約42.1万人であり、そのうち入所の必要性が高い要介護4又は5で在宅の入所申込者数は約6.7万人。

単位:万人

	要介護1~2	要介護3	要介護4~5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	5.5 (13.0%)	5.6 (13.3%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

(注1)千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。
(注2)入所申込者数は、各都道府県で把握しているものを集計したもの。

【出所】厚生労働省「平成26年3月25日付け報道発表資料」



▶特別養護老人ホームの入所申込者数は、4年間で約10万人、24%増加。

▶また、入所の必要性が高い要介護4又は5で在宅の入所申込者数は、4年間で約2万人、30%増加。

《平成26年3月集計》

- ▶ 特別養護老人ホームの入所申込者数は、約52.4万人であり、そのうち入所の必要性が高い要介護4又は5で在宅の入所申込者数は約8.7万人。

単位:万人

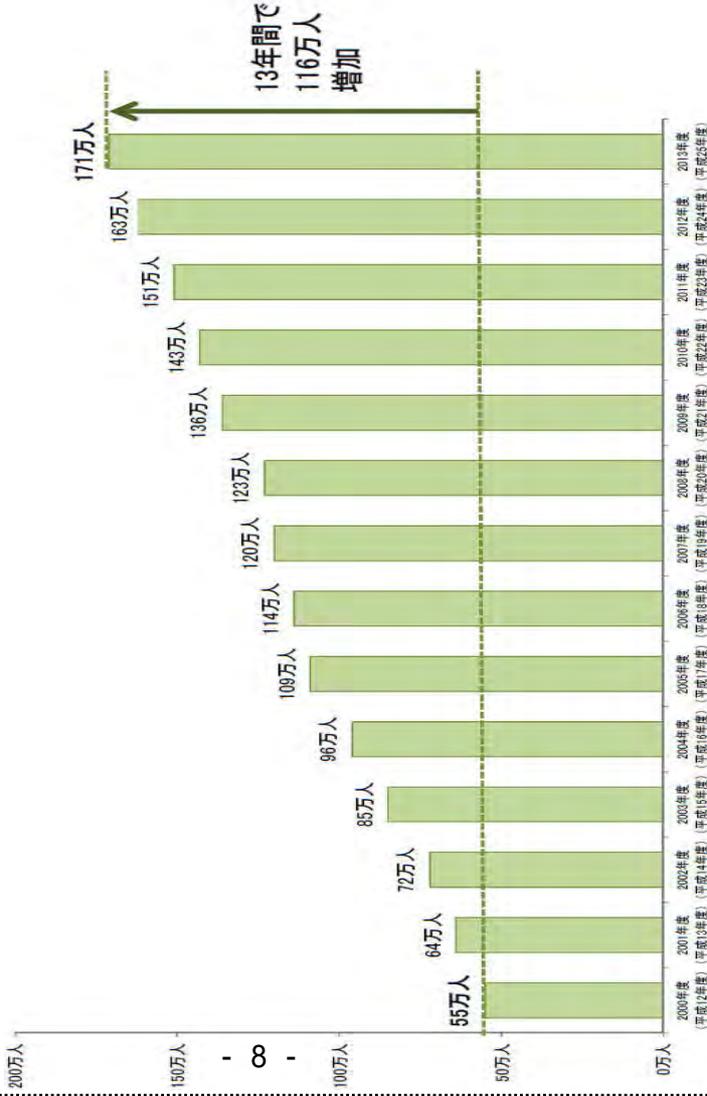
	要介護1~2	要介護3	要介護4~5	計
全体	17.8 (34.1%)	12.6 (24.1%)	21.9 (41.8%)	52.4 (100%)
うち在宅の方	10.7 (20.4%)	6.6 (12.7%)	8.7 (16.5%)	26.0 (49.6%)
うち在宅でない方	7.1 (13.6%)	6.0 (11.4%)	13.2 (25.3%)	26.4 (50.4%)

(注1)千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。
(注2)入所申込者数は、各都道府県で把握しているものを集計したもの。

【出所】厚生労働省「平成26年3月25日付け報道発表資料」

介護職員数の推移

- 介護職員数は、介護保険制度創設以降、13年間で116万人(約3倍)増加。



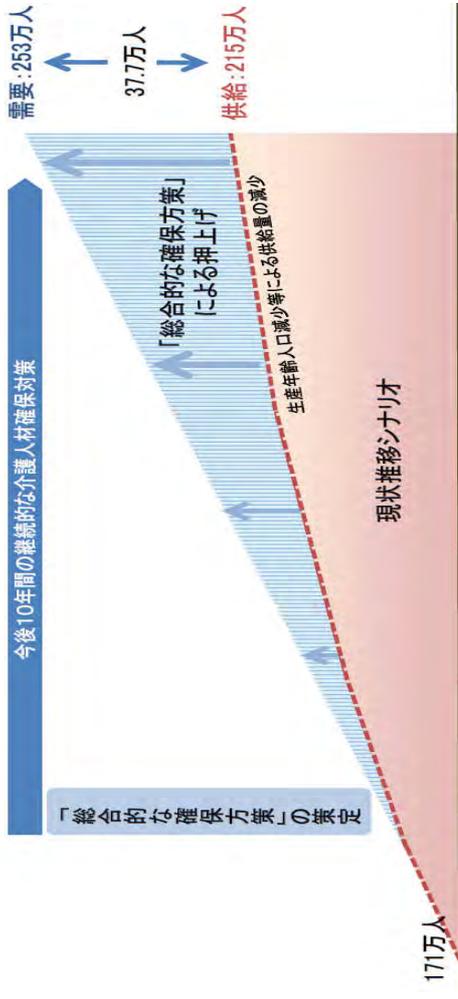
注1) 平成21～25年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正したもの。
(平成20年まではほぼ100%の回収率:100%の回収率:訪問介護員(除く)、通所介護員(除く)、通所介護員(除く)に着目した割り戻しにより行った。
補正の考え方:入所系・短期入所生活介護を除く、通所介護員(除く)施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しを用いて補正。
注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正。②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正。
注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を合わせた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

【出所】厚生労働省「平成27年6月24日付け報道発表資料」

介護人材に係る需給推計

- 市区町村による介護サービス見込み量等に基づく推計によれば、2025年度に約253万人の需要が見込まれる。
- 国においては、需給ギャップを埋めるべく、介護人材確保のための取組を総合的・計画的に推進。

介護人材の需要見込み (2025年度)	253.0万人
現状推移シナリオによる介護人材の供給見込み (2025年度)	215.2万人
需給ギャップ	37.7万人



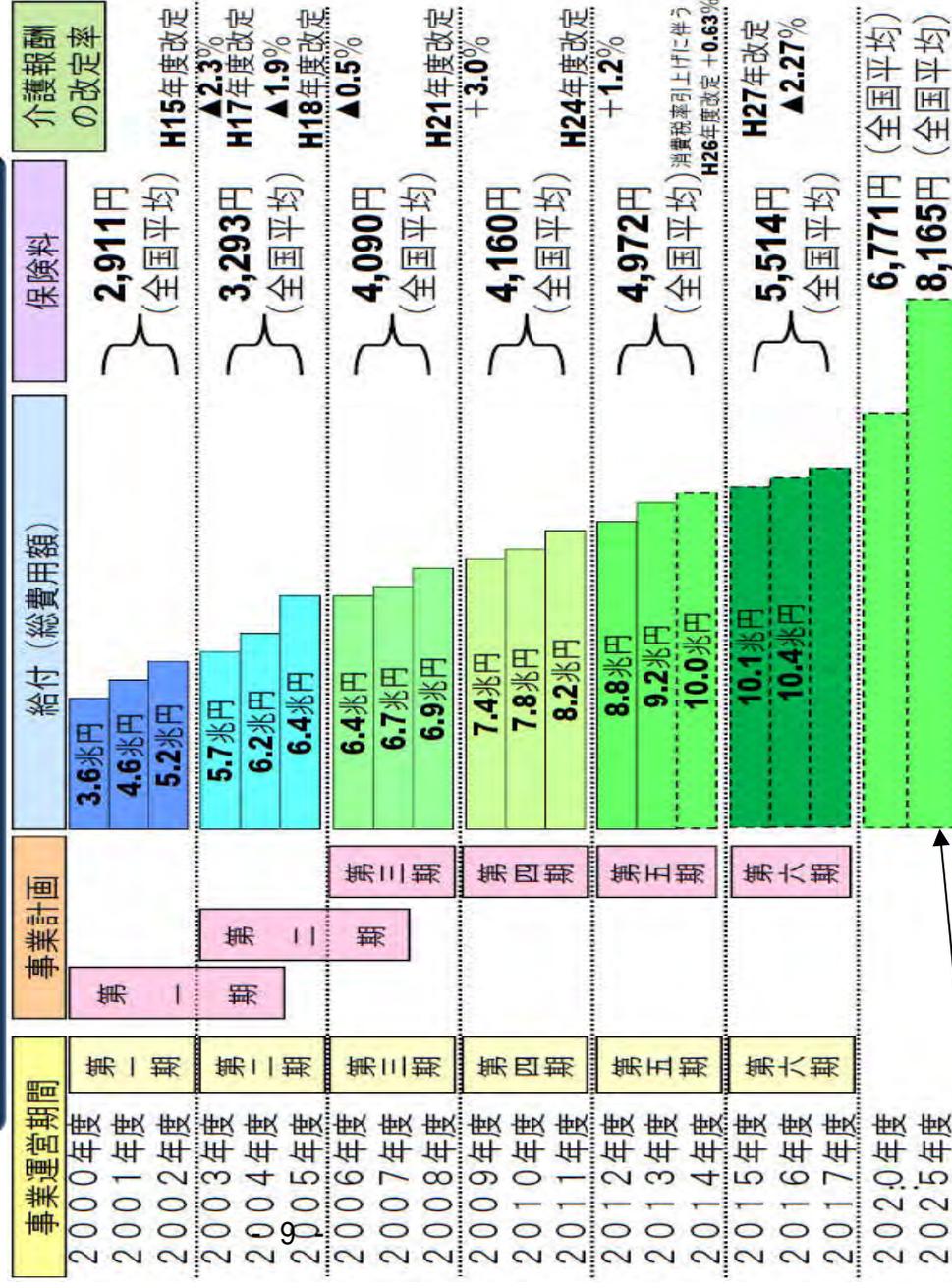
注1) 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計。
注2) 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入植・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計。

【出所】厚生労働省「平成27年6月24日付け報道発表資料」

介護分野を取り巻く状況 (8)

- 介護保険制度開始当時は約3.6兆円だった介護費用は、年々増加し、平成28(2016)年度には、約10.4兆円。
- 介護費用の増大に伴い、介護保険制度開始当時に約3,000円であった保険料は、現在、約5,500円。平成37(2025)年度には、約8,200円に増加すると推計されている。

介護給付と保険料の推移



※2013年度までは実績であり、2014～2016年度は当初予算(案)である。
 ※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。
 【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」

《介護費用等の推移》

	平成12年度	平成28年度
介護費用	3.6兆円	10.4兆円
保険料	2,911円	5,514円

《介護費用等の見通し》



※ 改革シナリオ



介護分野に関する制度 (1)

《介護サービスの種類》

	<p>都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス</p>	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>
<p>介護給付を行うサービス</p>	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 <p>◎居宅介護支援</p>	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
<p>予防給付を行うサービス</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護(デイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>◎介護予防支援</p>

このほか、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」

「介護給付を行うサービス」を中心に意見を伺う予定



介護分野に関する制度 (2)

《介護サービスの体系》



利用者負担額は目安です。お住まいの市町村やお使いになる事業所によって異なります。

【出所】厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割(平成27年度)」 10

高齢者向けの住まい

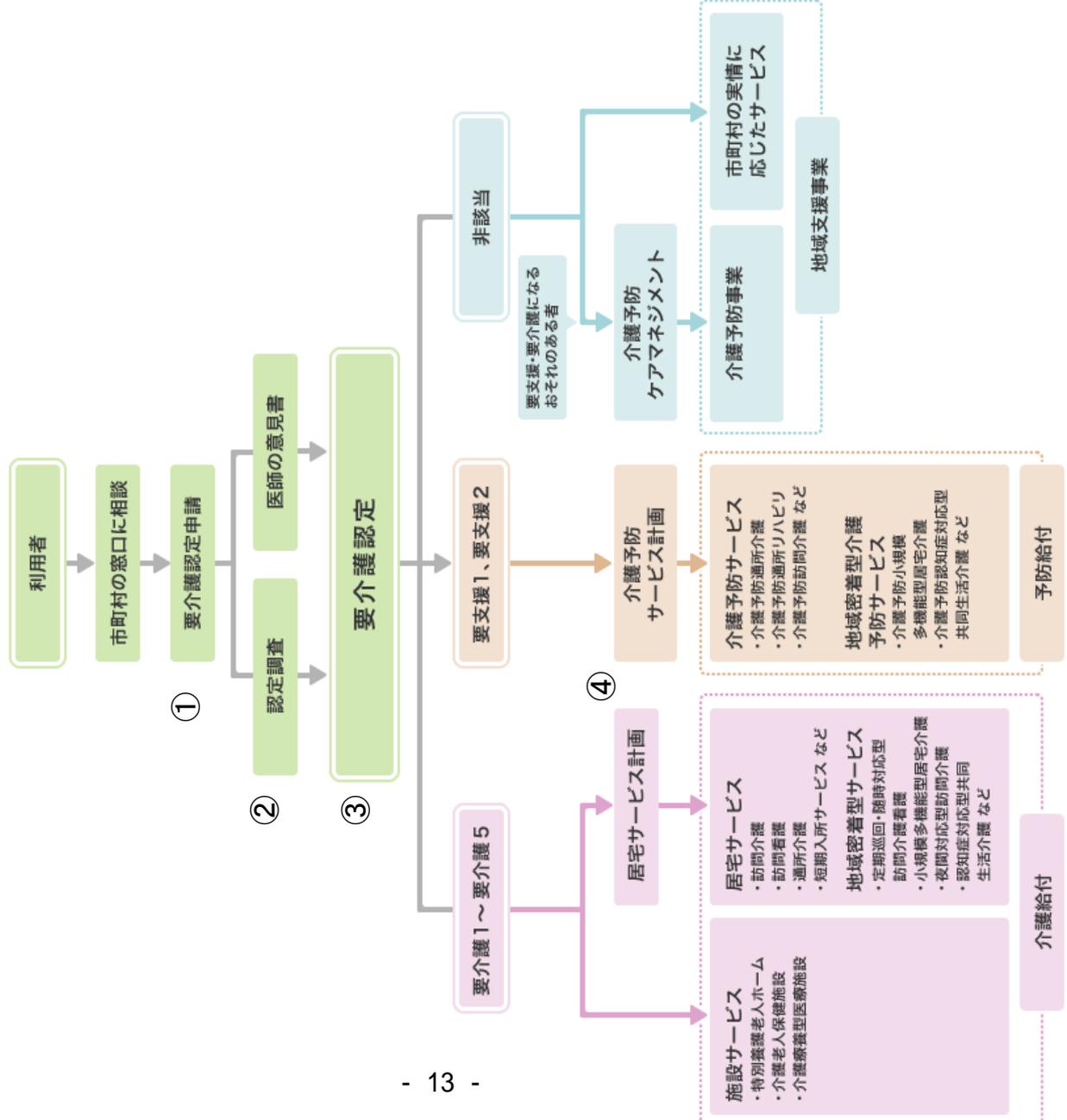
	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③軽費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困難した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護すること目的とする施設	入居者を養護し、その自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設	老人を入居させ、①入排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをすることを目的とする施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住居	入浴、排せつ、食事等介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険	・介護福祉施設サービス		・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス			・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、宅においてこれを受けことが困難なものが	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者が	身体機能の低下等により自立した生活を営むことが困難な者であって、められる者であって、による援助を受けることが困難な60歳以上の者が	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護(要支援認定を受けている60歳未満の者	要介護者(要支援者であって認知症である者の者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり面積	10.65㎡	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦) など	13㎡(参考値)	25㎡ など	7.43㎡
件数*	8,935件(H26.10)	953件(H24.10)	2,182件(H24.10)	9,581件(H26.7)	4,932件(H26.9.30)	12,597件(H26.10)
定員数*	538,900人(H26.10)	65,113人(H24.10)	91,474人(H24.10)	387,666人(H26.7)	158,579戸(H26.9.30)	184,500人(H26.10)

※①・⑥→介護給付費実態調査(「定員数」の値については利用者数)、②・③→社会福祉施設等調査(基本票)、④→厚生労働省老健局調べ、⑤→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ



介護分野に関する制度 (4)

介護サービスの利用手順①<現行>

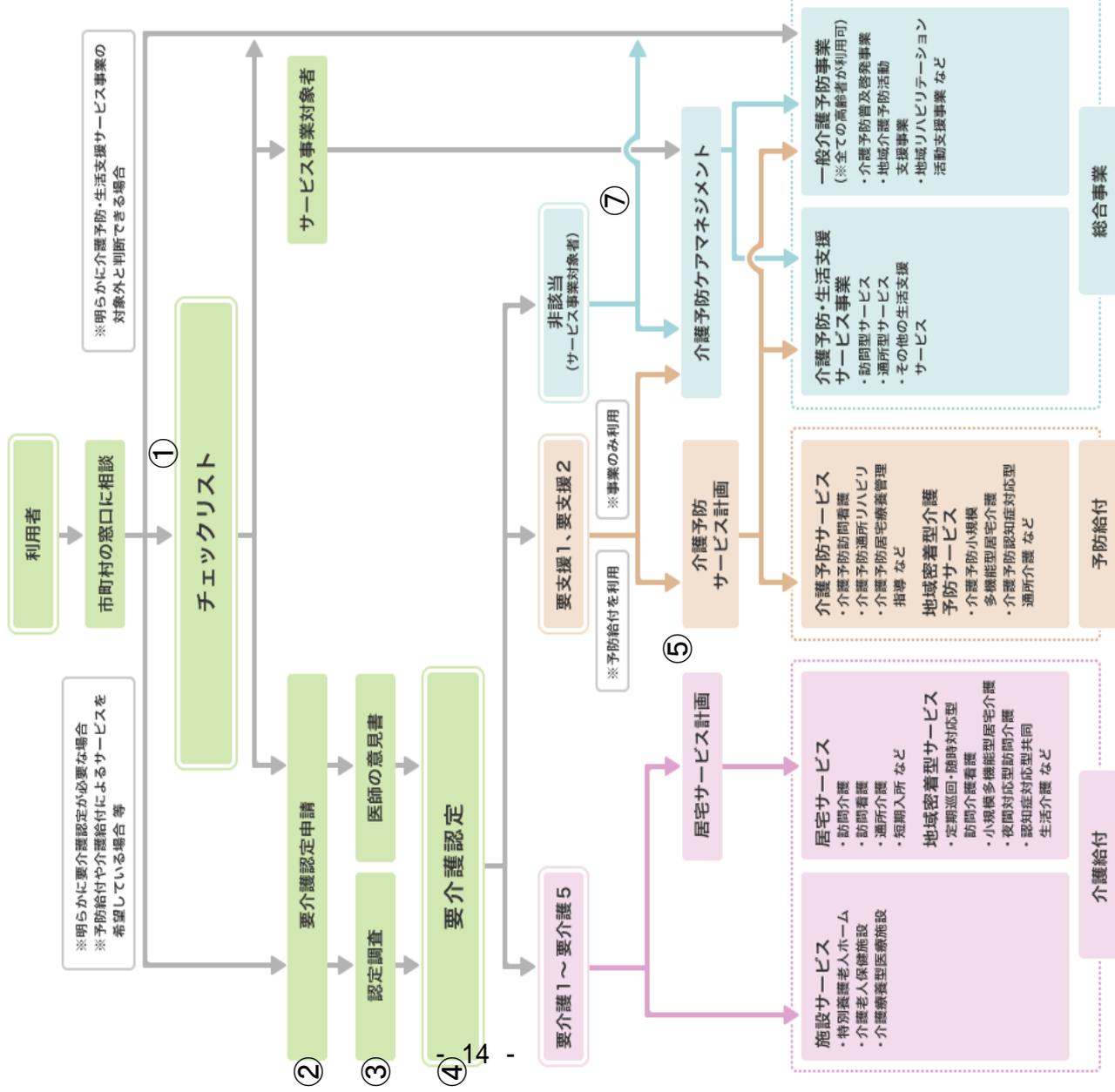


<利用手順>

- ① 要介護認定申請
利用者(代行も可)が市町村(保険者)に所定の申請書を提出する。
- ② 認定調査及び医師の意見書
申請を受けた市町村は、認定調査(利用者の心身の状況等に関する調査)を実施すると同時に医師の意見書を取得する。
- ③ 要介護認定
認定調査の結果等を踏まえた一次判定を経て、介護認定審査会による要介護度の判定(二次判定)が行われ、市町村が要介護認定を行う。
- ④ 介護サービス計画書(ケアプラン)の作成
介護サービスを利用する場合にはケアプランが必要であり、一般的に要介護度等に応じて次の者が作成する。
※「要介護」(居宅): 居宅介護支援事業者
(施設): 施設の介護支援専門員
※「要支援」: 地域包括支援センター
- ⑤ 介護サービスの利用開始

介護分野に関する制度 (5)

介護サービスの利用手順②<介護予防・日常生活支援総合事業実施後>



<利用手順>

- ① 市町村窓口 (地域包括支援センター) に相談
相談を受けた担当者が「チェックリスト」による質問・チェックを実施するなどして、利用可能サービスの区分の振り分けを行う。

(前ページの現行利用手順と同じ)

- ② 要介護認定申請
- ③ 認定調査及び医師の意見書
- ④ 要介護認定
- ⑤ ケアプランの作成
- ⑥ 介護サービスの利用開始

(総合事業)

- ⑦ 介護予防ケアマネジメント

利用者の居住地を管轄する地域包括支援センターが、(介護予防・生活支援) サービス事業対象者の介護予防ケアマネジメントを行い、ケアプランを作成する。

- ⑧ サービス事業の利用開始

介護報酬支払いの流れ

- 介護報酬とは、事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 介護報酬は各サービス毎に設定されており、各サービスの基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。
- なお、介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聞いて定めることとされている。

【介護報酬支払いの流れ】



介護分野に関する制度 (7)

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



外国人介護人材の受入れ

経済連携協定(EPA)

- ・インドネシア、フィリピン及びベトナムの3か国から介護福祉士候補者(平成27年度には累積で2,106名)を受入れ。
- ・在留期間(4年)の間、介護施設等で就労を行い、国家試験の合格を目指して研修を受け、合格した場合(平成23年度までに入国した者622名のうち累計で317名が合格)は介護福祉士として就労が可能。

現行制度

【受入れ対象施設】

- 介護福祉候補者の受入れ施設は、次の範囲とされている。
- ・定員30名以上の特別養護老人ホーム等の介護施設
- ・上記施設と同一敷地内において、一体的に運営されている介護施設(通所介護, 短期入所生活介護等)等

【就労範囲】

訪問系サービスについては、介護福祉士の就労範囲の対象外とされている。



改正の方向性 (厚労省検討会 (注))

【受入れ対象施設】⇒次の施設等に範囲を拡大することが適当

- ・定員30名以上の特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所
- ・定員30名以上の特別養護老人ホーム等の介護施設と同一敷地内において、一体的に運営されている定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設等

【就労範囲】

活躍の場を広げていくことが適当であるが、様々な意見があることから引き続き検討

技能実習

- ・開発途上国等の外国人を一定期間(最長3年)産業界に受け入れて、産業上の技能・技術・知識を習得してもらう制度。
- ・技能実習生(在留資格「技能実習」を持つ者)は、平成26年末時点で約17万人が滞在。

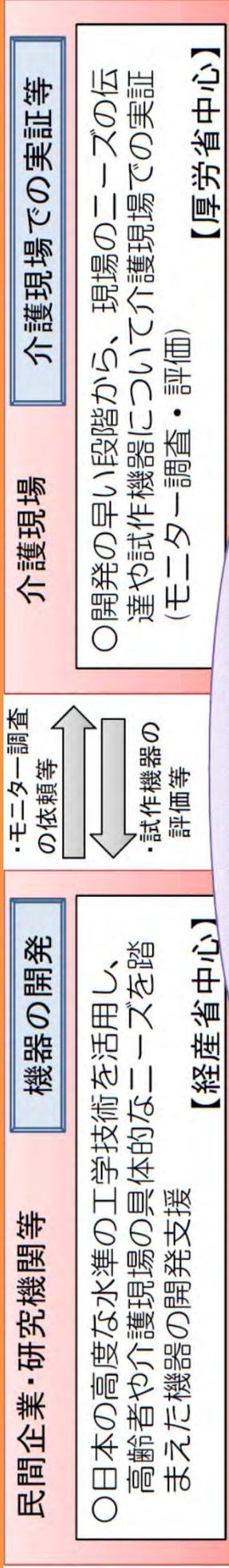
現行制度

介護分野の職種については制度の対象外。

改正の方向性 (厚労省検討会 (注))

介護分野の職種追加に向け、具体的な制度設計を進めることとし、介護固有の具体的方策を併せ講じることなどにより、**新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当。**

介護ロボットの開発支援



開発現場と介護現場との意見交換の場の提供等(※)
 ※相談窓口の設置、実証の場の整備(実証試験協力施設の把握)、普及啓発、意見交換の場の提供 等

(開発等の重点分野)

経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定(平成25年度から開発支援)

○移乗介助(1)

- ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

○移乗介助(2)

- ・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

○移動支援(1)

- ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

○移動支援(2)

- ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

※点線枠は平成26年2月に新たに追加した項目。平成26年度より開発支援の対象。

※開発支援するロボットは、要介護者の自立支援促進と介護従事者の負担軽減に資することが前提。



○排泄支援

- ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

○認知症の方の見守り(1)

- ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○認知症の方の見守り(2)

- ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○入浴支援

- ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

報道関係者 各位

平成 27 年 6 月 24 日
 社会・援護局
 福祉基盤課福祉人材確保対策室
 室長 補佐 関口 彰 (内線 2847)
 マンパワー企画課長 岸 英二 (内線 2849)
 (代表電話) 03 (5253) 1111
 (直通電話) 03 (3595) 2617

2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について

2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計については、今年 2 月に暫定値を公表しましたが、今般、都道府県で介護保険事業支援計画が策定されたことに伴い、確定値が取りまとめられましたので、公表いたします。

- ・ 需要見込みは、市町村により第 6 期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づくものです。
- ・ 供給見込みは、平成 27 年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まず、近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映した「現状推移シナリオ」に基づくものです。

今後、これらの需給ギャップを踏まえ、国と地域の二人三脚で介護人材確保に向けた取組を総合的・計画的に推進することとしています。

○ 2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）

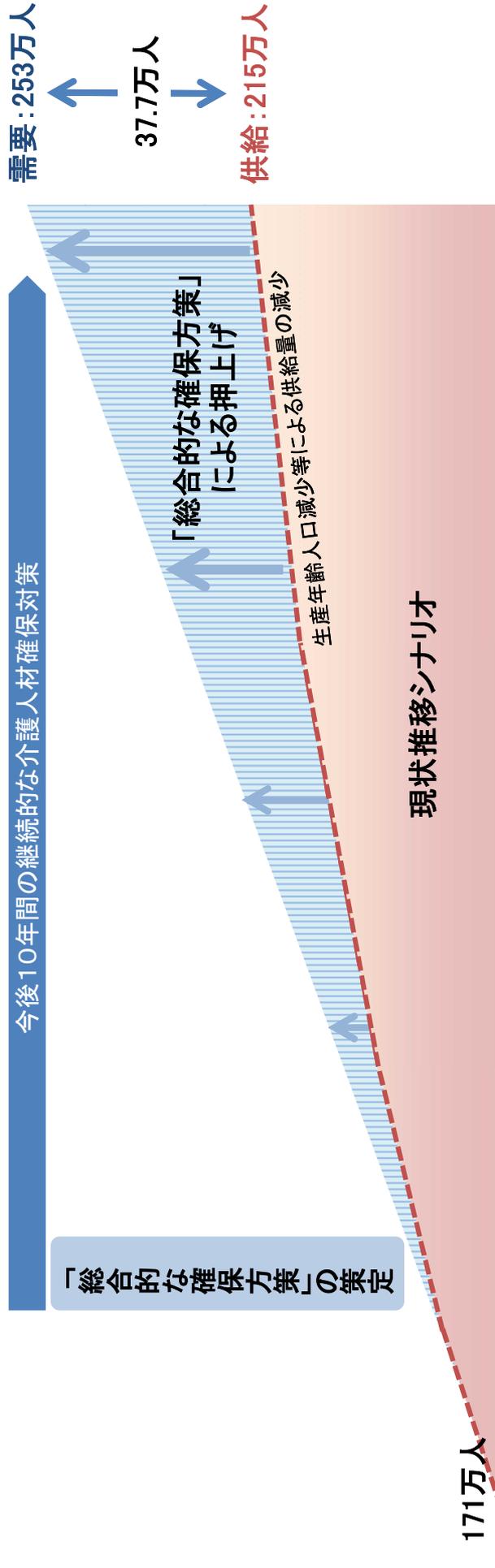
介護人材の需要見込み（2025 年度）	253.0 万人
現状推移シナリオによる 介護人材の供給見込み（2025 年度）	215.2 万人
需給ギャップ	37.7 万人

* 今年 2 月に公表した暫定値は、都道府県における平成 26 年 11 月時点の作業の途中段階によるもの（需要見込み 248.2 万人、供給見込み 214.8 万人、需給ギャップ 33.4 万人）。この後、都道府県・市町村で精査を行い、確定した値を踏まえ、第 6 期介護保険事業支援計画に取組方策等を記載。

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計における需給ギャップは37.7万人（需要約253万人、供給約215万人）
- 都道府県においては、第6期介護保険事業支援計画に需給推計結果に基づく需給ギャップを埋める方策を位置付け、2025（平成37）年に向けた取組を実施。
- 国においては、今次常会に提出中の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」による制度的対応や、都道府県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する具体的な取組などを含めた施策の全体像（「総合的な確保方策」）を取りまとめ、2025（平成37）年に向けた取組を総合的・計画的に推進。
- 3年1期の介護保険事業計画と併せたPDCAサイクルを確立し、必要に応じて施策を充実・改善。

介護人材にかかる需給推計結果と「総合的な確保方策」（イメージ）



注1) 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
 注2) 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)
 注3) 「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人(社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含んでいない。)

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)(都道府県別)

(単位:人)

	都道府県	2013年度 (平成25年度) の介護職員数	2017年度(平成29年度)			2020年度(平成32年度)			2025年度(平成37年度)			
			需要見込み (D1)	現状推移シナリオ による供給見込み (S1)	充足率 (S1/D1)	需要見込み (D2)	現状推移シナリオ による供給見込み (S2)	充足率 (S2/D2)	需要見込み (D3)	現状推移シナリオ による供給見込み (S3)	充足率 (S3/D3)	需給ギャップ (D3-S3)
1	北海道	81,117	93,773	93,057	99.2%	98,923	96,390	97.4%	109,903	97,580	88.8%	12,323
2	青森県	22,090	28,120	25,991	92.4%	29,943	28,144	94.0%	32,218	30,811	95.6%	1,407
3	岩手県	19,069	26,711	23,130	86.6%	28,383	24,287	85.6%	29,775	24,851	83.5%	4,924
4	宮城県	28,041	34,879	29,447	84.4%	39,538	30,385	76.9%	45,532	31,396	69.0%	14,136
5	秋田県	19,621	23,566	22,227	94.3%	25,103	23,062	91.9%	26,018	23,275	89.5%	2,743
6	山形県	17,688	20,662	18,716	90.6%	21,779	19,106	87.7%	22,489	19,128	85.1%	3,361
7	福島県	25,654	34,061	28,867	84.8%	36,603	30,374	83.0%	38,306	32,149	83.9%	6,157
8	茨城県	33,060	40,830	36,541	89.5%	45,130	38,499	85.3%	50,807	40,673	80.1%	10,134
9	栃木県	21,317	25,799	23,109	89.6%	28,082	23,922	85.2%	31,293	24,428	78.1%	6,865
10	群馬県	28,518	36,372	30,602	84.1%	39,354	31,583	80.3%	43,806	32,205	73.5%	11,601
11	埼玉県	70,723	90,118	82,570	91.6%	101,829	88,130	86.5%	121,352	93,882	77.4%	27,470
12	千葉県	67,600	84,052	81,696	97.2%	96,592	87,420	90.5%	115,272	92,517	80.3%	22,755
13	東京都	154,609	195,780	181,410	92.7%	216,633	194,439	89.8%	243,701	207,950	85.3%	35,751
14	神奈川県	116,591	137,664	138,848	100.9%	153,815	148,410	96.5%	182,643	157,942	86.5%	24,701
15	新潟県	35,509	42,885	41,740	97.3%	45,970	43,617	94.9%	49,317	44,622	90.5%	4,695
16	富山県	15,296	18,635	16,041	86.1%	20,192	16,752	83.0%	21,721	17,810	82.0%	3,911
17	石川県	16,251	19,026	18,243	95.9%	20,183	18,969	94.0%	22,158	19,543	88.2%	2,615
18	福井県	11,774	11,274	10,200	90.5%	11,849	10,524	88.8%	12,458	10,686	85.8%	1,772
19	山梨県	10,737	13,244	12,277	92.7%	14,217	12,910	90.8%	15,364	13,647	88.8%	1,717
20	長野県	31,827	39,808	35,406	88.9%	42,818	36,869	86.1%	46,339	37,948	81.9%	8,391
21	岐阜県	27,140	32,563	30,133	92.5%	35,675	31,481	88.2%	39,559	32,441	82.0%	7,118
22	静岡県	45,419	53,195	50,448	94.8%	57,141	53,344	93.4%	65,077	56,575	86.9%	8,502
23	愛知県	81,136	101,763	92,301	90.7%	113,040	98,817	87.4%	131,852	107,461	81.5%	24,391
24	三重県	25,312	30,943	29,695	96.0%	33,633	31,477	93.6%	36,573	32,969	90.1%	3,604
25	滋賀県	16,034	19,968	18,853	94.4%	22,079	20,009	90.6%	24,674	21,202	85.9%	3,472
26	京都府	33,146	43,310	38,922	89.9%	46,329	41,863	90.4%	51,940	45,129	86.9%	6,811
27	大阪府	136,355	168,755	165,564	98.1%	190,623	176,305	92.5%	219,190	185,324	84.5%	33,866
28	兵庫県	77,495	94,448	85,782	90.8%	103,761	90,171	86.9%	117,817	95,314	80.9%	22,503
29	奈良県	19,982	25,278	22,700	89.8%	27,264	24,233	88.9%	31,019	26,521	85.5%	4,498
30	和歌山県	19,552	22,865	20,573	90.0%	23,451	20,967	89.4%	25,162	20,975	83.4%	4,187
31	鳥取県	9,895	10,586	10,168	96.1%	11,028	10,400	94.3%	11,541	10,634	92.1%	907
32	島根県	14,018	16,203	15,652	96.6%	16,493	16,276	98.7%	17,110	16,784	98.1%	326
33	岡山県	30,069	35,315	32,226	91.3%	36,560	33,160	90.7%	39,490	33,789	85.6%	5,701
34	広島県	43,162	50,331	47,650	94.7%	52,377	49,688	94.9%	58,970	52,021	88.2%	6,949
35	山口県	23,388	29,512	27,276	92.4%	31,010	28,554	92.1%	33,191	29,411	88.6%	3,780
36	徳島県	12,970	14,581	14,336	98.3%	14,809	14,365	97.0%	15,538	14,256	91.7%	1,282
37	香川県	14,009	17,110	15,891	92.9%	17,931	16,369	91.3%	18,940	16,593	87.6%	2,347
38	愛媛県	26,095	31,499	29,628	94.1%	33,193	31,000	93.4%	35,808	32,170	89.8%	3,638
39	高知県	12,779	14,828	14,236	96.0%	15,312	14,663	95.8%	15,644	14,743	94.2%	901
40	福岡県	70,253	80,021	79,455	99.3%	84,011	82,419	98.1%	94,314	84,257	89.3%	10,057
41	佐賀県	13,204	14,255	13,868	97.3%	14,326	14,129	98.6%	15,037	14,432	96.0%	605
42	長崎県	24,871	28,277	28,002	99.0%	28,539	28,744	100.7%	30,382	28,815	94.8%	1,567
43	熊本県	27,244	31,634	31,531	99.7%	32,958	32,836	99.6%	34,954	33,420	95.6%	1,534
44	大分県	20,022	21,231	21,255	100.1%	22,214	21,878	98.5%	23,401	22,186	94.8%	1,215
45	宮崎県	18,606	21,633	19,998	92.4%	23,041	20,457	88.8%	24,852	20,528	82.6%	4,324
46	鹿児島県	28,247	32,455	30,782	94.8%	33,481	32,140	96.0%	35,197	33,690	95.7%	1,507
47	沖縄県	15,246	18,482	16,584	89.7%	19,639	17,117	87.2%	22,039	17,696	80.3%	4,343
	合計	1,707,743	2,078,300	1,953,627	94.0%	2,256,854	2,056,654	91.1%	2,529,743	2,152,379	85.1%	377,364

(資料出所) 2013(平成25)年度の数値:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから厚生労働省(社会・援護局)にて補正) 2017(平成29)年度以降の数値は都道府県が行った推計による

注1)2013(平成25)年度の計数は国及び各都道府県の値ごとに回収率を踏まえた補正を行っているため、合計の値が一致しない

注2)需要見込み、供給見込みの値は、いずれも通所リハビリテーションの職員数を含まない(「医療・介護に係る長期推計」(平成24年3月))と同様の整理

注3)需要見込みの値は、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計

注4)供給見込みの値は、現状推移シナリオ(近年の入職、離職の動向に将来の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)

(参考資料)

介護保険制度施行以降の介護職員数の推移

○ 介護職員数は、2000(平成12)年度の制度創設以降、13年間で116万人増加(約3倍増)している。



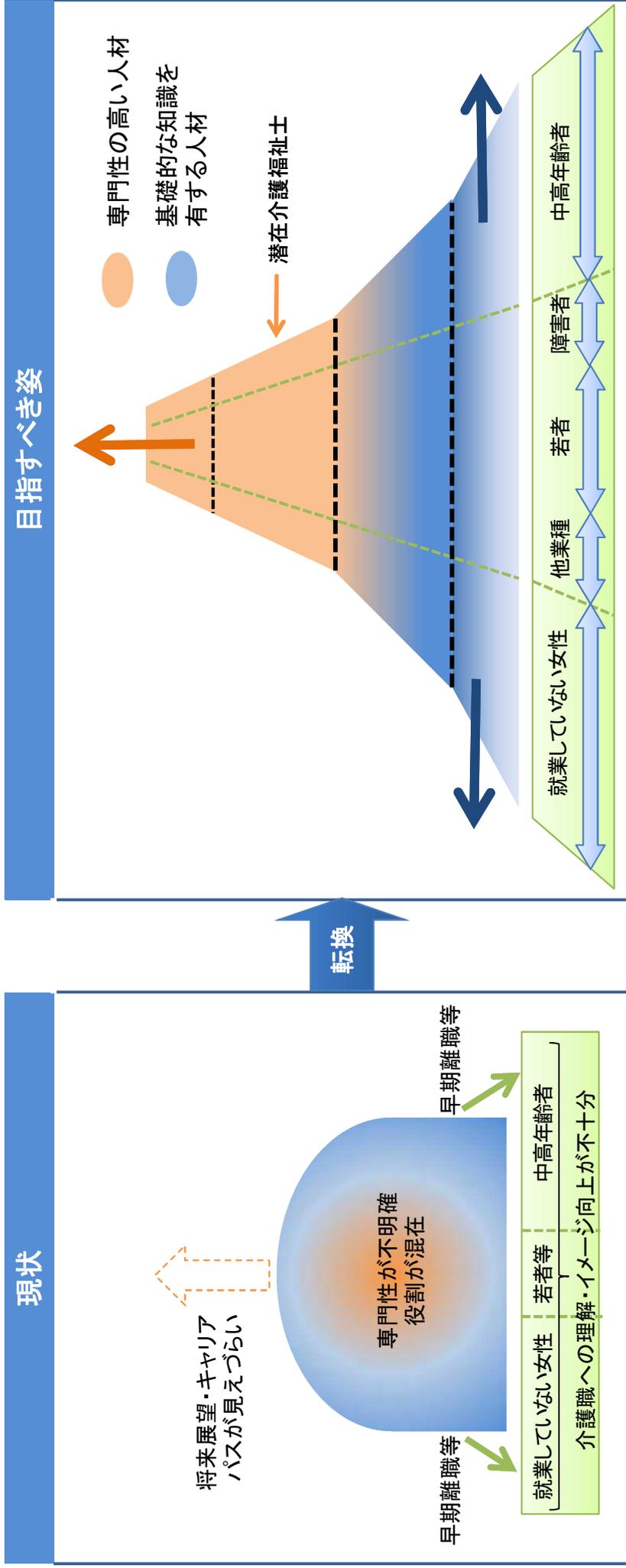
注1) 平成21～25年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正したものを。
(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成25年の回収率:訪問介護80.5%、通所介護86.7%、介護老人福祉施設91.9%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く。)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
(①「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正、②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正)

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
(訪問リハビリテーション:平成12～24年、特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)
※ 「通所リハビリテーション」の介護職員数は、すべての年に含めていない。

注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)
【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

「総合的な確保方策」の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



参加促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参加促進を図る
労働環境・ 処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
資質の向上	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についての定着促進を図る
	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

「総合的な確保方策」の主要施策

目指すべき姿

主要施策

<p>参入促進</p>	<p>1. すそ野を広げる ～多様な人材の参入促進を図る～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信によるイメージアップ【予算】 ・高校教師・親の理解促進、地域志向型の若者の掘り起こしの強化【予算】 ・中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進【予算】 ・他産業からの参入促進を図るため、通信課程を活用【法令】 ・福祉人材センターの機能強化(サテライト展開やハローワークとの連携等)【法令】
<p>労働環境・処遇の改善</p>	<p>2. 道を作る ～キャリアパスを構築する～</p> <p>3. 長く歩み続ける ～定着促進を図る～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の支援(実務者研修の受講期間の柔軟化等)【法令】 ・離職した介護福祉士の届出制度創設と再就業支援対策の強化【法令】 ・介護人材のキャリアパスシステム整備の推進【報酬】 ・代替職員の確保等による研修機会の確保【予算】
<p>資質の向上</p>	<p>4. 山を高くする ～継続的な質の向上を促す～</p> <p>5. 標高を定める ～人材の機能分化を進める～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材1人当たり月額1万2千円相当の賃金改善【報酬】 ・人材育成に取り組む事業所の認証・評価の実施による取組の「見える化」の推進【予算】 ・エルダー・メンター制度の導入支援による早期離職の防止【予算】 ・事業所内保育所の運営支援による出産・育児との両立支援【予算】 ・雇用管理改善の推進(介護ロボット導入支援やICTの活用等)【予算】 ・社会福祉施設職員等退職手当制度を見直しによる定着促進【法令】
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上【法令】 ・介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価【報酬】 ・マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援【予算】

国・地域の基盤整備

- ・国が示す人材確保のための「基本的な指針」の対象を介護サービス全般へ拡大【法令】
- ・地域の関係主体が連携する場を構築し、人材確保のプラットフォームを創設【予算】

日本再興戦略 2016

—第4次産業革命に向けて—

平成28年6月2日

2. 世界最先端の健康立国へ

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」

⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」

⇒2013年度：2008年度比16.0%減

《KPI》「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2011年度）】」

⇒2013年度：医薬品 0.1年、医療機器 0年

(2) 新たに講ずべき具体的施策

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの制度設計等の基盤整備が進む中で、健康・予防に向けた新たなビジネスが広がりつつある。こうした流れが、健康増進に向けた個人の行動変容と、持続的なビジネスモデルの確立につながるよう、新たな取組を進める。さらに、公的保険外サービスによる健康増進等にとどまらず、ICT やロボット、人工知能、ゲノム解析等の技術革新を最大限に活用し、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上、革新的な医薬品・医療機器等の開発・事業化につなげ、世界最先端の健康立国の実現を目指すとともに、グローバル市場の獲得を目指す。

i) 公的保険外サービスの活用促進

① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築

公的保険外サービスが、その後の健康診断や医師や薬剤師、保健師、管理栄養士等の関与による、生活習慣の改善等の具体的な行動変容につながるよう、また、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービスが、地域包括ケアシステムの一環として活用されるよう、医療・介護関係者と民間事業者が連携してサービス提供を行う枠組みを構築する。このため、健康・医療戦略推進本部の下、経済産業省と厚生労働省で、医療関係者や民間事業者団体の協力を得て、こうした枠組み構築に向けた基本的考え方をまとめ、あわせて、これらの分野で特に民間事業者の貢献が

期待される分野を明確にしつつ、持続可能なモデル構築を共同で行う旨を示した基本指針を、本年度中に策定する。策定に当たっては、地域において円滑に取り組を進めることができるよう、例えば、健診未受診者を対象にして切れ目ない対応を行う際の、民間事業者、保険者、自治体、医療機関等の適切な役割分担の在り方等について考え方を示すべく、次世代ヘルスケア産業協議会において、関係者で連携して検討した上でまとめる。この基本指針に基づき、来年度以降、地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を活用し、地域において医療・介護関係者と公的保険外サービス事業者が連携してサービス提供を行うモデルの確立に向けて実証を行い、他地域への横展開を目指す。

② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化

介護分野での保険外サービス市場を創出・育成し、介護・認知症予防、生活支援や見守り、介護食等の、高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく。地域における多様なサービスについて利用者や家族、自治体やケアマネジャー等の関係者が適切に情報を取得できるよう、自治体が商工会等とも連携しつつ、ケアマネジャーや高齢者等に対し、地域の保険外サービスについての説明会や体験会を実施するなどの取組を支援する。加えて、医療・介護関係者等のネットワークを活用し、介護食品の普及に向けた取組を本年度中に実施する。

また、地域において自治体と民間事業者が連携して取組を進めるよう、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」（平成28年3月31日厚生労働省・経済産業省・農林水産省作成）を活用してノウハウを普及させながら、サービスの担い手として民間事業者の活用も重要である旨自治体に対して周知啓発を行う。

③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築

ヘルスケア分野の産業の健全な発展のため、エビデンスレベルの低い製品やサービスは市場から淘汰^{とうた}される仕組みを構築する。運動等のヘルスケアサービスに関しては、アクティブレジャーやヘルスツーリズム等の認証制度を普及させるとともに、客観的な根拠に基づいた産業として育成するため、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資す

るデータの収集・蓄積・評価の在り方に関する検討に着手し、来年度中を目途に具体的な取組を開始するとともに、その結果の幅広い周知を図る。また、健康関連の食市場についても、食品等の成分や食習慣情報も取り込んだビッグデータの活用基盤を構築し、個別の生活習慣を踏まえた食生活のサポートサービス等の発展につなげる。

これらの様々な分野での取組を、ヘルスケア分野において総合的に活用する方策について、例えば、ヘルスケアサービスを提供する事業者が自ら情報登録を行い、利用者がサービスの質を確認できる仕組み（例えば、ホームページ上におけるヘルスケアサービスのデータベース化等）を検討し、次世代ヘルスケア産業協議会において来年夏頃までに方針をまとめる。

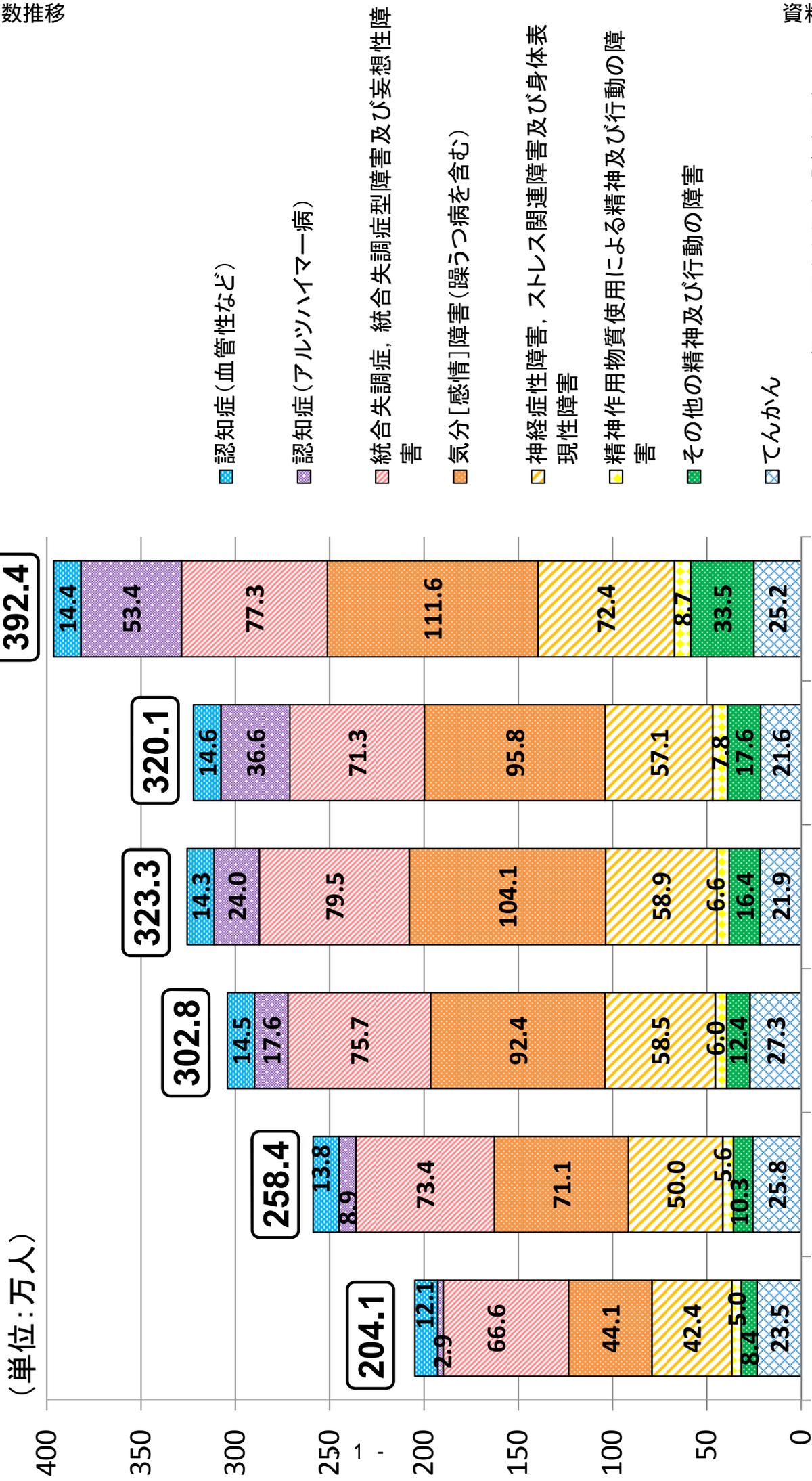
④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備

健康寿命延伸産業が持続的・自立的に創出されていくための環境を整備する。このため、産業競争力強化法のグリーゾーン解消制度を活用し、健康・医療分野における関係法令の適用範囲を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるよう、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で、グリーゾーン解消事例を整理・公表していく。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給（地域ヘルスケア産業支援ファンド等）、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。加えて、食・農、観光、スポーツなどの地域資源等を活用した産業創出を促進するとともに、高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める。

⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する。健康経営については、質の向上と更なる普及のため、健康経営銘柄を継続実施し、選定方法の改善を行うとともに、個別企業の健康経営の取組と企業業績等の関係性について経営学的視

精神疾患を有する総患者数の推移 (疾病別内訳)



資料：厚生労働省「患者調査」より作成
 厚生労働省障害保健福祉部で作成

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

第1部 少子化対策の現状

第1章 少子化をめぐる現状

1. 出生数、出生率の推移

(合計特殊出生率は1.42)

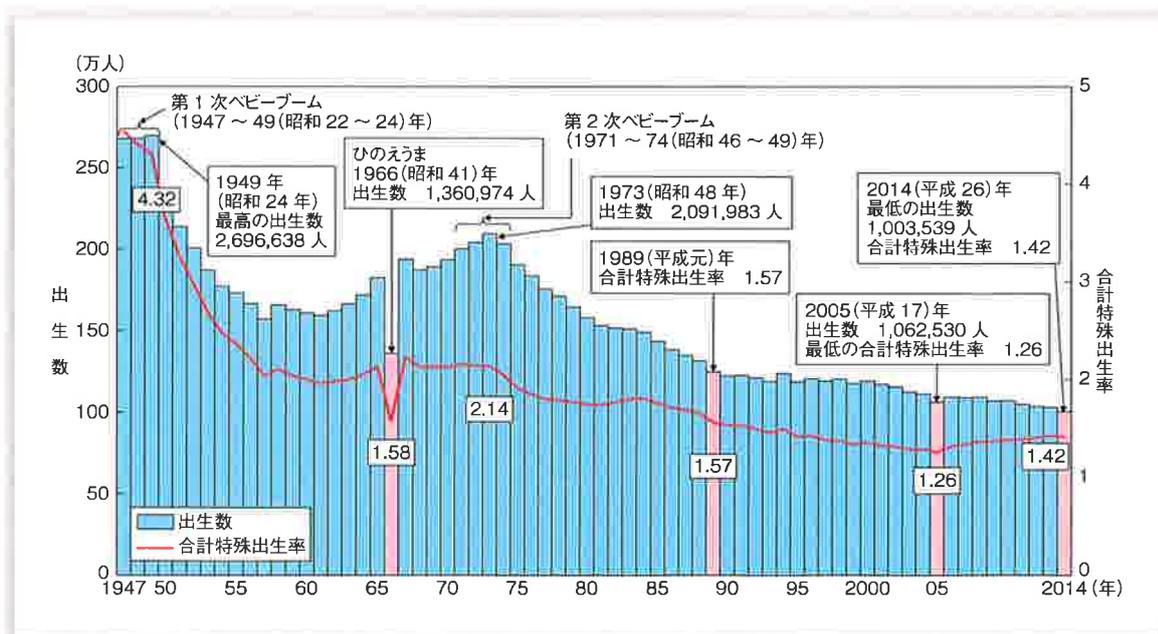
我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人であったが、1975（昭和50）年に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けた。1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。

2014（平成26）年の出生数は、100万3,539人であり、前年の102万9,816人より2万6,277人減少した。

合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950（昭和25）年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989（昭和64、平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。

近年微増傾向が続いてきたが、2014年は、1.42と、9年ぶりに前年を下回った。（第1-1-1図）

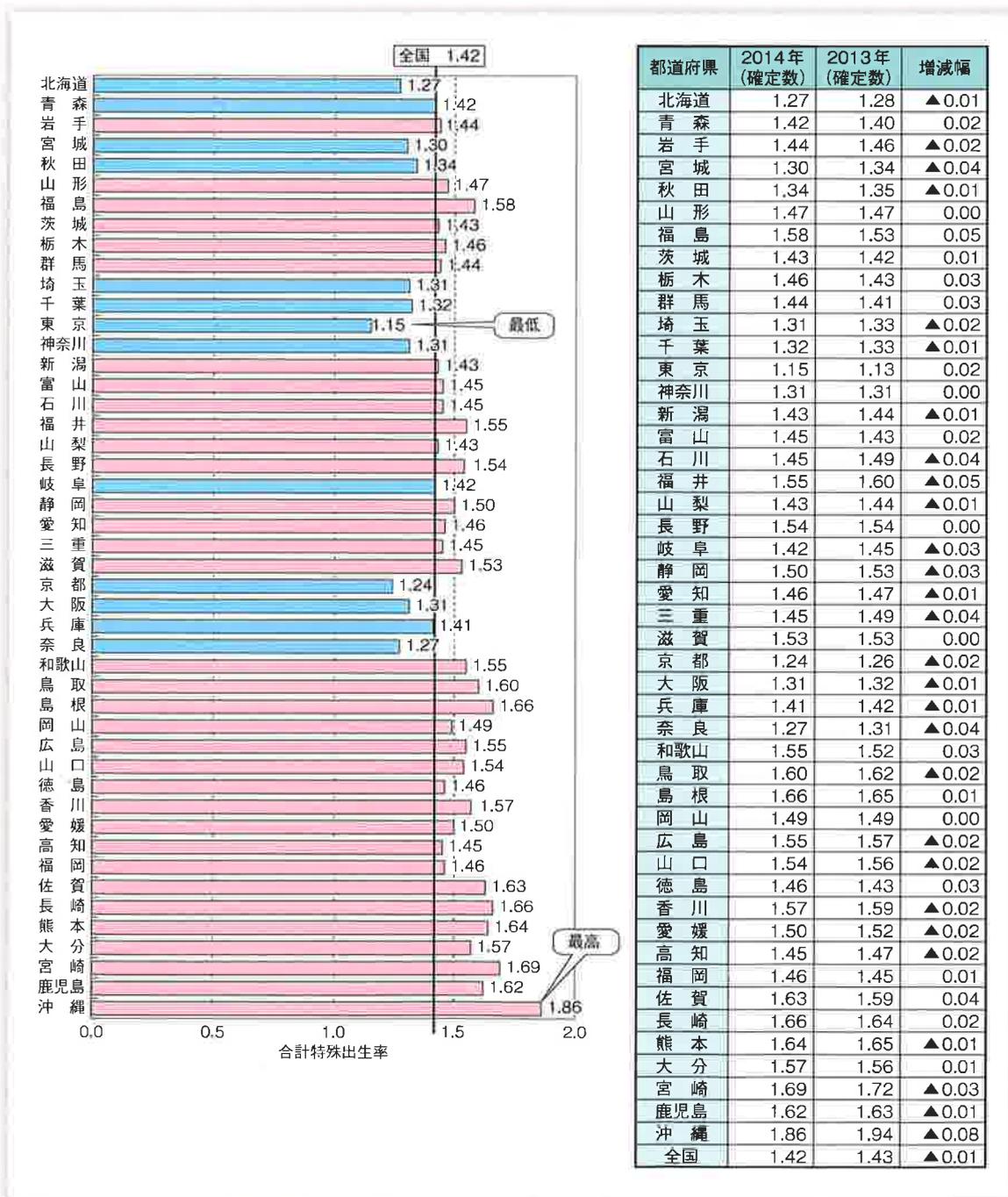
第1-1-1図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

なお、47都道府県別の合計特殊出生率をみると、最も高いのは沖縄県（1.86）であり、最も低いのは、東京都（1.15）となっている。（第1-1-2図）

第1-1-2図 都道府県別合計特殊出生率（2014年）



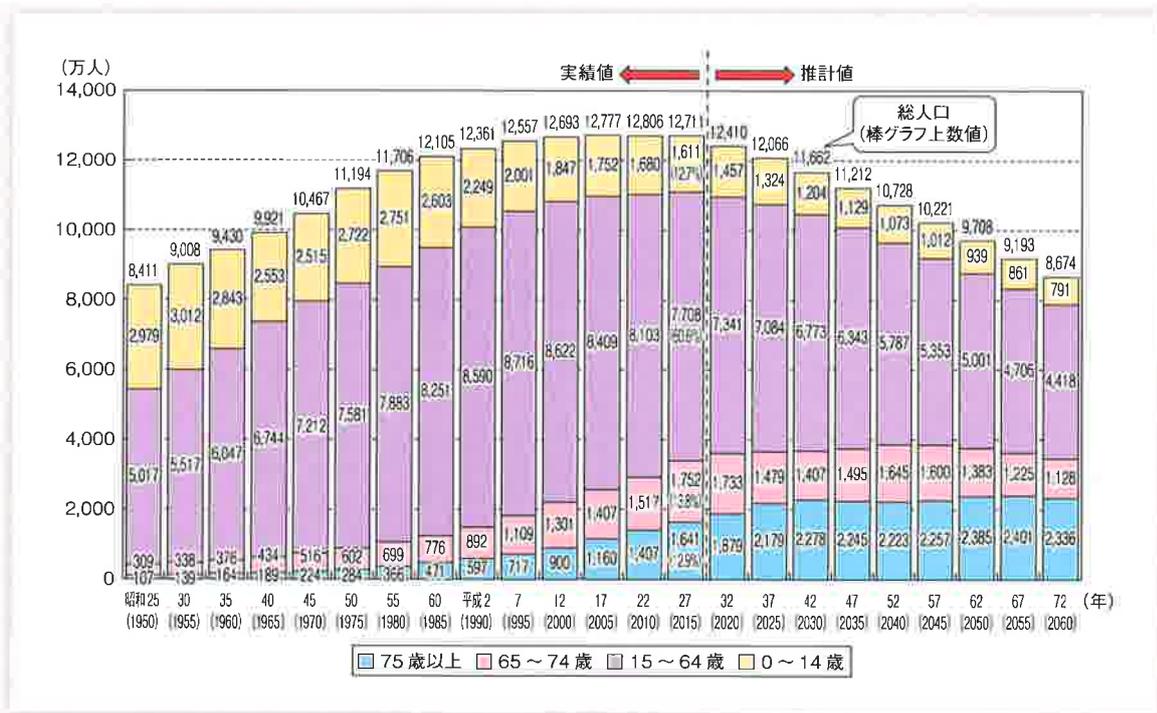
資料：厚生労働省「人口動態統計」（2014年）

(総人口の減少と人口構造の変化)

我が国の総人口は、2015（平成27）年10月1日現在、1億2,711万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の中位推計（出生中位・死亡中位）では、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2030（平成42）年の1億1,662万人を経て、2048（平成60）年には1億人を割って9,913万人となり、2060（平成72）年には8,674万人になると推計されている。（第1-1-3図）

第1-1-3図 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計（2015年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした2015年10月1日現在確定値）」（平成27年10月1日現在）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

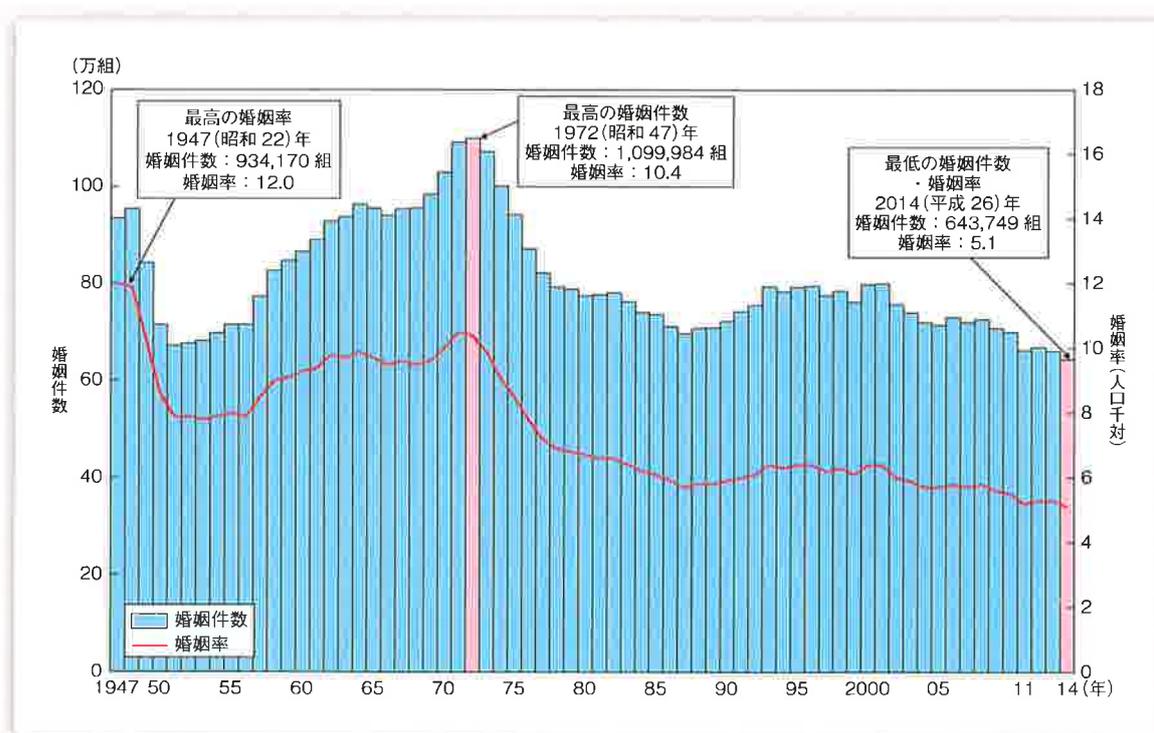
注：1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。

2. 婚姻・出産等の状況

(未婚化、非婚化の進行)

婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970（昭和45）年から1974（昭和49）年にかけて年間100万組を超え、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）もおおむね10.0以上であった。その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、2014（平成26）年は、64万3,749組（対前年比1万6,864組減）と、2013（平成25）年に続き過去最低となった。婚姻率も5.1と過去最低となり1970年代前半と比べると半分の水準となっている。（第1-1-4図）

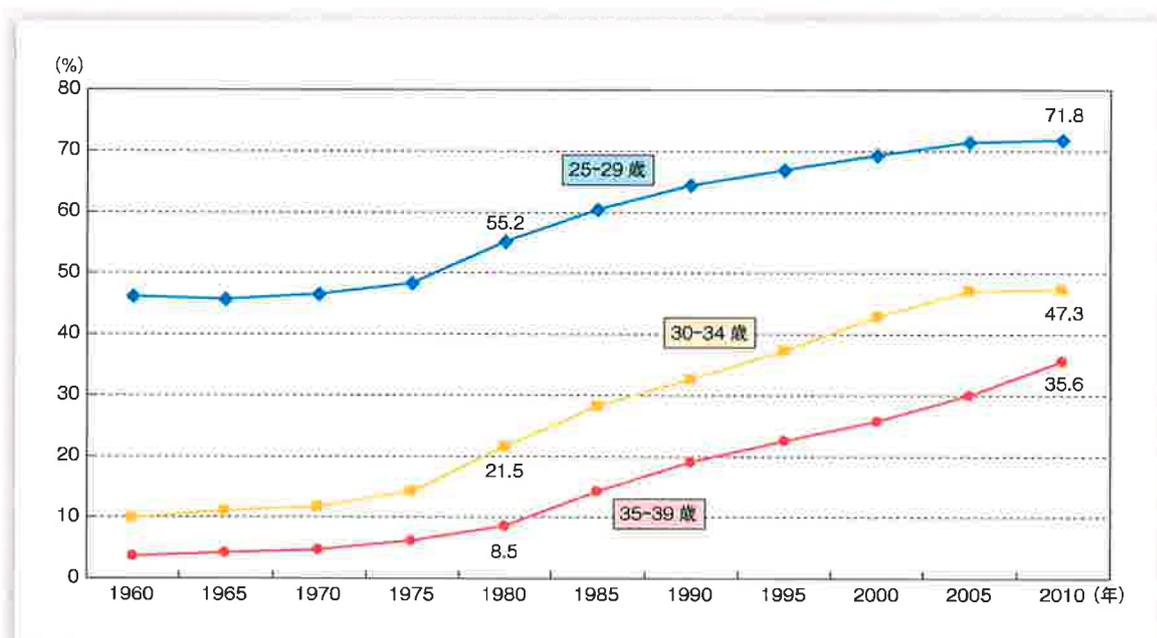
第1-1-4図 婚姻件数及び婚姻率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

また、2010（平成22）年の総務省「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇している。男性では、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35～39歳で35.6%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっている。（第1-1-5図、第1-1-6図）

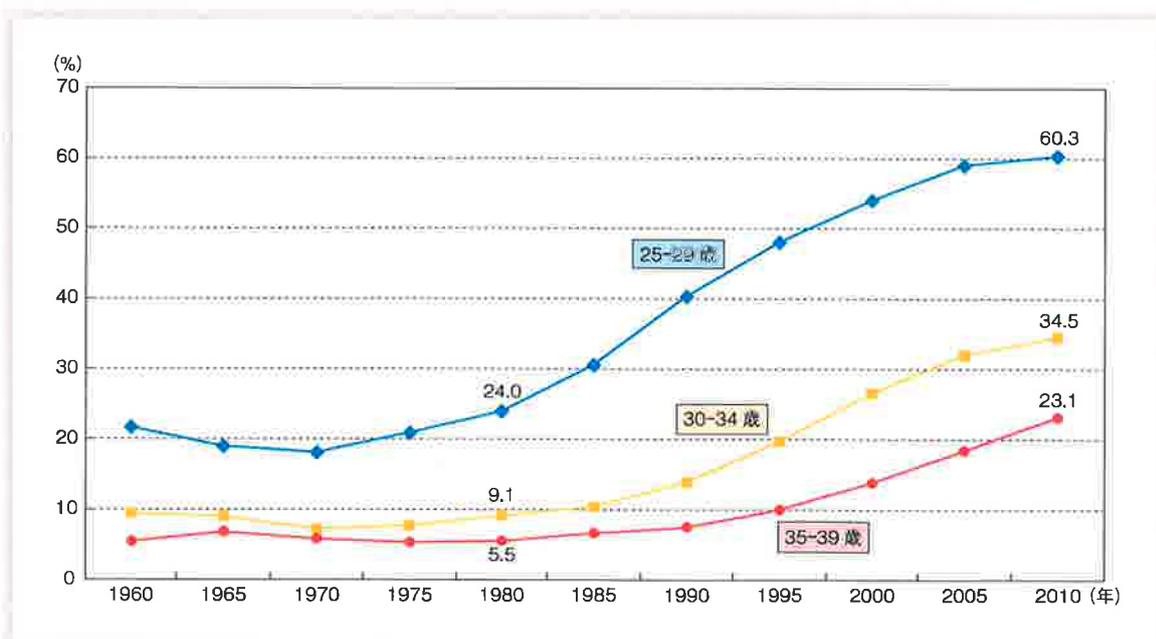
第1-1-5図 年齢別未婚率の推移（男性）



資料：総務省「国勢調査」

注：1960～1970年は沖縄県を含まない。

第1-1-6図 年齢別未婚率の推移（女性）

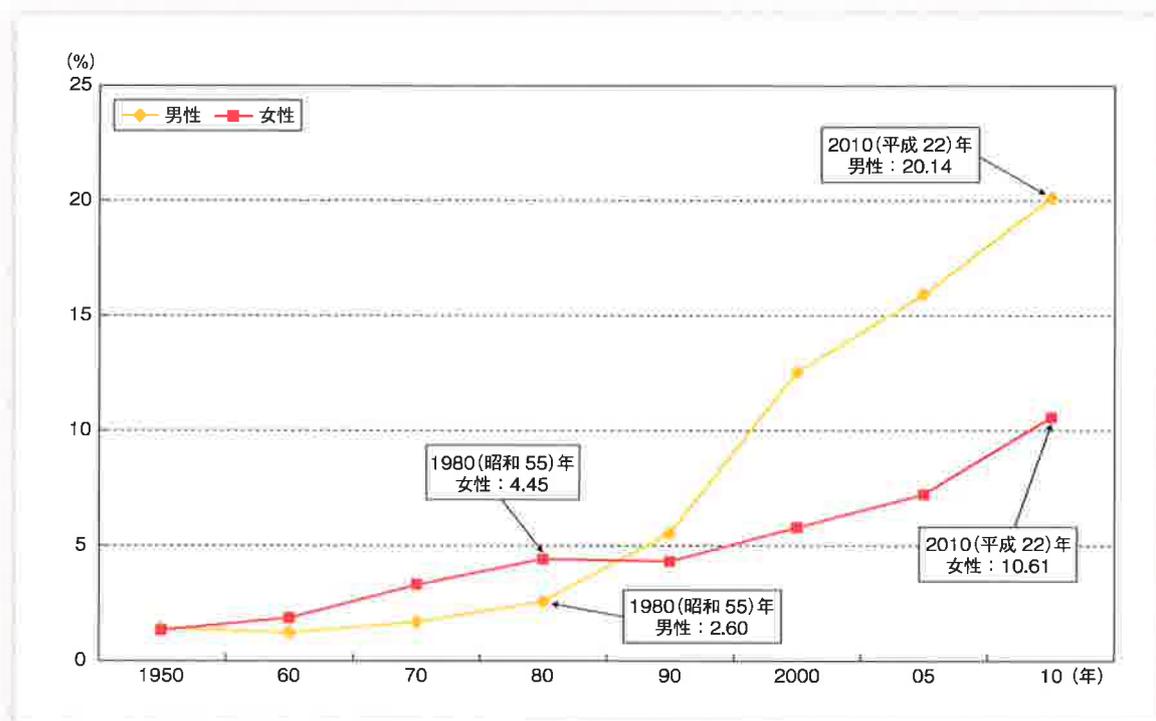


資料：総務省「国勢調査」

注：1960～1970年は沖縄県を含まない。

さらに、50歳時の未婚割合（生涯未婚率）を30年前（1980（昭和55）年）と比較すると、男性は2.6%から20.1%へ、女性は4.5%から10.6%へ、それぞれ上昇している。（第1-1-7図）

第1-1-7図 50歳時の未婚割合（生涯未婚率）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016」

注：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれる。

(晩婚化、晩産化の進行)

平均初婚年齢は、2014（平成26）年で、夫が31.1歳（対前年比0.2歳上昇）、妻が29.4歳（同0.1歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行している。1980（昭和55）年には、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったので、30年余りの間に、夫は3.3歳、妻は4.2歳、平均初婚年齢が上昇していることになる。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、2014年においては、第1子が30.6歳、第2子が32.4歳、第3子が33.4歳であり、上昇傾向が続いている。（第1-1-8図）

第1-1-8図 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移

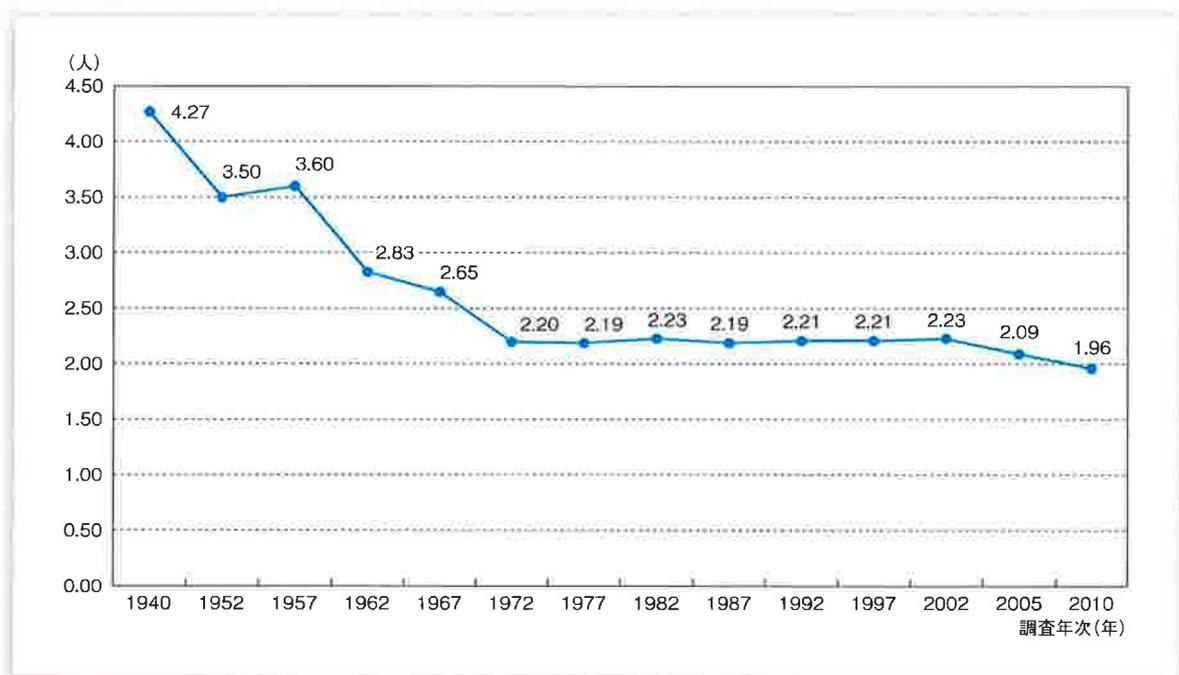


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(完結出生児数は1.96)

夫婦の完結出生児数（結婚持続期間が15～19年の夫婦の平均出生子供数）を見ると、1970年代から2002（平成14）年まで2.2人前後で安定的に推移していたが、2005（平成17）年から減少傾向となり、2010（平成22）年には過去最低である1.96人になった。（第1-1-9図）

第1-1-9図 完結出生児数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子ども数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年である。

3. 結婚をめぐる意識等

(結婚に対する意識)

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（独身者調査）」によると、いずれ結婚するつもりと考える未婚者（18～34歳）の割合は、男性86.3%、女性89.4%であり、ここ20年間を見ても若干の低下はあるものの、高い水準を維持している。（第1-1-10図）

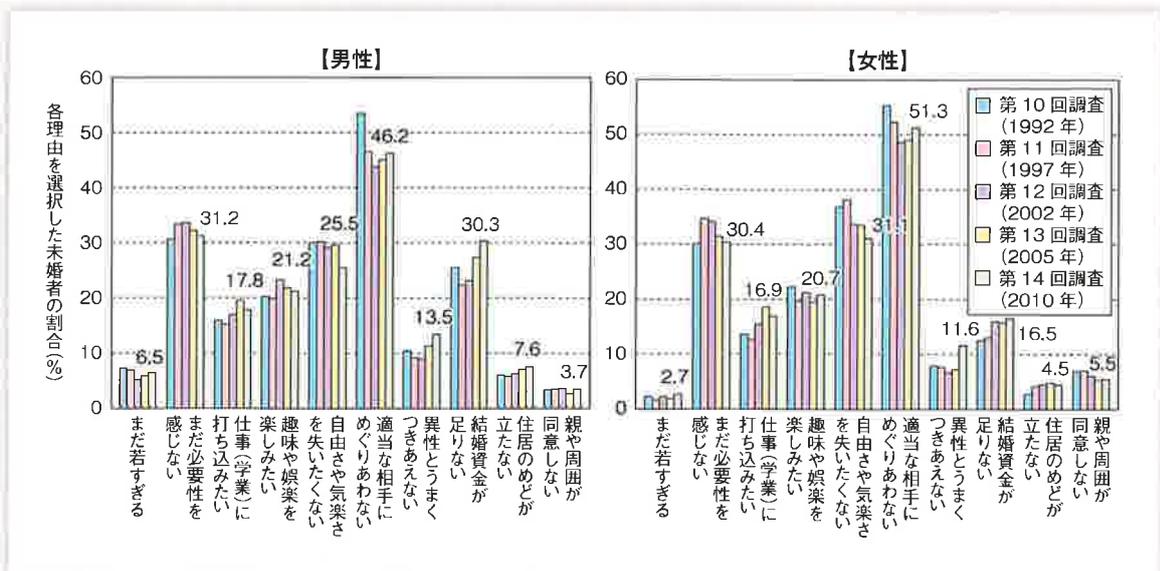
また、未婚者（25～34歳）に独身でいる理由を尋ねると、「適当な相手にめぐり合わない」「結婚資金が足りない」という理由が上位に挙がる。（第1-1-11図）

第1-1-10図 未婚者（18～34歳）のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」

第1-1-11図 独身でいる理由



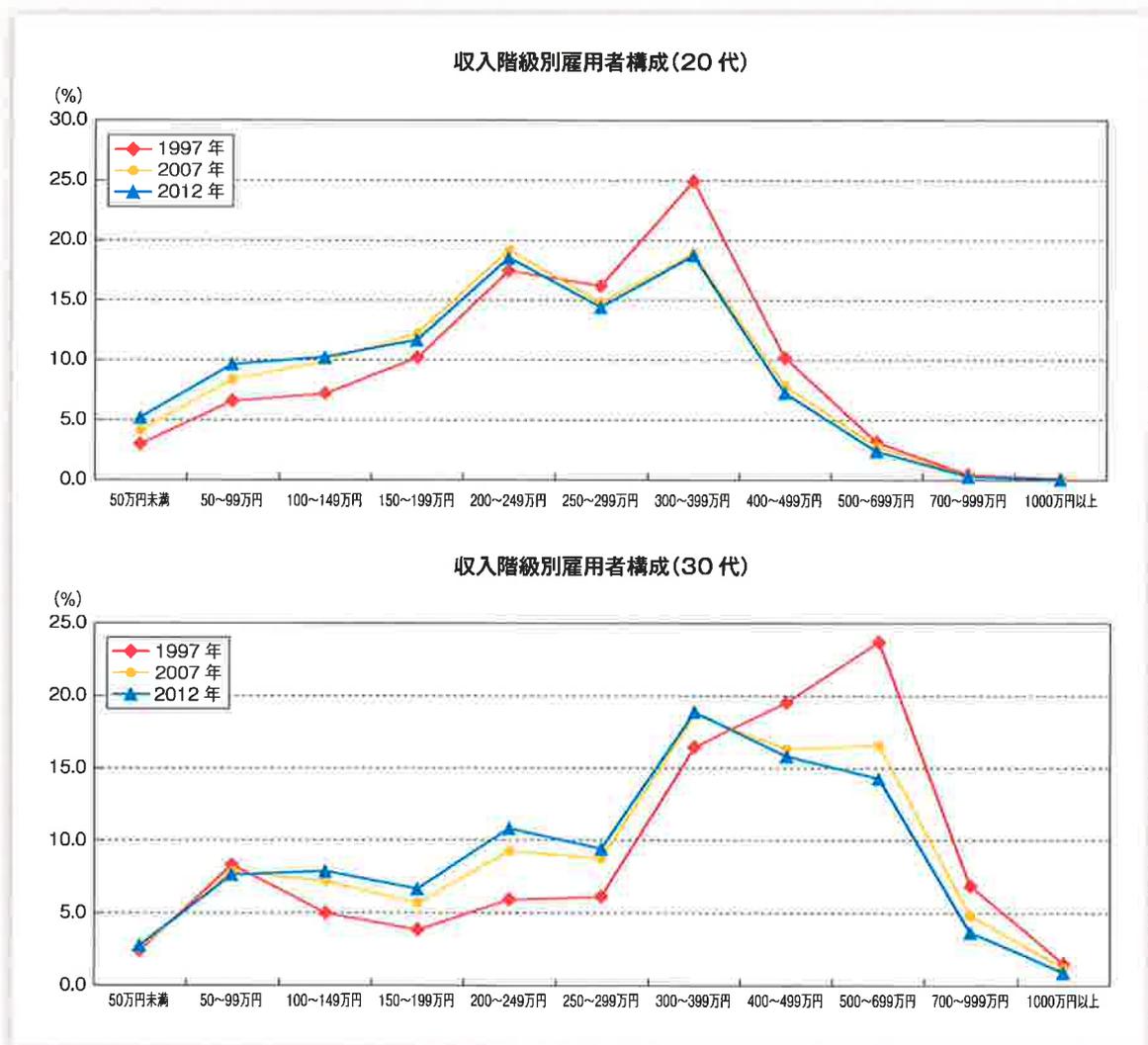
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」

注：対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（三つまで選択可）としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第14回調査の結果。

(若い世代の所得の伸び悩み)

20代、30代の所得分布をみると、20代では、1997（平成9）年には年収が300万円台の雇用者の割合が最も多かったが、2012（平成24）年では、200万円台前半の雇用者とほぼ同じ割合となっている。また、30代では、1997年には年収が500～699万円の雇用者の割合が最も多かったが、2012年には300万円台の雇用者が最も多くなっている。（第1-1-12図）

第1-1-12図 20代・30代の所得分布

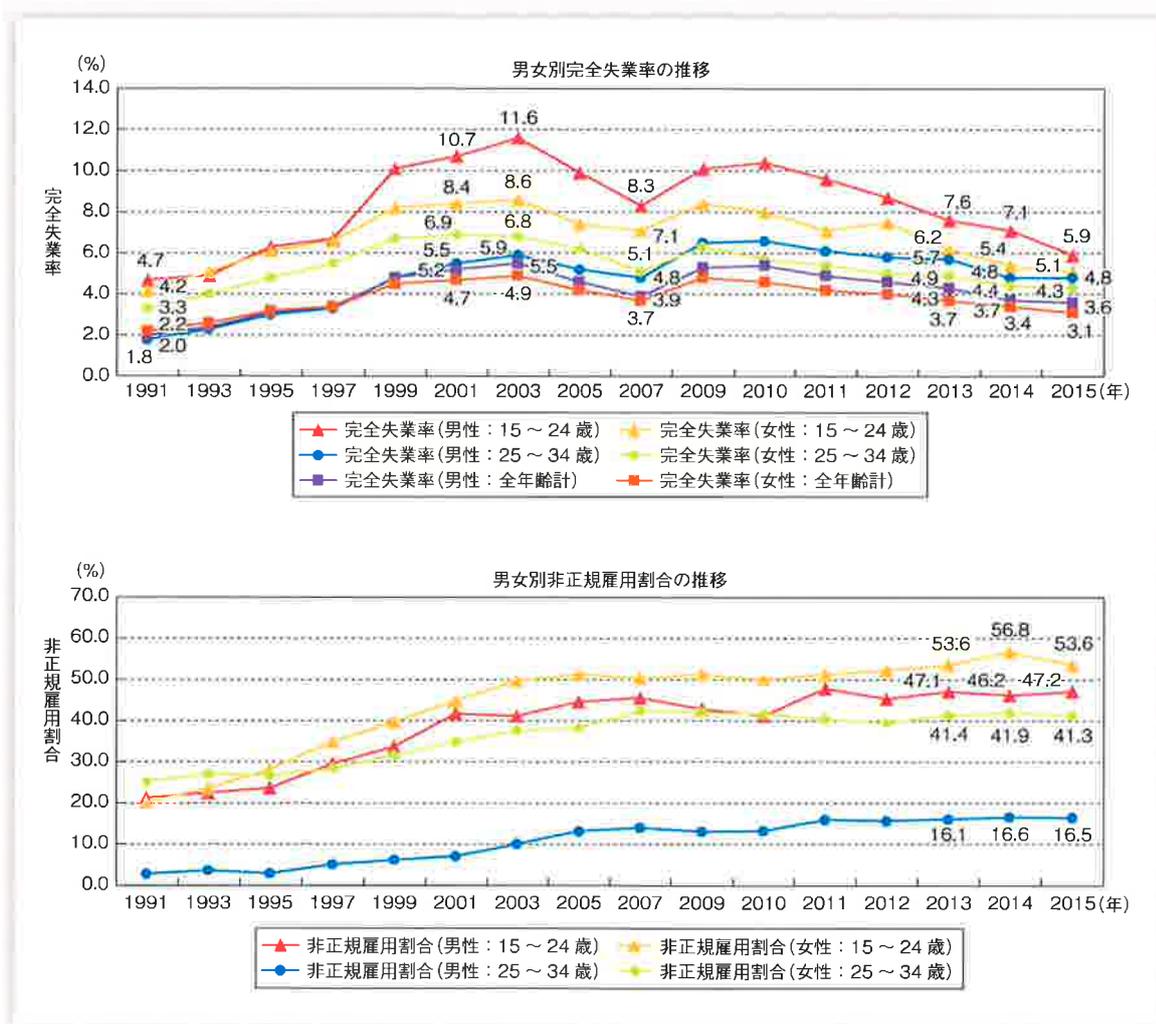


資料：総務省「就業構造基本調査」

(就労形態による家族形成状況の違い)

若年者（15～34歳）の雇用をめぐる環境を男女別にみると、若年者の完全失業率は低下しているものの、全年齢計よりも高い水準になっている。また、非正規雇用割合については、15～24歳で男女とも5割前後、25～34歳の男性で16.5%、女性で41.3%となっている（2015（平成27）年）。（第1-1-13図）

第1-1-13図 男女別にみた若年者の完全失業率と非正規雇用割合

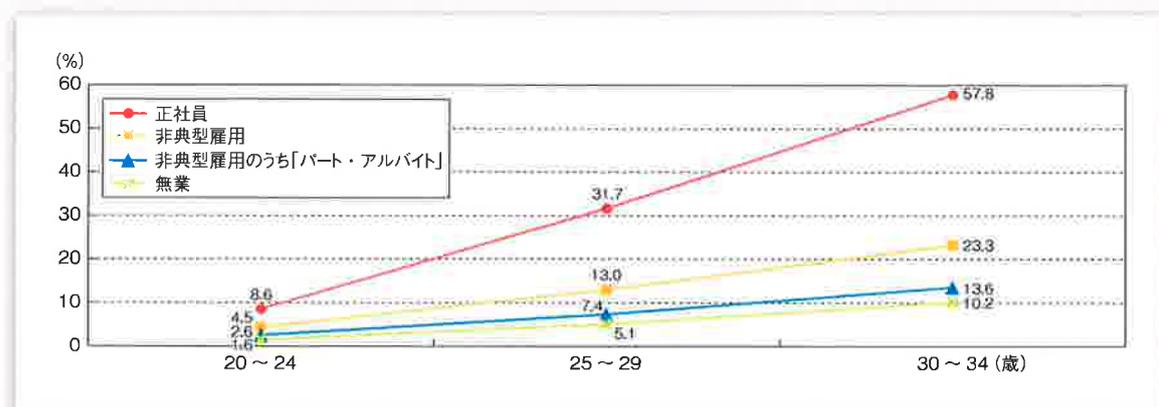


資料：総務省「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

- 注：1. 非正規雇用割合については、2001年までは「労働力調査特別調査」（2月調査）、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」（1～3月平均）による。調査月（2001年までは各年2月、2002年以降は1～3月平均の値）が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。
2. 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値（2005年国勢調査基準）である。

勤労形態別に配偶者のいる割合をみると、非典型雇用者の有配偶率は低く、25～29歳・30～34歳の男性においては、非典型雇用者の有配偶率は正社員の人々の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なっていることがうかがえる。(第1-1-14図)

第1-1-14図 就労形態別配偶者のいる割合 (男性)



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2014年)

注：就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における定義による。「非典型雇用」は、「パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者」と定義されている。



Press Release

平成 28 年 9 月 2 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長 補佐 川岸 直樹（内線 7923）

待機児童対策係長 久保 拓也（内線 7929）

（代表電話）03(5253) 1111

（直通電話）03(3595) 2542

報道関係者 各位

「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」を公表します

厚生労働省では、このほど、平成 28 年 4 月 1 日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているものです。昨年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業*（うち 2 号・3 号認定）の数値を含みます。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

○保育所等定員は263万人（前年比10万3千人の増加）

○保育所等を利用する児童の数は246万人（前年比8万5千人の増加）

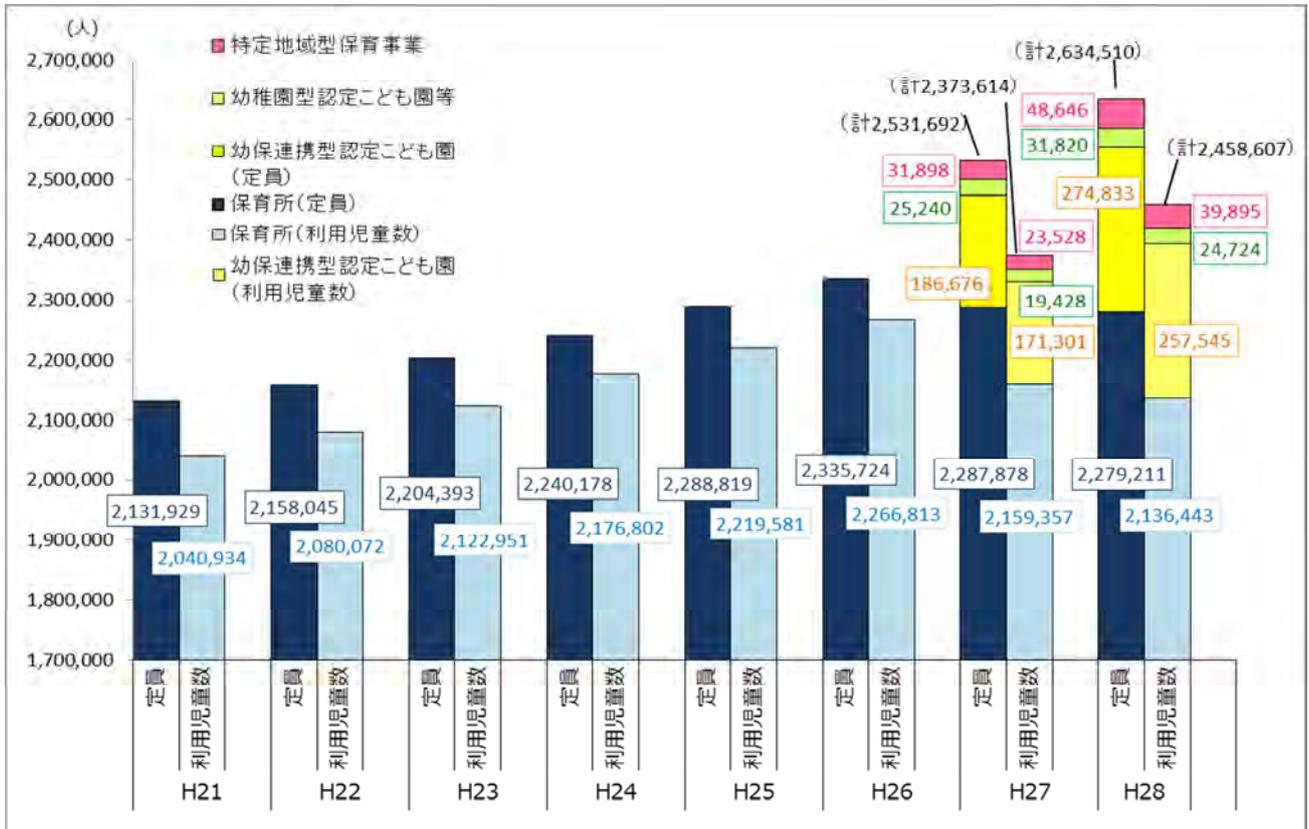
○待機児童数は23,553人で前年比386人の増加

- ・待機児童のいる市区町村は、前年から12増加して386市区町村。
- ・待機児童が100人以上増加したのは、岡山市（595人増）、高松市（192人増）、中央区（144人増）など10市区。待機児童が100人以上減少したのは、船橋市（422人減）、熊本市（397人減）、仙台市（206人減）などの12市区。

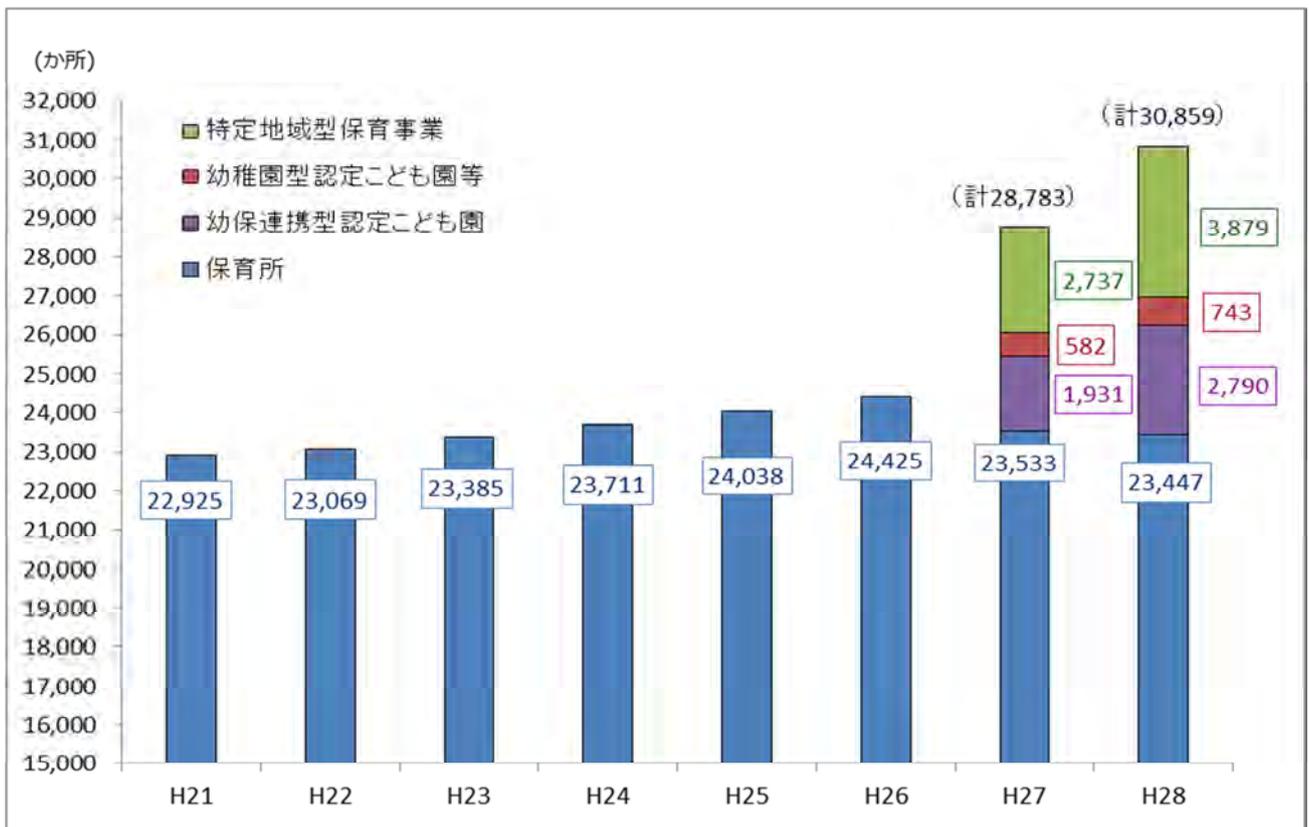
* 特定教育・保育施設：幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園
特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

1. 保育所等利用児童数等の状況

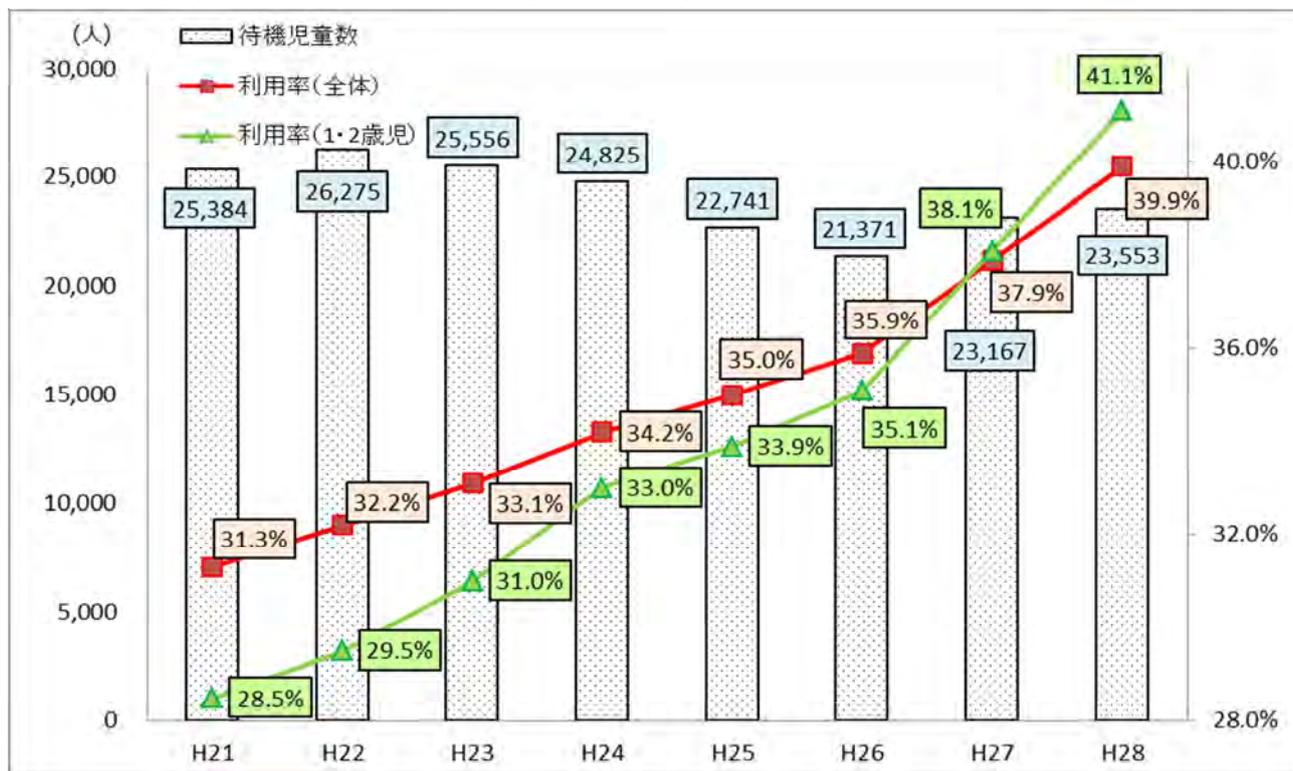
(保育所等定員数及び利用児童数の推移)



(保育所等数の推移)



(保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移)



【表1】 保育所等の定員・利用児童数等の状況

	保育所等数	定員	利用児童数	定員充足率
平成26年	24,425か所	2,335,724人	2,266,813人	97.0%
平成27年	28,783か所	2,531,692人	2,373,614人	93.8%
	保育所等 : 25,464か所	保育所等 : 2,474,554人	保育所等 : 2,330,658人	
	幼稚園型認定こども園等 : 582か所	幼稚園型認定こども園等 : 25,240人	幼稚園型認定こども園等 : 19,428人	
	地域型保育事業 : 2,737か所	地域型保育事業 : 31,898人	地域型保育事業 : 23,528人	
平成28年	30,859か所	2,634,510人	2,458,607人	93.3%
	保育所等 : 26,237か所	保育所等 : 2,554,044人	保育所等 : 2,393,988人	
	幼稚園型認定こども園等 : 743か所	幼稚園型認定こども園等 : 31,820人	幼稚園型認定こども園等 : 24,724人	
	地域型保育事業 : 3,879か所	地域型保育事業 : 48,646人	地域型保育事業 : 39,895人	

(注) 平成26年は、保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)のみの数値。

① 施設数

保育所等数は30,859か所で、平成27年と比べて2,076か所(7.2%)の増。

② 定員

保育所等の定員は2,634,510人で、平成27年と比べて102,818人(4.1%)の増。

③ 保育所等利用児童数

保育所等を利用する児童の数は2,458,607人で、平成27年と比べて84,993人(3.6%)の増。

④ 定員充足率

定員充足率(利用児童数÷定員)は93.3%で、平成27年と比べて0.5%の減。

[表2] 年齢区分別の保育所等利用児童の割合（保育所等利用率）

	平成28年4月	平成27年4月
3歳未満児(0～2歳)	975,056人 (32.4%)	920,840人 (29.7%)
うち0歳児	137,107人 (14.2%)	127,562人 (12.5%)
うち1・2歳児	837,949人 (41.1%)	793,278人 (38.1%)
3歳以上児	1,483,551人 (47.0%)	1,452,774人 (46.0%)
全年齢児計	2,458,607人 (39.9%)	2,373,614人 (37.9%)

(保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

[参考] 年齢区分別の就学前児童数

	平成28年4月 (注1)	平成27年4月 (注2)
3歳未満児(0～2歳)	3,006,100人	3,103,000人
うち0歳児	967,100人	1,020,000人
うち1・2歳児	2,039,000人	2,083,000人
3歳以上児	3,156,200人	3,155,000人
全年齢児計	6,162,300人	6,258,000人

(注1) 平成27年国勢調査(速報集計)

(注2) 人口推計年報(平成26年10月1日)

○ 保育所等利用率

就学前児童の保育所等利用率は39.9%。うち、3歳未満児は32.4%、中でも1・2歳児は41.1%。

2. 保育所待機児童数の状況

	28年4月1日 (A)	27年4月1日 (B)	差引 (A-B)
待機児童数	23,553人	23,167人	386人

〔表3〕年齢区分別の利用児童数・待機児童数

	28年利用児童	28年待機児童
低年齢児(0~2歳)	975,056人 (39.7%)	20,446人 (86.8%)
うち0歳児	137,107人 (5.6%)	3,688人 (15.7%)
うち1・2歳児	837,949人 (34.1%)	16,758人 (71.1%)
3歳以上児	1,483,551人 (60.3%)	3,107人 (13.2%)
全年齢児計	2,458,607人 (100.0%)	23,553人 (100.0%)

(注)利用児童数は、全体(幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む)。

○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児が全体の86.8%を占める。

そのうち、特に1・2歳児(16,758人(71.1%))が多い。

〔表4〕待機児童数のある市区町村数

待機児童数	市区町村
100人以上	65 (62)
50人以上100人未満	51 (52)
1人以上50人未満	270 (260)
計	386 (374)

()は平成27年4月1日の数値

○ 待機児童のある市区町村数

待機児童がいる市区町村数は386(全市区町村の22.2%)で、前年から12の増。

待機児童が50人以上の市区町村は116で、前年から2の増。

待機児童が100人以上の市区町村は65で、前年から3の増。

〔表5〕 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,390,726人(56.6%)	17,501人(74.3%)
その他の道県	1,067,881人(43.4%)	6,052人(25.7%)
全国計	2,458,607人(100.0%)	23,553人(100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市の合計は17,501人（前年より418人増）で、全待機児童の74.3%（前年から0.6ポイント増）を占める。

（データ出典）

保育所等施設数、保育所等定員及び保育所等利用児童数

- ・・・22年以前、26年－福祉行政報告例（厚生労働省大臣官房統計情報部）
- ・・・23年～25年、27年～28年－厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

幼稚園型認定こども園等及び地域型保育事業の施設数、定員及び利用児童数

- ・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

就学前児童数・・・人口推計年報（総務省統計局（10月1日現在））、平成27年国勢調査

東日本大震災の影響による公表データの取扱について（平成23年4月のデータの取り扱いには注意が必要）

- 東日本大震災の影響により、8市町^{※1}は平成23年4月の調査を実施できず、平成23年4月の結果は8市町分を除いて集計している。
- 8市町の平成23年4月の結果は「0」として集計していることから、平成23年4月の結果と比べる際には単純にその増減を表しており、数値の補正は行っていない。
なお、平成24年4月以降の調査では8市町を含め、全市区町村から結果を得て集計している。

※1…岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町

（参考データ）

- 平成22年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,210人、利用児童：2,000人、待機児童数：0人
 - 平成23年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,040人^{※2}
 - 平成24年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：1,430人、利用児童：1,195人、待機児童数：10人
- ※2…平成24年4月調査の際、平成23年4月の定員数のみ把握

(資料1-1) 定員数が100人以上増加した地方自治体

(注)定員:保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年) 人		都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年) 人
1	大阪府	大阪市	7,193	53	大阪府	東大阪市	418
2	宮城県	仙台市	3,012	54	愛知県	豊田市	408
3	神奈川県	横浜市	2,786	55	群馬県	渋川市	390
4	愛知県	名古屋市	1,915	56	神奈川県	大和市	387
5	神奈川県	川崎市	1,870	57	富山県	富山市	383
6	埼玉県	さいたま市	1,828	58	滋賀県	大津市	382
7	福岡県	福岡市	1,582	59	栃木県	栃木市	377
8	熊本県	熊本市	1,555	60	福島県	喜多方市	375
9	千葉県	船橋市	1,548	61	茨城県	水戸市	372
10	東京都	世田谷区	1,518	62	群馬県	富岡市	372
11	北海道	札幌市	1,345	63	福岡県	北九州市	371
12	静岡県	浜松市	1,245	64	北海道	旭川市	369
13	神奈川県	相模原市	1,056	65	大阪府	豊中市	369
14	東京都	練馬区	1,048	66	千葉県	流山市	366
15	北海道	北見市	1,026	67	沖縄県	浦添市	366
16	東京都	品川区	1,026	68	高知県	高知市	361
17	京都府	京都市	922	69	埼玉県	川口市	348
18	兵庫県	神戸市	868	70	埼玉県	川越市	348
19	東京都	豊島区	832	71	東京都	目黒区	341
20	東京都	新宿区	780	72	愛媛県	松山市	340
21	千葉県	松戸市	715	73	新潟県	長岡市	338
22	広島県	広島市	702	74	沖縄県	名護市	321
23	新潟県	新潟市	678	75	東京都	中央区	320
24	千葉県	千葉市	671	76	新潟県	十日町市	320
25	東京都	江東区	668	77	沖縄県	石垣市	315
26	沖縄県	那覇市	661	78	群馬県	前橋市	315
27	東京都	港区	602	79	長崎県	長崎市	314
28	東京都	葛飾区	598	80	埼玉県	越谷市	311
29	東京都	杉並区	597	81	栃木県	真岡市	310
30	東京都	板橋区	587	82	沖縄県	沖縄市	310
31	東京都	中野区	576	83	栃木県	宇都宮市	306
32	千葉県	市川市	568	84	大分県	大分市	305
33	鹿児島県	鹿児島市	553	85	沖縄県	宜野湾市	304
34	島根県	出雲市	550	86	埼玉県	戸田市	299
35	兵庫県	加古川市	526	87	福島県	郡山市	297
36	徳島県	徳島市	521	88	埼玉県	蕨市	286
37	東京都	大田区	518	89	熊本県	菊池市	281
38	神奈川県	藤沢市	512	90	東京都	文京区	279
39	静岡県	静岡市	512	91	千葉県	浦安市	278
40	東京都	調布市	508	92	東京都	八王子市	275
41	山形県	山形市	504	93	愛知県	安城市	270
42	東京都	江戸川区	485	94	栃木県	那須塩原市	269
43	千葉県	柏市	485	95	埼玉県	草加市	269
44	広島県	東広島市	481	96	兵庫県	伊丹市	269
45	神奈川県	茅ヶ崎市	478	97	埼玉県	ふじみ野市	268
46	福島県	会津若松市	452	98	沖縄県	糸満市	266
47	東京都	足立区	452	99	東京都	府中市	262
48	大阪府	堺市	448	100	滋賀県	草津市	261
49	秋田県	秋田市	445	101	新潟県	南魚沼市	260
50	東京都	北区	444	102	千葉県	鴨川市	259
51	静岡県	富士宮市	430	103	大阪府	吹田市	259
52	兵庫県	尼崎市	424	104	神奈川県	厚木市	256

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年)		都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年)
			人				人
105	佐賀県	佐賀市	256	161	東京都	狛江市	168
106	沖縄県	宮古島市	254	162	長野県	長野市	168
107	大阪府	枚方市	254	163	広島県	福山市	168
108	新潟県	新発田市	253	164	静岡県	藤枝市	166
109	福岡県	久留米市	252	165	埼玉県	加須市	161
110	栃木県	小山市	251	166	奈良県	生駒市	157
111	東京都	墨田区	250	167	兵庫県	姫路市	157
112	東京都	武蔵野市	250	168	東京都	東大和市	155
113	群馬県	高崎市	250	169	新潟県	村上市	155
114	宮城県	大崎市	248	170	熊本県	菊陽町	154
115	東京都	荒川区	246	171	神奈川県	平塚市	152
116	福岡県	朝倉市	245	172	大阪府	和泉市	151
117	石川県	金沢市	245	173	広島県	呉市	151
118	広島県	廿日市市	242	174	大阪府	門真市	150
119	香川県	まんのう町	234	175	埼玉県	鴻巣市	149
120	岩手県	盛岡市	233	176	和歌山県	紀の川市	148
121	沖縄県	八重瀬町	230	177	東京都	三鷹市	146
122	青森県	青森市	230	178	東京都	昭島市	146
123	香川県	丸亀市	225	179	愛媛県	宇和島市	145
124	千葉県	市原市	222	180	宮城県	南三陸町	143
125	東京都	小金井市	220	181	茨城県	守谷市	143
126	千葉県	八千代市	215	182	埼玉県	志木市	143
127	山梨県	都留市	212	183	埼玉県	久喜市	143
128	大阪府	大東市	212	184	千葉県	野田市	139
129	埼玉県	吉川市	210	185	宮城県	富谷町	138
130	神奈川県	海老名市	210	186	岐阜県	岐阜市	138
131	宮城県	石巻市	207	187	青森県	弘前市	137
132	山梨県	甲府市	205	188	岩手県	陸前高田市	137
133	沖縄県	うるま市	205	189	福島県	猪苗代町	137
134	新潟県	柏崎市	201	190	鹿児島県	鹿屋市	137
135	茨城県	つくばみらい市	200	191	長崎県	大村市	134
136	福岡県	那珂川町	200	192	東京都	立川市	133
137	埼玉県	和光市	199	193	神奈川県	秦野市	133
138	山形県	新庄市	197	194	大阪府	大阪狭山市	132
139	沖縄県	中城村	196	195	宮城県	登米市	130
140	岡山県	岡山市	192	196	茨城県	つくば市	130
141	大分県	中津市	190	197	鳥取県	鳥取市	130
142	大阪府	高槻市	190	198	東京都	西東京市	129
143	愛知県	清須市	188	199	東京都	八丈町	129
144	愛知県	田原市	187	200	徳島県	美馬市	129
145	沖縄県	南城市	185	201	東京都	小平市	128
146	福井県	坂井市	180	202	山口県	下松市	128
147	兵庫県	宝塚市	180	203	福島県	福島市	126
148	埼玉県	上尾市	179	204	東京都	町田市	126
149	静岡県	掛川市	179	205	長崎県	諫早市	125
150	埼玉県	熊谷市	178	206	長野県	伊那市	124
151	石川県	小松市	178	207	沖縄県	北谷町	124
152	大阪府	八尾市	175	208	北海道	恵庭市	123
153	北海道	帯広市	173	209	栃木県	足利市	122
154	埼玉県	所沢市	172	210	埼玉県	朝霞市	122
155	千葉県	印西市	170	211	静岡県	磐田市	122
156	東京都	台東区	169	212	北海道	美幌町	120
157	神奈川県	横須賀市	169	213	北海道	訓子府町	120
158	埼玉県	三郷市	168	214	埼玉県	富士見市	120
159	千葉県	習志野市	168	215	京都府	八幡市	120
160	東京都	渋谷区	168	216	福岡県	宇美町	120

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	定員増加数 (H28.4.1における 対前年) 人
217	福岡県	新宮町	120
218	千葉県	我孫子市	119
219	宮城県	亘理町	118
220	山形県	鶴岡市	118
221	千葉県	佐倉市	118
222	山梨県	南アルプス市	118
223	宮崎県	宮崎市	117
224	滋賀県	東近江市	116
225	山口県	下関市	116
226	大分県	九重町	115
227	兵庫県	西宮市	115
228	宮城県	多賀城市	114
229	福島県	伊達市	114
230	島根県	松江市	114
231	東京都	国分寺市	113
232	熊本県	合志市	113
233	山形県	天童市	112
234	静岡県	富士市	112
235	山口県	周南市	111
236	神奈川県	逗子市	110
237	福井県	越前市	110
238	福岡県	筑紫野市	110
239	埼玉県	白岡市	109
240	千葉県	鎌ヶ谷市	109
241	大阪府	交野市	109
242	沖縄県	南風原町	108
243	岩手県	奥州市	106
244	福岡県	福津市	106
245	青森県	十和田市	105
246	青森県	三沢市	105
247	茨城県	東海村	105
248	島根県	雲南市	105
249	北海道	千歳市	104
250	埼玉県	秩父市	103
251	大阪府	河内長野市	103
252	山口県	和木町	103
253	茨城県	土浦市	101
254	兵庫県	三木市	101
255	宮城県	東松島市	100
256	埼玉県	杉戸町	100
257	愛知県	稲沢市	100
258	三重県	亀山市	100
259	奈良県	橿原市	100
260	愛知県	岡崎市	100

(資料1-2) 利用児童数が100人以上増加した地方自治体

(注)利用児童数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の利用児童数

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年) 人		都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年) 人
1	神奈川県	横浜市	3,764	53	東京都	中央区	390
2	神奈川県	川崎市	1,989	54	東京都	北区	390
3	埼玉県	さいたま市	1,784	55	北海道	旭川市	384
4	愛知県	名古屋市	1,716	56	岐阜県	揖斐川町	381
5	北海道	札幌市	1,497	57	兵庫県	西宮市	374
6	宮城県	仙台市	1,477	58	東京都	江戸川区	372
7	東京都	世田谷区	1,320	59	愛知県	豊田市	368
8	福岡県	福岡市	1,284	60	千葉県	流山市	362
9	大阪府	大阪市	1,198	61	和歌山県	田辺市	361
10	富山県	富山市	1,182	62	栃木県	宇都宮市	357
11	熊本県	熊本市	1,168	63	石川県	金沢市	355
12	岩手県	滝沢市	1,147	64	東京都	調布市	352
13	広島県	広島市	1,137	65	埼玉県	越谷市	352
14	千葉県	船橋市	1,128	66	静岡県	富士宮市	337
15	東京都	練馬区	1,061	67	愛知県	春日井市	334
16	兵庫県	神戸市	889	68	沖縄県	宜野湾市	330
17	千葉県	松戸市	796	69	千葉県	浦安市	326
18	東京都	品川区	791	70	埼玉県	川越市	324
19	静岡県	浜松市	753	71	大阪府	東大阪市	324
20	千葉県	白井市	738	72	沖縄県	浦添市	322
21	秋田県	秋田市	734	73	東京都	目黒区	313
22	東京都	港区	726	74	東京都	荒川区	307
23	東京都	杉並区	699	75	大阪府	吹田市	304
24	東京都	江東区	695	76	東京都	墨田区	303
25	京都府	京都市	695	77	福島県	会津若松市	294
26	神奈川県	相模原市	639	78	茨城県	水戸市	288
27	東京都	板橋区	633	79	東京都	町田市	284
28	東京都	豊島区	570	80	東京都	文京区	283
29	沖縄県	那覇市	570	81	埼玉県	戸田市	282
30	千葉県	千葉市	549	82	栃木県	真岡市	273
31	千葉県	市川市	548	83	沖縄県	糸満市	273
32	東京都	大田区	528	84	高知県	高知市	267
33	新潟県	新潟市	527	85	沖縄県	石垣市	264
34	東京都	新宿区	510	86	福島県	郡山市	260
35	東京都	中野区	507	87	滋賀県	草津市	258
36	千葉県	柏市	505	88	福岡県	北九州市	258
37	東京都	葛飾区	493	89	茨城県	つくば市	256
38	神奈川県	藤沢市	491	90	東京都	武蔵野市	253
39	大分県	大分市	488	91	兵庫県	加古川市	253
40	福島県	いわき市	482	92	大阪府	枚方市	253
41	神奈川県	大和市	472	93	東京都	三鷹市	251
42	埼玉県	川口市	468	94	栃木県	栃木市	249
43	鹿児島県	鹿児島市	463	95	長崎県	長崎市	229
44	滋賀県	大津市	458	96	大阪府	八尾市	228
45	大阪府	豊中市	455	97	愛媛県	松山市	228
46	岡山県	岡山市	448	98	徳島県	徳島市	227
47	東京都	足立区	438	99	埼玉県	朝霞市	225
48	大阪府	堺市	427	100	山口県	山口市	222
49	山形県	山形市	421	101	新潟県	新発田市	221
50	静岡県	静岡市	411	102	大阪府	高槻市	219
51	兵庫県	尼崎市	404	103	熊本県	合志市	216
52	神奈川県	茅ヶ崎市	391	104	大阪府	茨木市	212

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年)		都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H28.4.1における 対前年)
			人				人
105	福岡県	柳川市	209	161	愛知県	岡崎市	134
106	千葉県	習志野市	207	162	島根県	出雲市	133
107	長崎県	佐世保市	207	163	茨城県	土浦市	132
108	東京都	小金井市	206	164	神奈川県	海老名市	132
109	山形県	新庄市	204	165	大阪府	寝屋川市	132
110	埼玉県	蕨市	204	166	群馬県	高崎市	132
111	神奈川県	厚木市	202	167	福岡県	大野城市	131
112	茨城県	日立市	199	168	福島県	喜多方市	130
113	埼玉県	草加市	199	169	埼玉県	吉川市	130
114	栃木県	那須塩原市	197	170	鳥取県	鳥取市	130
115	沖縄県	名護市	197	171	北海道	釧路市	128
116	沖縄県	うるま市	196	172	長野県	長野市	128
117	兵庫県	明石市	193	173	愛知県	安城市	127
118	東京都	八王子市	192	174	滋賀県	長浜市	126
119	東京都	府中市	191	175	奈良県	生駒市	124
120	神奈川県	秦野市	185	176	北海道	函館市	123
121	埼玉県	上尾市	183	177	福岡県	久留米市	123
122	埼玉県	ふじみ野市	183	178	山口県	下関市	122
123	東京都	台東区	182	179	愛知県	田原市	121
124	千葉県	市原市	181	180	滋賀県	東近江市	120
125	沖縄県	宮古島市	180	181	福岡県	粕屋町	120
126	埼玉県	三郷市	178	182	兵庫県	姫路市	120
127	千葉県	八千代市	178	183	三重県	四日市市	119
128	茨城県	つくばみらい市	176	184	滋賀県	近江八幡市	119
129	東京都	国分寺市	174	185	兵庫県	芦屋市	119
130	埼玉県	富士見市	168	186	広島県	東広島市	118
131	東京都	渋谷区	166	187	宮崎県	日南市	118
132	兵庫県	宝塚市	166	188	鳥取県	倉吉市	117
133	静岡県	掛川市	165	189	愛知県	刈谷市	116
134	宮城県	石巻市	162	190	茨城県	牛久市	114
135	埼玉県	久喜市	162	191	徳島県	美馬市	113
136	東京都	小平市	161	192	宮崎県	宮崎市	113
137	福島県	福島市	160	193	長野県	上田市	111
138	岐阜県	岐阜市	159	194	大阪府	門真市	111
139	埼玉県	新座市	158	195	岩手県	一関市	107
140	沖縄県	南城市	157	196	山形県	天童市	107
141	沖縄県	沖縄市	156	197	埼玉県	熊谷市	107
142	千葉県	鎌ヶ谷市	152	198	青森県	青森市	107
143	長崎県	諫早市	152	199	宮城県	多賀城市	106
144	東京都	狛江市	151	200	埼玉県	志木市	106
145	静岡県	藤枝市	151	201	埼玉県	蓮田市	105
146	神奈川県	横須賀市	151	202	東京都	昭島市	105
147	長崎県	大村市	148	203	石川県	白山市	105
148	千葉県	印西市	147	204	熊本県	宇城市	105
149	香川県	まんのう町	147	205	鹿児島県	始良市	105
150	岩手県	盛岡市	147	206	埼玉県	和光市	104
151	島根県	松江市	146	207	福岡県	八女市	104
152	東京都	西東京市	145	208	青森県	十和田市	102
153	岡山県	倉敷市	144	209	熊本県	益城町	102
154	青森県	八戸市	140	210	山形県	米沢市	101
155	福岡県	福津市	139	211	群馬県	太田市	101
156	大阪府	箕面市	138	212	千葉県	佐倉市	101
157	埼玉県	所沢市	135	213	青森県	弘前市	100
158	鹿児島県	鹿屋市	135	214	山形県	寒河江市	100
159	埼玉県	鴻巣市	134	215	東京都	東大和市	100
160	大分県	中津市	134				

(資料2-1) 市区町村別保育所等定員数の増減

(注) 定員：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(平成28年度－平成27年度)

都道府県	定員数が増加した市区町村での累計		定員数が減少した市区町村での累計		計	定員数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市		定員数の増加数	定員数の減少数	計							
	人	市区町村数	人	市区町村数			人	市区町村数				人	人					
1	北海道	2,231	28	▲ 289	10	1,942	138	48	札幌市	1,345	0	1,345						
2	青森県	556	13	▲ 309	10	247	16	49	仙台市	3,012	0	3,012						
3	岩手県	618	11	▲ 74	6	544	15	50	さいたま市	1,828	0	1,828						
4	宮城県	1,441	16	▲ 93	2	1,348	16	51	千葉市	671	0	671						
5	秋田県	460	9	▲ 78	3	382	12	52	横浜市	2,786	0	2,786						
6	山形県	1,414	15	▲ 120	3	1,294	17	53	川崎市	1,870	0	1,870						
7	福島県	1,409	15	▲ 264	5	1,145	37	54	相模原市	1,056	0	1,056						
8	茨城県	1,565	21	▲ 83	6	1,482	17	55	新潟市	678	0	678						
9	栃木県	1,776	16	▲ 60	2	1,716	6	56	静岡市	512	0	512						
10	群馬県	1,178	16	0	0	1,178	17	57	浜松市	1,245	0	1,245						
11	埼玉県	4,448	37	▲ 77	5	4,371	18	58	名古屋市	1,915	0	1,915						
12	千葉県	4,026	27	▲ 287	5	3,739	19	59	京都市	922	0	922						
13	東京都	15,664	47	0	0	15,664	14	60	大阪市	7,193	0	7,193						
14	神奈川県	2,705	19	0	0	2,705	10	61	堺市	448	0	448						
15	新潟県	2,030	16	▲ 414	6	1,616	7	62	神戸市	868	0	868						
16	富山県	219	3	▲ 262	4	▲ 43	7	63	岡山市	192	0	192						
17	石川県	488	9	▲ 56	1	432	8	64	広島市	702	0	702						
18	福井県	395	4	▲ 93	4	302	9	65	北九州市	371	0	371						
19	山梨県	877	14	▲ 55	2	822	11	66	福岡市	1,582	0	1,582						
20	長野県	421	10	▲ 295	6	126	60	67	熊本市	1,555	0	1,555						
21	岐阜県	324	10	▲ 770	11	▲ 446	20	政令指定都市計	30,751	0	30,751							
22	静岡県	1,285	17	▲ 16	2	1,269	14	68	旭川市	369	0	369						
23	愛知県	1,806	30	▲ 6	1	1,800	19	69	函館市	0	▲ 69	▲ 69						
24	三重県	425	9	▲ 250	5	175	15	70	青森市	230	0	230						
25	滋賀県	794	12	▲ 79	3	715	3	71	盛岡市	233	0	233						
26	京都府	410	8	▲ 125	2	285	15	72	秋田市	445	0	445						
27	大阪府	1,774	18	▲ 467	7	1,307	12	73	郡山市	297	0	297						
28	兵庫県	1,806	21	▲ 174	6	1,632	10	74	いわき市	1	0	1						
29	奈良県	520	10	▲ 133	2	387	26	75	宇都宮市	306	0	306						
30	和歌山県	388	6	▲ 103	3	285	20	76	前橋市	315	0	315						
31	鳥取県	199	3	▲ 73	4	126	12	77	高崎市	250	0	250						
32	島根県	815	8	▲ 58	3	757	8	78	川崎市	348	0	348						
33	岡山県	336	7	▲ 221	3	115	15	79	越谷市	311	0	311						
34	広島県	879	7	▲ 196	7	683	6	80	船橋市	1,548	0	1,548						
35	山口県	568	10	▲ 33	1	535	7	81	柏市	485	0	485						
36	徳島県	670	4	▲ 130	3	540	17	82	八王子市	275	0	275						
37	香川県	662	11	▲ 20	1	642	4	83	横須賀市	169	0	169						
38	愛媛県	349	8	▲ 301	3	48	8	84	富山市	383	0	383						
39	高知県	229	6	▲ 94	5	135	22	85	金沢市	245	0	245						
40	福岡県	1,866	32	▲ 130	3	1,736	22	86	長野市	168	0	168						
41	佐賀県	387	6	▲ 161	4	226	10	87	岐阜市	138	0	138						
42	長崎県	521	10	▲ 138	4	383	5	88	豊橋市	50	0	50						
43	熊本県	1,182	20	▲ 238	10	944	14	89	豊田市	408	0	408						
44	大分県	445	7	▲ 135	6	310	4	90	岡崎市	100	0	100						
45	宮崎県	199	9	▲ 923	6	▲ 724	10	91	大津市	382	0	382						
46	鹿児島県	704	18	▲ 85	6	619	18	92	高槻市	190	0	190						
47	沖縄県	3,633	22	▲ 10	1	3,623	17	93	東大阪市	418	0	418						
都道府県計							67,097	675	▲ 7,978	192	59,119	807	94	豊中市	369	0	369	
														95	枚方市	254	0	254
														96	姫路市	157	0	157
														97	西宮市	115	0	115
														98	尼崎市	424	0	424
														99	奈良市	68	0	68
														100	和歌山市	78	0	78
														101	倉敷市	91	0	91
														102	呉市	151	0	151
														103	福山市	168	0	168
														104	下関市	116	0	116
														105	高松市	35	0	35
														106	松山市	340	0	340
														107	高知市	361	0	361
														108	久留米市	252	0	252
														109	長崎市	314	0	314
														110	佐世保市	24	0	24
														111	大分市	305	0	305
														112	宮崎市	117	0	117
														113	鹿児島市	553	0	553
														114	那覇市	661	0	661
														中核市計		13,017	▲ 69	12,948
														合計		110,865	▲ 8,047	102,818

注1：都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注2：市区町村の総数は1,741(平成28年4月1日現在)

(資料2-2) 市区町村別保育所等利用児童数の増減

(注)利用児童数：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の利用児童数

(平成28年度－平成27年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市	利用児童数の増減数		計		
	人	市区町村数	人	市区町村数				人	人		人	人
1	北海道	1,280	81	▲ 913	74	367	21	48	札幌市	1,497	0	1,497
2	青森県	578	16	▲ 288	21	290	2	49	仙台市	1,477	0	1,477
3	岩手県	1,784	17	▲ 101	14	1,683	1	50	さいたま市	1,784	0	1,784
4	宮城県	1,022	25	▲ 302	7	720	2	51	千葉市	549	0	549
5	秋田県	212	11	▲ 361	13	▲ 149	0	52	横浜市	3,764	0	3,764
6	山形県	1,266	22	▲ 164	12	1,102	1	53	川崎市	1,989	0	1,989
7	福島県	1,077	27	▲ 196	21	881	9	54	相模原市	639	0	639
8	茨城県	1,898	35	▲ 95	9	1,803	0	55	新潟市	527	0	527
9	栃木県	1,203	18	▲ 95	6	1,108	0	56	静岡市	411	0	411
10	群馬県	361	20	▲ 478	10	▲ 117	3	57	浜松市	753	0	753
11	埼玉県	4,177	44	▲ 225	15	3,952	1	58	名古屋市	1,716	0	1,716
12	千葉県	4,384	35	▲ 213	14	4,171	2	59	京都市	695	0	695
13	東京都	14,727	49	▲ 128	9	14,599	3	60	大阪市	1,198	0	1,198
14	神奈川県	2,447	24	▲ 104	5	2,343	0	61	堺市	427	0	427
15	新潟県	487	10	▲ 821	19	▲ 334	0	62	神戸市	889	0	889
16	富山県	91	3	▲ 338	11	▲ 247	0	63	岡山市	448	0	448
17	石川県	278	9	▲ 267	9	11	0	64	広島市	1,137	0	1,137
18	福井県	276	8	▲ 181	8	95	1	65	北九州市	258	0	258
19	山梨県	449	16	▲ 102	8	347	3	66	福岡市	1,284	0	1,284
20	長野県	563	34	▲ 455	38	108	4	67	熊本市	1,168	0	1,168
21	岐阜県	749	14	▲ 1,207	26	▲ 458	1	政令指定都市計		22,610	0	22,610
22	静岡県	1,502	26	▲ 90	7	1,412	0	68	旭川市	384	0	384
23	愛知県	1,986	33	▲ 546	17	1,440	0	69	函館市	123	0	123
24	三重県	398	11	▲ 513	18	▲ 115	0	70	青森市	107	0	107
25	滋賀県	1,029	15	▲ 86	3	943	0	71	盛岡市	147	0	147
26	京都府	594	17	▲ 66	7	528	1	72	秋田市	734	0	734
27	大阪府	2,169	31	▲ 49	6	2,120	0	73	郡山市	260	0	260
28	兵庫県	1,381	24	▲ 2,056	13	▲ 675	0	74	いわき市	482	0	482
29	奈良県	454	20	▲ 121	11	333	7	75	宇都宮市	357	0	357
30	和歌山県	566	12	▲ 234	12	332	5	76	前橋市	73	0	73
31	鳥取県	339	9	▲ 408	9	▲ 69	1	77	高崎市	132	0	132
32	島根県	470	13	▲ 86	6	384	0	78	川崎市	324	0	324
33	岡山県	373	16	▲ 143	9	230	0	79	越谷市	352	0	352
34	広島県	467	14	▲ 74	6	393	0	80	船橋市	1,128	0	1,128
35	山口県	450	7	▲ 972	11	▲ 522	0	81	柏市	505	0	505
36	徳島県	588	14	▲ 104	10	484	0	82	八王子市	192	0	192
37	香川県	430	14	▲ 44	2	386	0	83	横須賀市	151	0	151
38	愛媛県	247	10	▲ 162	9	85	0	84	富山市	1,182	0	1,182
39	高知県	285	16	▲ 292	17	▲ 7	0	85	金沢市	355	0	355
40	福岡県	1,682	37	▲ 1,020	20	662	0	86	長野市	128	0	128
41	佐賀県	4,821	12	▲ 495	8	4,326	0	87	岐阜市	159	0	159
42	長崎県	702	13	▲ 117	6	585	0	88	豊橋市	0	▲ 135	▲ 135
43	熊本県	910	21	▲ 434	23	476	0	89	豊田市	368	0	368
44	大分県	306	8	▲ 238	9	68	0	90	岡崎市	134	0	134
45	宮崎県	348	7	▲ 686	16	▲ 338	2	91	大津市	458	0	458
46	鹿児島県	746	22	▲ 298	15	448	5	92	高槻市	219	0	219
47	沖縄県	2,790	27	▲ 34	5	2,756	8	93	東大阪市	324	0	324
都道府県計		65,342	967	▲ 16,402	624	48,940	83	94	豊中市	455	0	455
								95	枚方市	253	0	253
								96	姫路市	120	0	120
								97	西宮市	374	0	374
								98	尼崎市	404	0	404
								99	奈良市	76	0	76
								100	和歌山市	90	0	90
								101	倉敷市	144	0	144
								102	呉市	33	0	33
								103	福山市	0	▲ 44	▲ 44
								104	下関市	122	0	122
								105	高松市	85	0	85
								106	松山市	228	0	228
								107	高知市	267	0	267
								108	久留米市	123	0	123
								109	長崎市	229	0	229
								110	佐世保市	207	0	207
								111	大分市	488	0	488
								112	宮崎市	113	0	113
								113	鹿児島市	463	0	463
								114	那覇市	570	0	570
								中核市計		13,622	▲ 179	13,443
								合計		101,574	▲ 16,581	84,993

注1：都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注2：市区町村の総数は1,741(平成28年4月1日現在)

(資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 待機児童数 集約表

(平成28年4月1日現在)

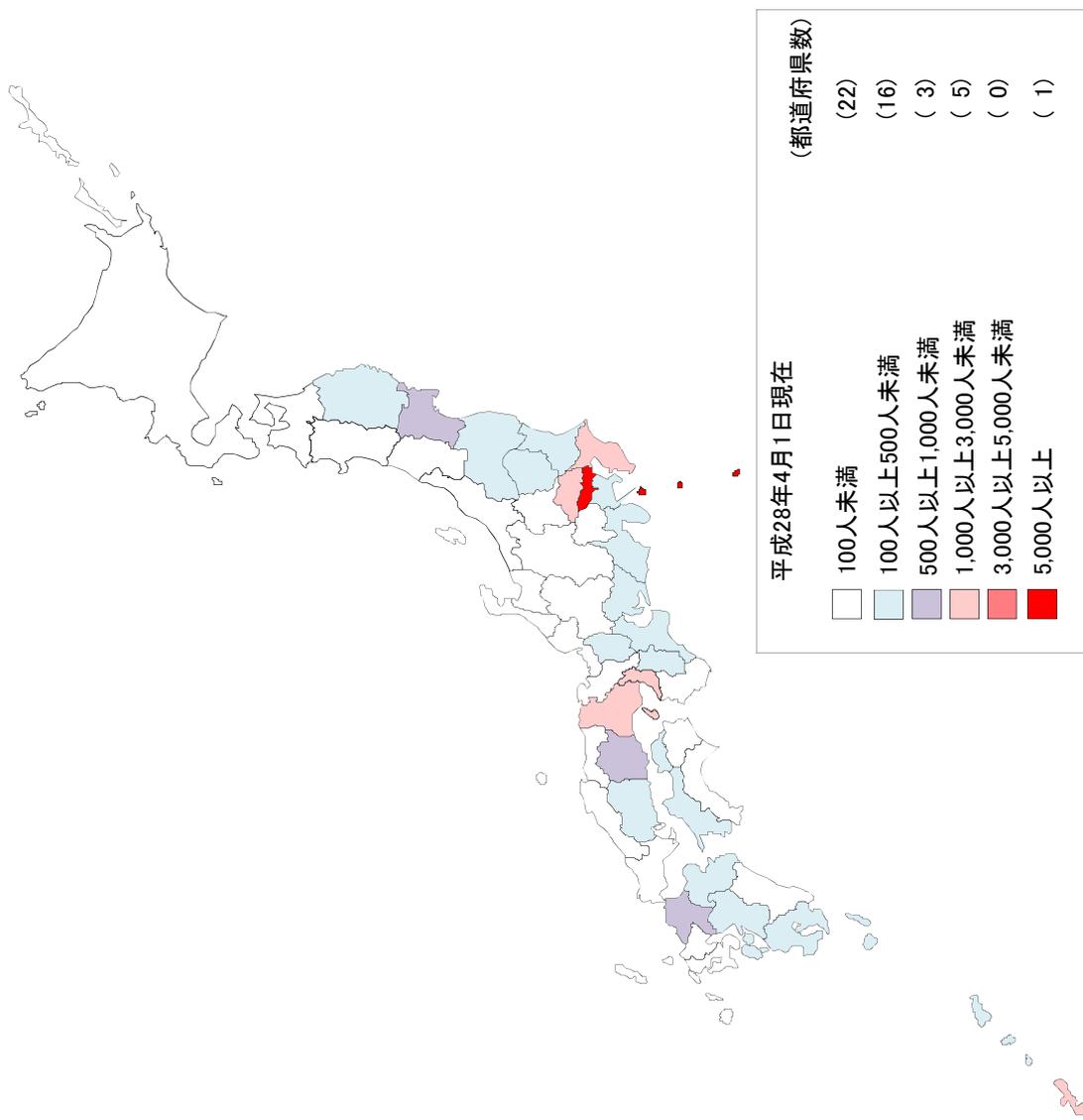
都道府県	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考) 地方単独 保育施策 人	政令指定都市 中核市	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考) 地方単独 保育施策 人
1 北海道	610	43,460	36,005	46	9	48 札幌市	370	27,372	27,169	8	31
2 青森県	402	29,182	26,112	0	132	49 仙台市	290	18,323	16,971	213	132
3 岩手県	335	23,873	22,186	194	0	50 さいたま市	247	17,344	17,306	24	655
4 宮城県	325	21,038	19,579	425	13	51 千葉市	191	14,117	14,628	11	43
5 秋田県	238	19,995	17,046	33	3	52 横浜市	869	59,097	58,756	7	987
6 山形県	330	25,208	23,710	0	18	53 川崎市	348	24,739	25,022	6	1,410
7 福島県	278	21,108	19,343	398	0	54 相模原市	149	11,981	11,442	0	121
8 茨城県	671	57,539	52,290	382	145	55 新潟市	244	21,591	21,446	0	0
9 栃木県	364	30,827	26,681	126	0	56 静岡市	156	13,048	12,163	46	19
10 群馬県	309	30,294	29,187	5	0	57 浜松市	126	12,446	11,255	214	146
11 埼玉県	1,157	83,412	80,125	897	379	58 名古屋市	544	44,610	42,660	0	0
12 千葉県	786	66,587	62,184	1,246	319	59 京都市	353	29,161	30,404	0	0
13 東京都	3,055	230,935	225,017	8,327	10,167	60 大阪市	576	56,578	48,821	273	0
14 神奈川県	480	38,677	37,958	465	272	61 堺市	156	16,240	16,355	16	17
15 新潟県	526	47,082	39,791	0	0	62 神戸市	363	25,437	25,365	59	0
16 富山県	209	20,491	17,701	0	0	63 岡山市	130	16,391	14,966	729	0
17 石川県	248	26,224	22,313	0	0	64 広島市	228	26,635	25,513	161	0
18 福井県	284	27,611	25,152	0	0	65 北九州市	205	17,273	16,495	0	0
19 山梨県	252	25,081	19,993	0	0	66 福岡市	316	33,485	33,908	73	0
20 長野県	499	52,613	42,334	0	0	67 熊本市	236	19,661	19,511	0	0
21 岐阜県	394	41,044	33,590	23	0	政令指定都市計	6,097	505,529	490,156	1,840	3,561
22 静岡県	440	36,940	35,368	189	150	68 旭川市	79	5,240	5,524	40	40
23 愛知県	819	101,006	82,881	202	197	69 函館市	55	3,739	3,492	0	0
24 三重県	443	44,352	38,875	101	0	70 青森市	100	6,637	6,669	0	0
25 滋賀県	253	24,404	23,554	339	0	71 盛岡市	73	6,401	6,316	0	0
26 京都府	244	27,656	25,570	64	25	72 秋田市	89	6,634	6,342	0	1
27 大阪府	656	65,266	65,937	801	79	73 郡山市	46	3,506	3,630	52	0
28 兵庫県	532	46,188	44,298	715	262	74 いわき市	64	6,201	5,627	12	0
29 奈良県	170	19,987	18,330	175	0	75 宇都宮市	114	9,341	9,039	29	0
30 和歌山県	147	16,281	13,511	4	0	76 前橋市	80	7,322	6,717	0	0
31 鳥取県	214	18,831	17,260	0	0	77 高崎市	89	8,306	8,045	0	0
32 島根県	304	22,760	22,146	38	3	78 川崎市	64	4,298	4,207	67	28
33 岡山県	210	17,728	16,353	35	27	79 越谷市	80	4,858	4,641	38	0
34 広島県	291	24,546	20,227	0	171	80 船橋市	112	11,161	10,505	203	95
35 山口県	292	22,237	20,152	65	29	81 柏市	68	6,379	6,122	0	13
36 徳島県	215	17,251	15,490	60	0	82 八王子市	126	11,010	11,086	139	48
37 香川県	139	13,305	11,998	3	0	83 横須賀市	58	4,227	4,121	19	0
38 愛媛県	268	20,536	17,675	16	0	84 富山市	94	11,634	11,443	0	0
39 高知県	185	14,365	10,216	0	0	85 金沢市	115	12,069	12,156	0	0
40 福岡県	554	54,137	52,084	797	0	86 長野市	88	9,199	8,535	0	0
41 佐賀県	287	24,520	22,831	18	0	87 岐阜市	58	5,665	5,418	0	0
42 長崎県	323	21,049	20,299	4	0	88 豊橋市	57	9,450	8,538	0	0
43 熊本県	496	36,940	34,900	233	0	89 豊田市	73	10,804	7,152	0	0
44 大分県	243	16,545	15,324	20	0	90 岡崎市	53	7,940	7,342	0	0
45 宮崎県	321	22,758	20,884	0	0	91 大津市	92	7,463	7,431	0	0
46 鹿児島県	430	27,394	27,963	144	0	92 高槻市	74	5,697	6,017	0	36
47 沖縄県	430	35,251	36,547	1,977	36	93 東大阪市	88	7,856	8,185	127	0
都道府県計	20,658	1,754,514	1,608,970	18,567	12,436	94 豊中市	77	5,831	6,089	217	81
						95 枚方市	64	6,993	7,404	0	0
						96 姫路市	101	11,267	10,853	46	0
						97 西宮市	120	6,550	7,190	183	0
						98 尼崎市	107	7,357	7,354	47	0
						99 奈良市	56	6,407	5,660	85	0
						100 和歌山市	61	7,332	6,773	6	0
						101 倉敷市	108	11,372	11,027	111	0
						102 呉市	54	4,091	3,747	0	3
						103 福山市	126	12,873	12,324	0	0
						104 下関市	61	5,722	5,235	0	0
						105 高松市	86	9,555	8,924	321	0
						106 松山市	99	7,275	6,884	94	0
						107 高知市	117	12,954	10,425	42	3
						108 久留米市	83	8,922	8,845	78	0
						109 長崎市	121	9,880	9,466	66	0
						110 佐世保市	96	6,730	6,340	0	0
						111 大分市	106	9,004	8,957	350	0
						112 宮崎市	137	11,141	11,172	64	0
						113 鹿児島市	151	12,124	12,293	151	0
						114 那覇市	84	8,050	8,219	559	0
						中核市計	4,104	374,467	359,481	3,146	348
						合計	30,859	2,634,510	2,458,607	23,553	16,345

注1: 都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注2: 保育所等数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

注3: (参考) 地方単独保育施策は、保育所の入所申込が提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施策(いわゆる保育室)に入所しているため待機児童に含まれない児童数

(資料4) 平成28年4月1日 全国待機児童マップ (都道府県別)



注: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数 人
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
茨城県	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県	1,026
千葉県	1,460
東京都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
沖縄県	2,536
計	23,553

(資料5) 待機児童数50人以上の市区町村

(平成28年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	東京都	世田谷区	1,198	16	61	埼玉県	戸田市	106	72
2	岡山県	岡山市	729	595	62	東京都	葛飾区	106	▲146
3	沖縄県	那覇市	559	20	63	東京都	豊島区	105	▲104
4	千葉県	市川市	514	141	64	東京都	国分寺市	102	14
5	東京都	江戸川区	397	50	65	茨城県	つくば市	101	▲3
6	東京都	板橋区	376	▲2	100人以上 小計			15,108	1,199
7	沖縄県	沖縄市	360	64	66	埼玉県	川口市	98	▲123
8	大分県	大分市	350	▲134	67	東京都	文京区	98	29
9	香川県	高松市	321	192	68	福岡県	筑紫野市	95	32
10	東京都	渋谷区	315	63	69	愛媛県	松山市	94	▲1
11	東京都	足立区	306	▲16	70	千葉県	木更津市	92	27
12	東京都	目黒区	299	5	71	東京都	東久留米市	92	5
13	東京都	府中市	296	▲56	72	沖縄県	北中城村	92	48
14	兵庫県	明石市	295	139	73	福岡県	大野城市	91	45
15	東京都	調布市	289	▲7	74	神奈川県	茅ヶ崎市	89	▲26
16	東京都	江東区	277	110	75	沖縄県	中城村	86	64
17	大阪府	大阪市	273	56	76	奈良県	奈良市	85	6
18	東京都	三鷹市	264	55	77	東京都	国立市	81	▲18
19	東京都	中央区	263	144	78	熊本県	益城町	81	23
20	東京都	中野区	257	85	79	埼玉県	朝霞市	79	32
21	東京都	台東区	240	70	80	千葉県	浦安市	79	50
22	東京都	北区	232	72	81	東京都	多摩市	79	30
23	沖縄県	浦添市	231	74	82	沖縄県	読谷村	78	18
24	大阪府	吹田市	230	140	83	福岡県	久留米市	78	45
25	東京都	大田区	229	75	84	埼玉県	草加市	77	▲49
26	大阪府	豊中市	217	▲36	85	沖縄県	南城市	77	▲19
27	静岡県	浜松市	214	▲193	86	東京都	東村山市	76	44
28	宮城県	仙台市	213	▲206	87	千葉県	富里市	73	29
29	千葉県	船橋市	203	▲422	88	福岡県	福岡市	73	12
30	東京都	立川市	198	15	89	滋賀県	東近江市	72	33
31	沖縄県	南風原町	188	61	90	大阪府	池田市	71	71
32	東京都	日野市	183	19	91	埼玉県	新座市	70	20
33	兵庫県	西宮市	183	107	92	千葉県	習志野市	70	27
34	東京都	町田市	182	29	93	埼玉県	狭山市	69	48
35	東京都	品川区	178	▲37	94	埼玉県	川越市	67	▲7
36	沖縄県	宜野湾市	172	▲178	95	鹿児島県	出水市	66	▲1
37	東京都	小平市	167	▲11	96	長崎県	長崎市	66	30
38	東京都	練馬区	166	▲10	97	福島県	南相馬市	65	31
39	東京都	荒川区	164	116	98	山口県	山口市	65	▲3
40	広島県	広島市	161	95	99	東京都	港区	64	34
41	東京都	小金井市	154	▲10	100	三重県	四日市市	64	5
42	東京都	西東京市	154	11	101	宮城県	宮崎市	64	64
43	鹿児島県	鹿児島市	151	127	102	滋賀県	彦根市	63	12
44	大阪府	茨木市	147	▲39	103	宮城県	石巻市	62	17
45	沖縄県	石垣市	147	▲59	104	沖縄県	宮古島市	61	13
46	千葉県	流山市	146	97	105	沖縄県	嘉手納町	60	0
47	東京都	狛江市	142	▲33	106	兵庫県	神戸市	59	46
48	兵庫県	加古川市	140	▲112	107	福島県	田村市	58	32
49	東京都	八王子市	139	▲5	108	東京都	新宿区	58	▲110
50	東京都	杉並区	136	94	109	兵庫県	太子町	58	32
51	東京都	墨田区	134	58	110	沖縄県	糸満市	58	▲69
52	沖縄県	うるま市	131	16	111	福岡県	粕屋町	57	35
53	大阪府	東大阪市	127	▲79	112	滋賀県	近江八幡市	56	11
54	福島県	福島市	125	29	113	神奈川県	藤沢市	55	▲28
55	福岡県	須恵町	125	▲3	114	千葉県	八千代市	53	11
56	福岡県	太宰府市	124	64	115	福島県	郡山市	52	26
57	茨城県	水戸市	123	▲35	116	岩手県	一関市	51	17
58	東京都	武蔵野市	122	▲5	50～99人 小計			3,677	700
59	福岡県	春日市	121	19	50人以上 合計			18,785	1,899
60	岡山県	倉敷市	111	▲69					

(資料6) 待機児童数が100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区町村

	都道府県	市区町村	H28.4.1 待機児童数	H27.4.1 待機児童数	減少
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397
3	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178
6	東京都	葛飾区	106	252	▲ 146
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104

2. 待機児童数が100人以上増加した市区町村

	都道府県	市区町村	H28.4.1 待機児童数	H27.4.1 待機児童数	増加
1	岡山県	岡山市	729	134	595
2	香川県	高松市	321	129	192
3	東京都	中央区	263	119	144
4	千葉県	市川市	514	373	141
5	大阪府	吹田市	230	90	140
6	兵庫県	明石市	295	156	139
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127
8	東京都	荒川区	164	48	116
9	東京都	江東区	277	167	110
10	兵庫県	西宮市	183	76	107

(資料7)待機児童数と保育所等整備の状況

* 待機児童数が平成27年及び平成28年ともにゼロの市区町村は除く

* 定員: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

1. 待機児童数が減少した市区町村における保育所等整備の状況

* 待機児童数が減少した順に掲載

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
1	千葉県	船橋市	625	203	▲ 422	9,613	11,161	1,548
2	熊本県	熊本市	397	0	▲ 397	18,106	19,661	1,555
3	宮城県	仙台市	419	213	▲ 206	15,311	18,323	3,012
4	静岡県	浜松市	407	214	▲ 193	11,201	12,446	1,245
5	沖縄県	宜野湾市	350	172	▲ 178	2,310	2,614	304
6	東京都	葛飾区	252	106	▲ 146	9,438	10,036	598
7	大分県	大分市	484	350	▲ 134	8,699	9,004	305
8	埼玉県	川口市	221	98	▲ 123	7,732	8,080	348
9	兵庫県	加古川市	252	140	▲ 112	3,780	4,306	526
10	東京都	新宿区	168	58	▲ 110	4,984	5,764	780
11	栃木県	宇都宮市	136	29	▲ 107	9,035	9,341	306
12	東京都	豊島区	209	105	▲ 104	3,931	4,763	832
13	兵庫県	伊丹市	132	33	▲ 99	2,605	2,874	269
14	静岡県	静岡市	141	46	▲ 95	12,536	13,048	512
15	福岡県	那珂川町	87	0	▲ 87	903	1,103	200
16	熊本県	菊陽町	94	10	▲ 84	1,410	1,564	154
17	大阪府	東大阪市	206	127	▲ 79	7,438	7,856	418
18	埼玉県	さいたま市	95	24	▲ 71	15,516	17,344	1,828
19	千葉県	市原市	84	14	▲ 70	2,861	3,083	222
20	沖縄県	糸満市	127	58	▲ 69	1,967	2,233	266
21	岡山県	倉敷市	180	111	▲ 69	11,281	11,372	91
22	北海道	札幌市	69	8	▲ 61	26,027	27,372	1,345
23	沖縄県	石垣市	206	147	▲ 59	1,202	1,517	315
24	東京都	府中市	352	296	▲ 56	4,550	4,812	262
25	静岡県	掛川市	56	0	▲ 56	1,892	2,071	179
26	大分県	中津市	52	0	▲ 52	2,341	2,531	190
27	神奈川県	秦野市	51	0	▲ 51	1,905	2,038	133
28	滋賀県	長浜市	68	18	▲ 50	2,723	2,714	▲ 9
29	埼玉県	草加市	126	77	▲ 49	3,003	3,272	269
30	千葉県	松戸市	48	0	▲ 48	5,874	6,589	715
31	奈良県	橿原市	92	45	▲ 47	2,053	2,153	100
32	宮城県	東松島市	39	0	▲ 39	569	669	100
33	大阪府	茨木市	186	147	▲ 39	4,867	4,957	90
34	沖縄県	西原町	74	35	▲ 39	990	1,072	82
35	大阪府	堺市	54	16	▲ 38	15,792	16,240	448
36	東京都	品川区	215	178	▲ 37	6,845	7,871	1,026
37	大阪府	豊中市	253	217	▲ 36	5,462	5,831	369
38	大阪府	枚方市	36	0	▲ 36	6,739	6,993	254
39	茨城県	水戸市	158	123	▲ 35	4,655	5,027	372
40	埼玉県	八潮市	33	0	▲ 33	970	1,057	87
41	東京都	狛江市	175	142	▲ 33	1,217	1,385	168
42	滋賀県	草津市	33	0	▲ 33	2,861	3,122	261
43	宮城県	大崎市	35	3	▲ 32	2,874	3,122	248
44	宮城県	富谷町	79	47	▲ 32	865	1,003	138
45	神奈川県	葉山町	40	9	▲ 31	204	294	90
46	岡山県	総社市	58	27	▲ 31	1,365	1,406	41
47	沖縄県	八重瀬町	31	0	▲ 31	1,335	1,565	230
48	埼玉県	蕨市	33	3	▲ 30	948	1,234	286
49	東京都	昭島市	51	21	▲ 30	2,637	2,783	146

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
50	島根県	出雲市	37	7	▲ 30	4,965	5,515	550
51	福島県	会津坂下町	31	3	▲ 28	150	164	14
52	千葉県	四街道市	72	44	▲ 28	935	1,032	97
53	神奈川県	藤沢市	83	55	▲ 28	5,706	6,218	512
54	宮城県	多賀城市	38	11	▲ 27	1,084	1,198	114
55	茨城県	下妻市	26	0	▲ 26	745	798	53
56	栃木県	小山市	53	27	▲ 26	2,285	2,536	251
57	神奈川県	茅ヶ崎市	115	89	▲ 26	2,999	3,477	478
58	大阪府	大阪狭山市	36	10	▲ 26	801	933	132
59	兵庫県	川西市	58	32	▲ 26	1,776	1,825	49
60	千葉県	白井市	25	0	▲ 25	945	873	▲ 72
61	神奈川県	大和市	25	0	▲ 25	2,722	3,109	387
62	鹿児島県	薩摩川内市	31	6	▲ 25	2,414	2,395	▲ 19
63	宮城県	亘理町	47	23	▲ 24	515	633	118
64	愛媛県	伊予市	24	0	▲ 24	840	889	49
65	岩手県	釜石市	28	5	▲ 23	608	689	81
66	埼玉県	和光市	59	36	▲ 23	1,344	1,543	199
67	福島県	相馬市	27	5	▲ 22	500	519	19
68	大阪府	四條畷市	28	7	▲ 21	1,137	1,152	15
69	兵庫県	姫路市	67	46	▲ 21	11,110	11,267	157
70	兵庫県	尼崎市	68	47	▲ 21	6,933	7,357	424
71	茨城県	日立市	19	0	▲ 19	2,036	2,046	10
72	千葉県	成田市	55	36	▲ 19	2,283	2,362	79
73	沖縄県	南城市	96	77	▲ 19	1,228	1,413	185
74	沖縄県	本部町	27	8	▲ 19	478	478	0
75	茨城県	東海村	25	7	▲ 18	680	785	105
76	東京都	国立市	99	81	▲ 18	1,222	1,317	95
77	愛知県	瀬戸市	34	16	▲ 18	2,256	2,336	80
78	福岡県	小郡市	18	0	▲ 18	1,070	1,116	46
79	大阪府	泉大津市	25	8	▲ 17	1,483	1,483	0
80	徳島県	徳島市	36	19	▲ 17	5,495	6,016	521
81	北海道	旭川市	57	40	▲ 17	4,871	5,240	369
82	岩手県	宮古市	27	11	▲ 16	1,076	1,075	▲ 1
83	秋田県	大館市	18	2	▲ 16	1,675	1,767	92
84	埼玉県	三郷市	62	46	▲ 16	1,854	2,022	168
85	東京都	足立区	322	306	▲ 16	11,122	11,574	452
86	沖縄県	金武町	26	10	▲ 16	284	366	82
87	埼玉県	志木市	37	22	▲ 15	1,120	1,263	143
88	滋賀県	竜王町	15	0	▲ 15	170	190	20
89	滋賀県	愛荘町	14	0	▲ 14	430	460	30
90	和歌山県	岩出市	14	0	▲ 14	1,468	1,503	35
91	福島県	猪苗代町	13	0	▲ 13	205	342	137
92	栃木県	栃木市	23	10	▲ 13	2,659	3,036	377
93	三重県	明和町	13	0	▲ 13	642	667	25
94	大阪府	摂津市	37	24	▲ 13	1,965	2,017	52
95	岡山県	早島町	21	8	▲ 13	300	300	0
96	沖縄県	北谷町	54	41	▲ 13	758	882	124
97	静岡県	清水町	12	0	▲ 12	530	568	38
98	熊本県	宇土市	27	15	▲ 12	1,080	1,140	60
99	宮城県	利府町	31	20	▲ 11	605	628	23
100	東京都	小平市	178	167	▲ 11	3,075	3,203	128
101	東京都	武蔵村山市	11	0	▲ 11	1,972	1,972	0
102	大阪府	岸和田市	42	31	▲ 11	4,010	3,911	▲ 99
103	大阪府	守口市	28	17	▲ 11	2,752	2,700	▲ 52
104	鹿児島県	南九州市	11	0	▲ 11	830	894	64
105	千葉県	野田市	10	0	▲ 10	1,970	2,109	139
106	東京都	練馬区	176	166	▲ 10	12,284	13,332	1,048
107	東京都	小金井市	164	154	▲ 10	1,708	1,928	220

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
108	神奈川県	二宮町	10	0	▲ 10	330	350	20
109	神奈川県	愛川町	14	4	▲ 10	627	646	19
110	愛知県	尾張旭市	34	24	▲ 10	1,585	1,624	39
111	愛知県	長久手市	27	17	▲ 10	1,408	1,447	39
112	北海道	豊浦町	9	0	▲ 9	90	100	10
113	静岡県	沼津市	26	17	▲ 9	2,815	2,819	4
114	三重県	鈴鹿市	9	0	▲ 9	4,835	4,835	0
115	岩手県	盛岡市	9	0	▲ 9	6,168	6,401	233
116	福島県	いわき市	21	12	▲ 9	6,200	6,201	1
117	埼玉県	所沢市	19	11	▲ 8	5,411	5,583	172
118	神奈川県	海老名市	35	27	▲ 8	1,589	1,799	210
119	北海道	伊達市	9	2	▲ 7	540	540	0
120	東京都	調布市	296	289	▲ 7	3,872	4,380	508
121	神奈川県	厚木市	17	10	▲ 7	2,750	3,006	256
122	大阪府	柏原市	7	0	▲ 7	1,396	1,402	6
123	埼玉県	川越市	74	67	▲ 7	3,950	4,298	348
124	岩手県	八幡平市	6	0	▲ 6	722	722	0
125	福島県	西郷村	25	19	▲ 6	434	453	19
126	埼玉県	嵐山町	21	15	▲ 6	236	241	5
127	東京都	福生市	6	0	▲ 6	1,359	1,359	0
128	神奈川県	鎌倉市	50	44	▲ 6	2,269	2,351	82
129	静岡県	長泉町	24	18	▲ 6	690	728	38
130	宮城県	名取市	42	37	▲ 5	829	915	86
131	東京都	武蔵野市	127	122	▲ 5	1,815	2,065	250
132	静岡県	袋井市	30	25	▲ 5	1,260	1,261	1
133	愛知県	知立市	5	0	▲ 5	2,020	2,077	57
134	福岡県	福津市	14	9	▲ 5	1,008	1,114	106
135	福岡県	新宮町	20	15	▲ 5	567	687	120
136	東京都	八王子市	144	139	▲ 5	10,735	11,010	275
137	北海道	斜里町	4	0	▲ 4	200	250	50
138	岩手県	平泉町	4	0	▲ 4	180	180	0
139	栃木県	野木町	4	0	▲ 4	396	446	50
140	埼玉県	熊谷市	4	0	▲ 4	3,303	3,481	178
141	千葉県	東金市	6	2	▲ 4	722	779	57
142	千葉県	大網白里市	12	8	▲ 4	588	682	94
143	愛知県	小牧市	31	27	▲ 4	2,953	3,011	58
144	愛知県	岩倉市	4	0	▲ 4	956	965	9
145	滋賀県	野洲市	9	5	▲ 4	890	980	90
146	高知県	香美市	4	0	▲ 4	845	831	▲ 14
147	福岡県	志免町	49	45	▲ 4	997	1,001	4
148	鹿児島県	始良市	29	25	▲ 4	1,637	1,704	67
149	北海道	網走市	3	0	▲ 3	372	372	0
150	北海道	倶知安町	11	8	▲ 3	310	310	0
151	岩手県	大槌町	7	4	▲ 3	260	295	35
152	宮城県	蔵王町	3	0	▲ 3	150	165	15
153	茨城県	つくば市	104	101	▲ 3	5,735	5,865	130
154	栃木県	真岡市	12	9	▲ 3	1,726	2,036	310
155	三重県	亀山市	9	6	▲ 3	1,115	1,215	100
156	滋賀県	湖南市	32	29	▲ 3	1,280	1,310	30
157	山口県	山口市	68	65	▲ 3	3,012	3,102	90
158	山口県	下松市	3	0	▲ 3	780	908	128
159	徳島県	石井町	9	6	▲ 3	485	485	0
160	福岡県	須恵町	128	125	▲ 3	481	481	0
161	長崎県	時津町	3	0	▲ 3	602	632	30
162	北海道	名寄市	8	6	▲ 2	330	330	0
163	宮城県	大河原町	17	15	▲ 2	515	527	12
164	秋田県	仙北市	2	0	▲ 2	764	822	58
165	茨城県	守谷市	4	2	▲ 2	1,139	1,282	143

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
166	埼玉県	坂戸市	2	0	▲ 2	1,386	1,398	12
167	埼玉県	三芳町	6	4	▲ 2	560	627	67
168	東京都	板橋区	378	376	▲ 2	10,102	10,689	587
169	大阪府	藤井寺市	9	7	▲ 2	1,115	1,156	41
170	奈良県	生駒市	38	36	▲ 2	2,044	2,201	157
171	熊本県	荒尾市	3	1	▲ 2	1,546	1,640	94
172	沖縄県	与那原町	47	45	▲ 2	615	711	96
173	神奈川県	横須賀市	21	19	▲ 2	4,058	4,227	169
174	岩手県	久慈市	1	0	▲ 1	1,120	1,200	80
175	福島県	二本松市	49	48	▲ 1	979	1,004	25
176	福島県	三春町	1	0	▲ 1	289	289	0
177	茨城県	笠間市	1	0	▲ 1	1,211	1,239	28
178	茨城県	稲敷市	1	0	▲ 1	670	670	0
179	栃木県	下野市	1	0	▲ 1	1,015	1,111	96
180	埼玉県	深谷市	1	0	▲ 1	3,181	3,246	65
181	埼玉県	幸手市	3	2	▲ 1	370	463	93
182	埼玉県	伊奈町	1	0	▲ 1	637	717	80
183	千葉県	茂原市	20	19	▲ 1	1,649	1,668	19
184	東京都	清瀬市	45	44	▲ 1	1,334	1,403	69
185	神奈川県	綾瀬市	45	44	▲ 1	760	849	89
186	神奈川県	清川村	1	0	▲ 1	30	30	0
187	静岡県	伊豆市	1	0	▲ 1	655	684	29
188	兵庫県	三田市	48	47	▲ 1	1,292	1,349	57
189	鹿児島県	出水市	67	66	▲ 1	1,390	1,407	17
190	沖縄県	伊是名村	1	0	▲ 1	80	70	▲ 10
191	神奈川県	横浜市	8	7	▲ 1	56,311	59,097	2,786
192	愛媛県	松山市	95	94	▲ 1	6,935	7,275	340
193	高知県	高知市	43	42	▲ 1	12,593	12,954	361

2. 待機児童数が増加(変化なしを含む)した市区町村における保育所等整備の状況

* 待機児童数が増加した順に掲載

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
1	岡山県	岡山市	134	729	595	16,199	16,391	192
2	香川県	高松市	129	321	192	9,520	9,555	35
3	東京都	中央区	119	263	144	3,321	3,641	320
4	千葉県	市川市	373	514	141	6,732	7,300	568
5	大阪府	吹田市	90	230	140	5,362	5,621	259
6	兵庫県	明石市	156	295	139	4,328	4,410	82
7	鹿児島県	鹿児島市	24	151	127	11,571	12,124	553
8	東京都	荒川区	48	164	116	4,430	4,676	246
9	東京都	江東区	167	277	110	9,965	10,633	668
10	兵庫県	西宮市	76	183	107	6,435	6,550	115
11	千葉県	流山市	49	146	97	3,725	4,091	366
12	広島県	広島市	66	161	95	25,933	26,635	702
13	東京都	杉並区	42	136	94	6,873	7,470	597
14	東京都	中野区	172	257	85	4,314	4,890	576
15	東京都	大田区	154	229	75	10,702	11,220	518
16	沖縄県	浦添市	157	231	74	3,091	3,457	366
17	埼玉県	戸田市	34	106	72	2,469	2,768	299
18	東京都	北区	160	232	72	6,356	6,800	444
19	大阪府	池田市	0	71	71	1,391	1,425	34
20	東京都	台東区	170	240	70	2,458	2,627	169
21	福岡県	太宰府市	60	124	64	1,238	1,268	30
22	沖縄県	沖縄市	296	360	64	3,300	3,610	310
23	沖縄県	中城村	22	86	64	511	707	196
24	宮崎県	宮崎市	0	64	64	11,024	11,141	117
25	東京都	渋谷区	252	315	63	3,204	3,372	168
26	沖縄県	南風原町	127	188	61	1,310	1,418	108
27	東京都	墨田区	76	134	58	5,239	5,489	250
28	大阪府	大阪市	217	273	56	49,385	56,578	7,193
29	東京都	三鷹市	209	264	55	2,868	3,014	146
30	千葉県	浦安市	29	79	50	2,879	3,157	278
31	東京都	江戸川区	347	397	50	10,307	10,792	485
32	埼玉県	狭山市	21	69	48	2,120	2,120	0
33	沖縄県	北中城村	44	92	48	469	488	19
34	兵庫県	神戸市	13	59	46	24,569	25,437	868
35	福岡県	大野城市	46	91	45	1,943	2,041	98
36	福岡県	久留米市	33	78	45	8,670	8,922	252
37	東京都	東村山市	32	76	44	2,219	2,309	90
38	京都府	長岡京市	6	46	40	1,387	1,472	85
39	神奈川県	伊勢原市	9	47	38	1,597	1,625	28
40	奈良県	香芝市	6	44	38	1,547	1,597	50
41	愛知県	みよし市	0	37	37	1,440	1,440	0
42	滋賀県	守山市	14	49	35	1,839	1,904	65
43	福岡県	粕屋町	22	57	35	1,215	1,215	0
44	東京都	港区	30	64	34	4,125	4,727	602
45	茨城県	古河市	8	41	33	2,410	2,480	70
46	滋賀県	東近江市	39	72	33	1,913	2,029	116
47	大阪府	門真市	0	33	33	1,934	2,084	150
48	岩手県	奥州市	3	35	32	2,977	3,083	106
49	福島県	田村市	26	58	32	565	565	0
50	埼玉県	朝霞市	47	79	32	2,488	2,610	122
51	兵庫県	太子町	26	58	32	380	475	95
52	福岡県	筑紫野市	63	95	32	2,007	2,117	110
53	福島県	南相馬市	34	65	31	633	632	▲ 1
54	東京都	多摩市	49	79	30	2,731	2,776	45

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
55	長崎県	長崎市	36	66	30	9,566	9,880	314
56	岩手県	花巻市	0	29	29	2,239	2,239	0
57	福島県	福島市	96	125	29	3,949	4,075	126
58	千葉県	富里市	44	73	29	550	550	0
59	東京都	文京区	69	98	29	3,492	3,771	279
60	東京都	町田市	153	182	29	6,993	7,119	126
61	大阪府	八尾市	19	47	28	4,643	4,818	175
62	茨城県	那珂市	0	27	27	785	797	12
63	千葉県	木更津市	65	92	27	1,615	1,659	44
64	千葉県	習志野市	43	70	27	2,028	2,196	168
65	兵庫県	宝塚市	7	34	27	3,030	3,210	180
66	埼玉県	東松山市	12	38	26	1,023	1,073	50
67	埼玉県	富士見市	10	36	26	1,701	1,821	120
68	福島県	郡山市	26	52	26	3,209	3,506	297
69	栃木県	佐野市	0	24	24	2,307	2,341	34
70	熊本県	益城町	58	81	23	1,054	1,130	76
71	大阪府	島本町	19	41	22	620	620	0
72	島根県	松江市	0	22	22	6,375	6,489	114
73	三重県	名張市	8	29	21	1,490	1,548	58
74	埼玉県	上尾市	15	35	20	3,005	3,184	179
75	埼玉県	入間市	4	24	20	2,454	2,493	39
76	埼玉県	新座市	50	70	20	2,774	2,819	45
77	千葉県	八街市	4	24	20	981	981	0
78	愛知県	東海市	15	35	20	2,905	2,945	40
79	滋賀県	栗東市	12	32	20	1,695	1,695	0
80	大分県	佐伯市	0	20	20	1,058	1,077	19
81	沖縄県	那覇市	539	559	20	7,389	8,050	661
82	岩手県	紫波町	5	24	19	606	591	▲ 15
83	東京都	日野市	164	183	19	3,033	3,132	99
84	福岡県	春日市	102	121	19	1,740	1,790	50
85	熊本県	玉名市	2	21	19	1,674	1,700	26
86	福島県	大玉村	0	18	18	140	150	10
87	大阪府	交野市	29	47	18	1,183	1,292	109
88	沖縄県	読谷村	60	78	18	810	810	0
89	岩手県	一関市	34	51	17	2,642	2,672	30
90	宮城県	石巻市	45	62	17	2,309	2,516	207
91	栃木県	那須塩原市	19	36	17	2,384	2,653	269
92	千葉県	印西市	0	17	17	1,561	1,731	170
93	大阪府	和泉市	27	44	17	3,321	3,472	151
94	鹿児島県	奄美市	15	32	17	1,005	1,097	92
95	東京都	世田谷区	1,182	1,198	16	11,377	12,895	1,518
96	岐阜県	瑞穂市	7	23	16	1,615	1,680	65
97	兵庫県	芦屋市	22	38	16	1,122	1,211	89
98	兵庫県	豊岡市	0	16	16	1,910	1,923	13
99	徳島県	北島町	7	23	16	535	535	0
100	愛媛県	砥部町	0	16	16	276	276	0
101	沖縄県	うるま市	115	131	16	2,795	3,000	205
102	岩手県	滝沢市	1	16	15	1,270	1,275	5
103	茨城県	阿見町	0	15	15	970	970	0
104	東京都	立川市	183	198	15	3,420	3,553	133
105	神奈川県	逗子市	4	19	15	688	798	110
106	福岡県	広川町	0	15	15	560	560	0
107	秋田県	潟上市	17	31	14	825	875	50
108	東京都	国分寺市	88	102	14	2,219	2,332	113
109	静岡県	三島市	0	14	14	1,700	1,719	19
110	愛知県	日進市	0	14	14	1,952	2,040	88
111	宮城県	大衡村	1	14	13	130	130	0
112	宮城県	涌谷町	0	13	13	220	220	0

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
113	茨城県	土浦市	0	13	13	2,244	2,345	101
114	茨城県	牛久市	0	13	13	2,014	2,014	0
115	埼玉県	久喜市	0	13	13	1,842	1,985	143
116	静岡県	島田市	11	24	13	1,720	1,743	23
117	沖縄県	宮古島市	48	61	13	1,795	2,049	254
118	宮城県	登米市	0	12	12	1,537	1,667	130
119	滋賀県	彦根市	51	63	12	2,415	2,469	54
120	京都府	亀岡市	0	12	12	2,451	2,451	0
121	福岡県	大刀洗町	0	12	12	495	540	45
122	福岡県	福岡市	61	73	12	31,903	33,485	1,582
123	千葉県	八千代市	42	53	11	2,195	2,410	215
124	東京都	西東京市	143	154	11	2,931	3,060	129
125	滋賀県	近江八幡市	45	56	11	1,609	1,672	63
126	大阪府	大東市	3	14	11	2,208	2,420	212
127	千葉県	千葉市	0	11	11	13,446	14,117	671
128	埼玉県	越谷市	28	38	10	4,547	4,858	311
129	埼玉県	飯能市	4	13	9	1,137	1,137	0
130	神奈川県	南足柄市	9	18	9	570	584	14
131	愛知県	東郷町	6	15	9	1,255	1,306	51
132	奈良県	大和郡山市	11	20	9	1,604	1,654	50
133	福岡県	宇美町	36	45	9	689	809	120
134	熊本県	大津町	38	47	9	1,025	1,032	7
135	鹿児島県	徳之島町	5	14	9	260	260	0
136	宮城県	大和町	37	45	8	435	443	8
137	静岡県	伊東市	25	33	8	960	960	0
138	熊本県	合志市	33	41	8	2,090	2,203	113
139	岩手県	田野畑村	0	7	7	50	50	0
140	宮城県	岩沼市	24	31	7	780	780	0
141	埼玉県	蓮田市	17	24	7	655	727	72
142	埼玉県	ふじみ野市	14	21	7	1,716	1,984	268
143	千葉県	佐倉市	34	41	7	1,988	2,106	118
144	徳島県	藍住町	5	12	7	514	514	0
145	岩手県	金ヶ崎町	2	8	6	330	350	20
146	宮城県	加美町	0	6	6	498	583	85
147	宮城県	美里町	10	16	6	198	198	0
148	栃木県	大田原市	0	6	6	1,333	1,362	29
149	栃木県	さくら市	0	6	6	1,168	1,260	92
150	栃木県	壬生町	1	7	6	1,060	1,099	39
151	千葉県	君津市	6	12	6	1,290	1,260	▲ 30
152	東京都	あきる野市	12	18	6	1,829	1,829	0
153	神奈川県	小田原市	16	22	6	3,233	3,245	12
154	京都府	向日市	0	6	6	1,050	1,079	29
155	大阪府	富田林市	0	6	6	1,696	1,696	0
156	福岡県	篠栗町	4	10	6	677	717	40
157	福岡県	水巻町	0	6	6	470	470	0
158	熊本県	宇城市	2	8	6	2,001	2,041	40
159	沖縄県	今帰仁村	0	6	6	280	299	19
160	神奈川県	川崎市	0	6	6	22,869	24,739	1,870
161	奈良県	奈良市	79	85	6	6,339	6,407	68
162	北海道	中標津町	0	5	5	180	180	0
163	宮城県	白石市	0	5	5	500	500	0
164	群馬県	邑楽町	0	5	5	370	390	20
165	埼玉県	白岡市	13	18	5	343	452	109
166	東京都	目黒区	294	299	5	3,563	3,904	341
167	東京都	青梅市	20	25	5	3,233	3,272	39
168	東京都	東久留米市	87	92	5	1,976	2,014	38
169	東京都	瑞穂町	20	25	5	659	678	19
170	静岡県	焼津市	10	15	5	1,620	1,640	20

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
171	三重県	四日市市	59	64	5	5,441	5,492	51
172	佐賀県	佐賀市	8	13	5	5,616	5,872	256
173	北海道	上ノ国町	0	4	4	165	165	0
174	茨城県	取手市	4	8	4	1,766	1,789	23
175	東京都	八丈町	0	4	4	302	431	129
176	神奈川県	座間市	39	43	4	1,362	1,411	49
177	愛知県	高浜市	0	4	4	1,125	1,145	20
178	兵庫県	稲美町	11	15	4	420	420	0
179	福岡県	宗像市	4	8	4	1,530	1,615	85
180	熊本県	嘉島町	5	9	4	300	390	90
181	沖縄県	名護市	17	21	4	2,416	2,737	321
182	北海道	浦臼町	0	3	3	0	0	0
183	北海道	東神楽町	0	3	3	210	220	10
184	岩手県	北上市	1	4	3	1,851	1,910	59
185	宮城県	山元町	0	3	3	160	160	0
186	福島県	喜多方市	31	34	3	981	1,356	375
187	茨城県	神栖市	11	14	3	2,808	2,848	40
188	茨城県	つくばみらい市	8	11	3	1,244	1,444	200
189	東京都	東大和市	4	7	3	2,028	2,183	155
190	大阪府	箕面市	14	17	3	2,097	2,132	35
191	奈良県	田原本町	6	9	3	500	500	0
192	香川県	宇多津町	0	3	3	610	590	▲ 20
193	福岡県	久山町	0	3	3	120	120	0
194	和歌山県	和歌山市	3	6	3	7,254	7,332	78
195	宮城県	気仙沼市	7	9	2	689	696	7
196	福島県	塙町	9	11	2	70	70	0
197	茨城県	常総市	4	6	2	1,188	1,217	29
198	埼玉県	吉川市	28	30	2	884	1,094	210
199	埼玉県	上里町	0	2	2	580	610	30
200	埼玉県	宮代町	0	2	2	340	340	0
201	東京都	日の出町	0	2	2	556	556	0
202	静岡県	富士市	32	34	2	4,225	4,337	112
203	静岡県	森町	0	2	2	220	239	19
204	愛知県	豊明市	0	2	2	1,542	1,547	5
205	三重県	熊野市	0	2	2	470	470	0
206	福岡県	岡垣町	10	12	2	220	246	26
207	佐賀県	鳥栖市	3	5	2	1,746	1,681	▲ 65
208	沖縄県	恩納村	26	28	2	206	211	5
209	北海道	室蘭市	0	1	1	950	950	0
210	北海道	稚内市	12	13	1	410	410	0
211	北海道	興部町	0	1	1	90	90	0
212	宮城県	大郷町	0	1	1	90	90	0
213	茨城県	常陸太田市	0	1	1	700	735	35
214	千葉県	袖ヶ浦市	0	1	1	1,000	1,024	24
215	千葉県	栄町	0	1	1	220	230	10
216	東京都	羽村市	0	1	1	1,371	1,372	1
217	東京都	三宅村	0	1	1	60	60	0
218	神奈川県	大井町	0	1	1	170	190	20
219	静岡県	熱海市	0	1	1	430	430	0
220	静岡県	菊川市	0	1	1	1,010	1,010	0
221	愛知県	刈谷市	8	9	1	2,067	2,162	95
222	愛知県	幸田町	0	1	1	1,315	1,351	36
223	滋賀県	豊郷町	1	2	1	155	155	0
224	兵庫県	播磨町	6	7	1	620	620	0
225	和歌山県	白浜町	0	1	1	560	560	0
226	和歌山県	上富田町	0	1	1	390	409	19
227	和歌山県	串本町	1	2	1	300	300	0
228	福岡県	みやま市	0	1	1	984	1,056	72

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数		
			H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)	H27.4	H28.4	対前年 (H28-H27)
229	福岡県	桂川町	0	1	1	330	350	20
230	長崎県	壱岐市	3	4	1	607	607	0
231	鹿児島県	伊仙町	0	1	1	180	180	0
232	沖縄県	豊見城市	41	42	1	1,993	2,071	78
233	宮城県	栗原市	23	23	0	947	881	▲ 66
234	宮城県	村田町	4	4	0	90	90	0
235	宮城県	柴田町	24	24	0	457	464	7
236	宮城県	南三陸町	1	1	0	180	323	143
237	福島県	棚倉町	12	12	0	140	140	0
238	栃木県	上三川町	1	1	0	520	522	2
239	埼玉県	春日部市	3	3	0	2,851	2,845	▲ 6
240	神奈川県	寒川町	10	10	0	630	630	0
241	神奈川県	大磯町	18	18	0	218	262	44
242	神奈川県	開成町	5	5	0	280	280	0
243	静岡県	藤枝市	5	5	0	1,705	1,871	166
244	愛知県	扶桑町	1	1	0	860	860	0
245	滋賀県	日野町	13	13	0	385	415	30
246	奈良県	天理市	21	21	0	1,430	1,439	9
247	島根県	雲南市	9	9	0	1,060	1,165	105
248	福岡県	苅田町	2	2	0	780	780	0
249	沖縄県	嘉手納町	60	60	0	260	298	38

私立大学卒業後の進路【全体・社会科学・保健】

■私立大学全体

単位：人

年度	A 【E/B】	B 【C-(D+H)】	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	就職率 (%)	進学者を除いた 人数	合計 (卒業者数)	進学者数	就職者(正規 の職員等)	就職者(正規 の職員等 でない者)	臨床研修医 (予定者を含 む)	専修学校・ 外国の学校 等入学者	一時的な仕 事に就いた 者	左記以外	不詳・死亡
平成24	68.7%	392,514	429,906	27,401	269,528	18,034	3,911	9,991	17,924	74,440	8,677
平成25	72.2%	396,617	430,824	25,802	286,466	18,573	3,967	8,405	15,075	65,020	7,516
平成26	75.3%	404,518	437,737	25,784	304,442	18,438	3,845	7,435	12,838	58,381	6,574
平成27	78.7%	403,846	434,716	24,880	317,731	17,316	3,755	5,990	10,292	49,122	5,630
平成28	81.5%	401,128	430,768	24,268	327,027	15,615	3,755	5,372	8,908	41,150	4,673
平均	75.3%										

■社会科学－社会学関係

単位：人

年度	A 【E/B】	B 【C-(D+H)】	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	就職率 (%)	進学者を除いた 人数	合計 (卒業者数)	進学者数	就職者(正規 の職員等)	就職者(正規 の職員等 でない者)	臨床研修医 (予定者を含 む)	専修学校・ 外国の学校 等入学者	一時的な仕 事に就いた 者	左記以外	不詳・死亡
平成24	71.7%	30,716	32,193	815	22,016	1,680	—	662	1,296	5,063	661
平成25	75.6%	30,171	31,483	751	22,815	1,547	—	561	992	4,271	546
平成26	78.4%	30,112	31,347	725	23,601	1,461	—	510	795	3,825	430
平成27	81.4%	29,922	31,014	662	24,342	1,260	—	430	676	3,297	347
平成28	84.1%	29,278	30,304	641	24,637	1,083	—	385	537	2,730	291
平均	78.2%										

■社会科学－その他

単位：人

年度	A 【E/B】	B 【C-(D+H)】	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	就職率 (%)	進学者を除いた 人数	合計 (卒業者数)	進学者数	就職者(正規 の職員等)	就職者(正規 の職員等 でない者)	臨床研修医 (予定者を含 む)	専修学校・ 外国の学校 等入学者	一時的な仕 事に就いた 者	左記以外	不詳・死亡
平成24	68.0%	12,537	13,170	387	8,523	445	—	246	521	2,711	337
平成25	73.1%	13,468	14,054	363	9,848	487	—	223	489	2,319	325
平成26	76.7%	13,080	13,587	333	10,030	422	—	174	394	2,039	195
平成27	82.0%	13,021	13,521	345	10,681	294	—	155	295	1,546	205
平成28	84.6%	12,713	13,125	284	10,751	251	—	128	207	1,305	199
平均	76.9%										

■保健－その他

単位：人

年度	A 【E/B】	B 【C-(D+H)】	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	就職率 (%)	進学者を除いた 人数	合計 (卒業者数)	進学者数	就職者(正規 の職員等)	就職者(正規 の職員等 でない者)	臨床研修医 (予定者を含 む)	専修学校・ 外国の学校 等入学者	一時的な仕 事に就いた 者	左記以外	不詳・死亡
平成24	83.3%	10,345	10,872	335	8,621	400	—	192	157	1,132	35
平成25	82.9%	11,044	11,512	286	9,157	390	—	182	149	1,317	31
平成26	84.5%	12,403	12,840	269	10,486	493	—	168	154	1,223	47
平成27	84.6%	13,541	13,965	289	11,458	566	—	135	183	1,306	28
平成28	84.8%	14,114	14,604	323	11,962	481	—	167	202	1,436	33
平均	84.0%										